第２次彦根市地域福祉計画

支えあい　信頼しあい

つながりあえるまち

彦　根

平成29年（2017年）３月

彦　根　市

第２次彦根市地域福祉計画

目　　次

第１章　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　１　計画策定の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　２　計画策定にあたっての基本的な視点　・・・・・・・・・・・・・・・　2
　３　計画の性格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　４　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第２章　彦根市の地域福祉の状況と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　１　人口等の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　　（１）人口構成の状況
　　（２）学区別人口の状況
　２　地域福祉を取り巻く状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　　（１）市を取り巻く社会の変化
　　（２）市民生活における変化
　３　地域福祉に関する市民ニーズの分析と課題　・・・・・・・・・・・・　21
　　（１）情報を得ることについて
　　（２）相談について
　　（３）福祉を学ぶ機会について
　　（４）役に立つことについて
　　（５）地域で暮らすことについて

第３章　計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
　１　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
　２　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
　３　地域福祉における「地域」の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・　31
　４　計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

第４章　計画の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36
　基本目標１　支えあい、地域で安心して暮らせるまち　・・・・・・・・・　36
　基本目標２　一人ひとりに必要な情報が届くまち　・・・・・・・・・・・　45
　基本目標３　身近なところで相談でき、必要な支援が受けられるまち　・・・　51
　基本目標４　お互いに地域福祉について学びあえるまち　・・・・・・・・　56
　基本目標５　人それぞれに参加でき、役にたてるまち　・・・・・・・・・　60

第５章　計画の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64
　１　各主体の役割と連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64
　２　計画の進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　66

付属資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
Ⅰ　策定の経緯に関する資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
Ⅱ　市民アンケート調査結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
Ⅲ　具体的な活動事例　（団体アンケートからの抜粋） ・・・・・・・・・・ 79
Ⅳ　取組の評価指標一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
Ⅴ　用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
Ⅵ　和暦・西暦早見表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

※以下の本文において、右上に数字を付した用語の説明をページの下段に記載しています。また、「付属資料Ｖ　用語解説」ではこれらの用語の説明を 50 音順に掲載しています。

第１章　はじめに

１　計画策定の目的

彦根市では、「支えあい　信頼しあい　つながりあえるまち　彦根」を基本理念として、平成 24 年３月に第１次地域福祉計画[1]を策定しました。これは、「地域」の範囲として、「ご近所」「自治会」「小学校区」「市全域」の各レベルを設定するとともに、取組の主体を明確にしながら、策定したものです。

この間、わが国の社会保障の枠組みとして、従来の医療、年金、介護、障害福祉に、子ども・子育て支援、生活困窮者支援が加えられ、誰もが安心して暮らせる社会、そして社会参加を通じて活躍できる社会が目指されているところです。

具体的には、

●医療と介護の総合的な確保と地域包括ケアシステム[2]の構築

●地域社会における共生と差別の禁止等を基本原則とする障害福祉の推進

●子ども・子育て支援新制度の創設

●経済的、社会的および複合的な理由による生活困窮者への支援

などに関する取組が国・地方共に進められています。

また、平成 23 年３月の東日本大震災に続いて各地で集中豪雨等による災害が発生するとともに、平成 28 年４月には熊本地震が起こり、安全に対する国民のニーズが増大すると同時に、地域の絆をもう一度見直す機運がますます高まっています。本市においてもこれまで愛知川・犬上川・芹川など主要河川の氾濫等による水害を経験してきたことから、災害に強いまちづくりと地域防災体制の充実が求められています。

こうしたことをふまえ、本市では、第１次計画の最終目標年次が平成 28 年度であることから、市民参加のもと、第２次となる彦根市地域福祉計画を策定しました。

※「障害」の表記について

彦根市障害者福祉推進会議では、「障害」を個人の問題としてとらえるのではなく、社会によってつくられた問題とみなし、社会のあり方を変えていくことが必要だとする「社会モデル」の考え方に立つことを共通認識したうえで、「障害」の表記について議論したところ、さまざまな意見に分かれ、今後も引続き検討していくことになりました。

このため、ここでは、「障害」、「障害のある人」、「障害のある子ども」と表記します。

また国の制度や計画等の固有名詞的なものについては「障害者福祉」「障害福祉」等の表記を用います。

---

[1] 地域福祉：地域福祉とは、それぞれの地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。「社会福祉法」では、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めている。

[2] 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援に係るサービスが切れ目なく提供される仕組み。介護保険事業計画における重点課題とされている。

２　計画策定にあたっての基本的な視点

地域福祉計画は、市民、地域団体、事業者、大学、学区（地区）社会福祉協議会、彦根市社会福祉協議会、行政等がそれぞれ主体となり、互いに連携して取り組むことが不可欠です。

第２次計画では、次のような視点のもと、よりいっそう実現可能な計画づくりを目指しました。

（１）「実行可能なアクションプラン」にするために

第２次計画では、計画の実効性を高めるためにはどうしたらよいのか、第１次計画の達成状況についてしっかりと検証し、よりいっそう実行可能なアクションプランづくりを進めました。

（２）新たに対応が必要となる課題

第１次計画以降、新たに対応が求められている課題に対して、計画への反映を図りました。

◎すべての要支援者を地域のなかで支援できる地域包括ケアシステムの構築
◎地域社会における共生と差別の禁止等を基本原則とする障害福祉の推進
◎新制度に基づく子ども・子育て支援
◎経済的、社会的および複合的な理由による生活困窮者への支援
◎自然災害に備えた災害時避難行動要支援者[3]への支援　等

（３）市民が参加しやすい計画づくり

地域福祉計画の実行においては市民が大切な役割を担っており、市民にとってわかりやすく、参加しやすい計画づくりとするため、更なる工夫をしました。

[3] 災害時避難行動要支援者：災害時に、必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなどの適切な行動をとることが困難な人。寝たきりの高齢者や障害のある人など。

３　計画の性格

（１）法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第１０７条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むため市町村が策定する計画で、次の事項を一体的に定めるものです。

・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（２）地域をステージとした総合的な福祉の指針

「彦根市総合計画」を上位計画とし、子ども・若者、障害のある人、高齢者などへの支援に係る個別計画との整合性および連携を図り、これらの個別計画を内包する計画として策定するとともに、彦根市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携も図るものです。

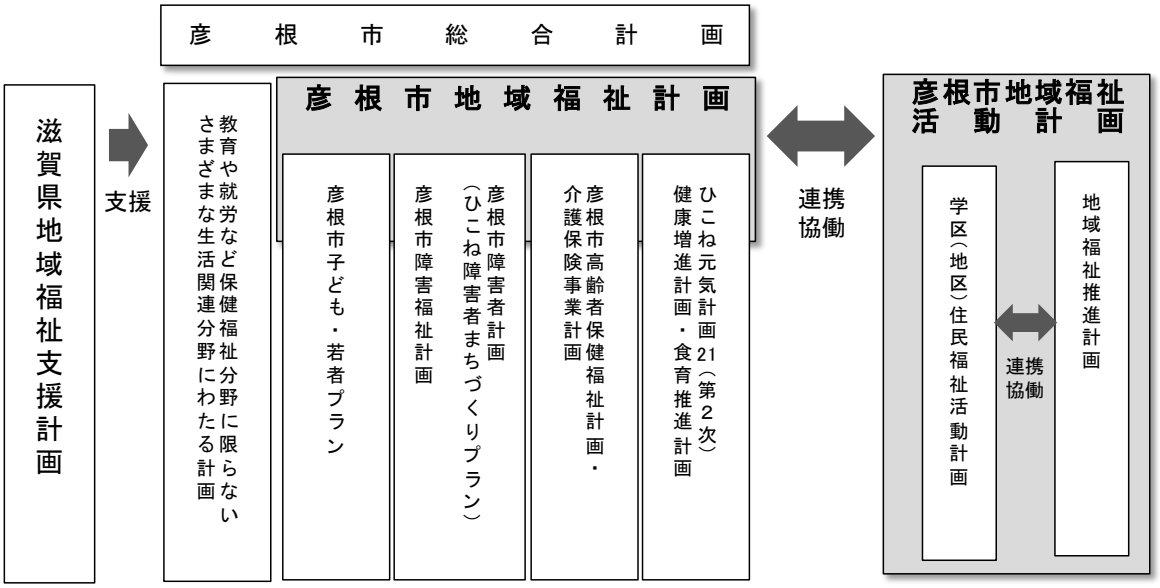

（３）行政・市民・事業者の協働

社会福祉法第４条では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされています。

つまり、地域住民を地域福祉の責任ある主体と位置づけるとともに、社会福祉に関する活動を行う者、すなわちボランティアについても地域福祉の担い手として位置づけています。このことから、「行政・住民・事業者の協働」という考え方が導入され、これら三者は共に地域福祉を進める対等な協力関係をつくっていくことが求められます。

4　計画の期間

第２次地域福祉計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの５年間とします。

<table>
<tr><th>計画</th><th>平成
28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>32年度</th><th>33年度</th><th>34年度</th><th>35年度</th><th>36年度</th><th>37年度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">彦根市総合計画</td><td colspan="5">基本構想：
10年間（平成23～32年度）</td><td colspan="5">基本構想：
おおむね10年程度</td></tr>
<tr><td colspan="5">後期基本計画</td><td colspan="5">前期基本計画</td></tr>
<tr><td>彦根市地域福祉計画</td><td>第1次
計画</td><td colspan="4">第2次計画
H29～33年度</td><td colspan="5">第3次計画</td></tr>
<tr><td>彦根市地域福祉活動計画（市社協）</td><td colspan="3">第1次計画</td><td colspan="2">第1次2カ年
延長計画</td><td colspan="5">第2次計画</td></tr>
<tr><td>彦根市子ども・若者プラン</td><td colspan="3">第1次計画</td><td colspan="6">第2次計画</td><td>第3次
計画</td></tr>
<tr><td>彦根市障害者計画
（ひこね障害者まちづくりプラン）</td><td>ひこね障害者ま
ちづくりプラン</td><td colspan="6">次期計画</td><td colspan="3">次次期計画</td></tr>
<tr><td>彦根市障害福祉計画</td><td>【第4期】</td><td colspan="3">【第5期】</td><td colspan="3">【第6期】</td><td colspan="3">【第7期】</td></tr>
<tr><td>彦根市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画</td><td>【第6期】</td><td colspan="3">【第7期】</td><td colspan="3">【第8期】</td><td colspan="3">【第9期】</td></tr>
<tr><td>ひこね元気計画21（第2次）
健康増進計画・食育推進計画</td><td colspan="3">第2次計画</td><td colspan="4">第3次計画</td><td colspan="3">第4次計画</td></tr>
</table>

第 2 章　彦根市の地域福祉の状況と課題

1　人口等の状況

（1）人口構成の状況

彦根市の人口は、平成 28 年 10 月 1 日現在 112,843 人で高齢化率[4]は 23.7%（平成 23 年は 20.2%）です。近年は人口の増加傾向が鈍化しており、平成 32 年には人口約 113,000 人となりますが、その後減少傾向をたどると推計されています。

彦根市の男女別 5 歳階級別の人口構成

彦根市（平成28年10月1日現在　人口　112,843人　　高齢化率　23.7%）

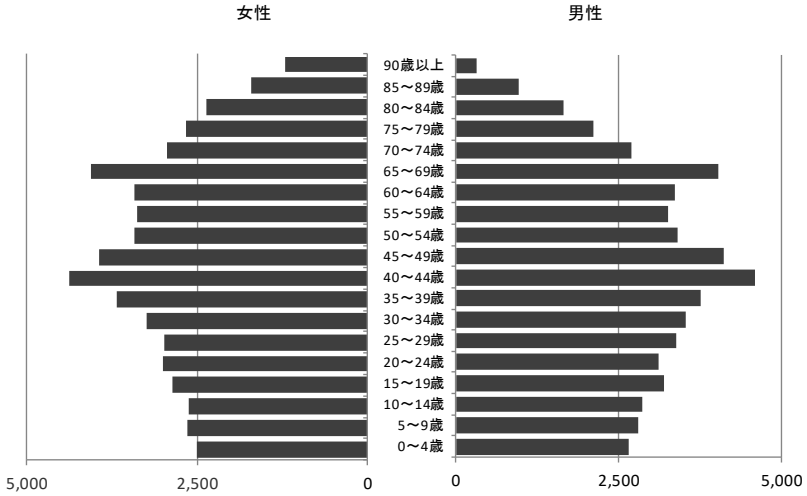

彦根市（平成32年推計人口　113,000人）

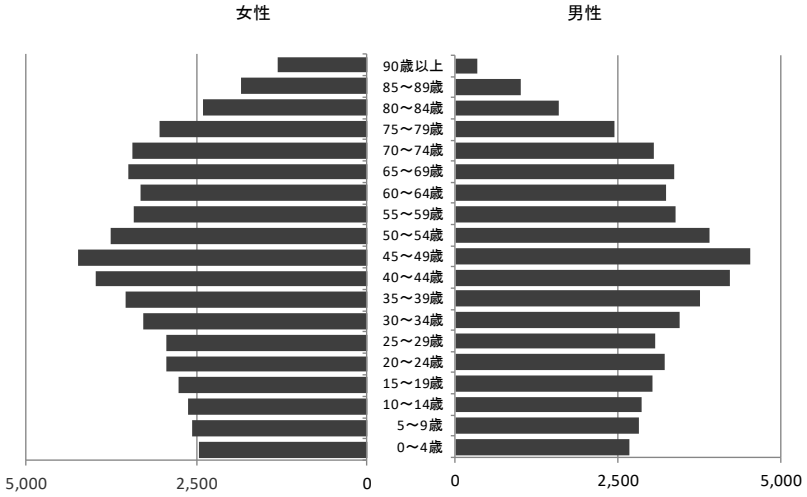

資料：彦根市統計書より作成
　　現状は平成 28 年 10 月1日現在
　　平成 32 年は彦根市総合計画における推計

[4] 高齢化率：総人口に占める 65 歳以上の人口の割合。

（2）学区別人口の状況

学区別の人口は、次のとおり学区によって違いがあり、高齢化率は高宮学区の 15.3%から稲枝北学区の 36.7%まで大きな差があります。

学区別年齢3区分別構成と1世帯あたりの人数

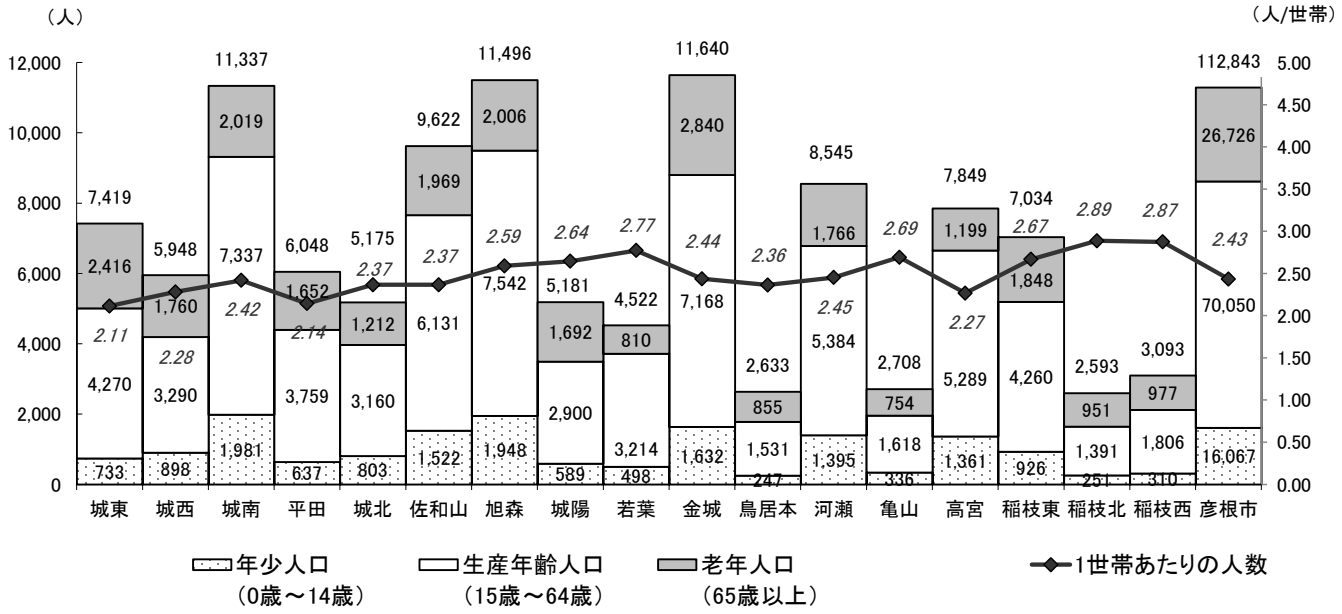

資料：彦根市統計書より作成（平成 28 年 10 月1日現在）
※　グラフ中、右端の「彦根市」の人口は左目盛の 10 倍

学区別年齢3区分別構成比

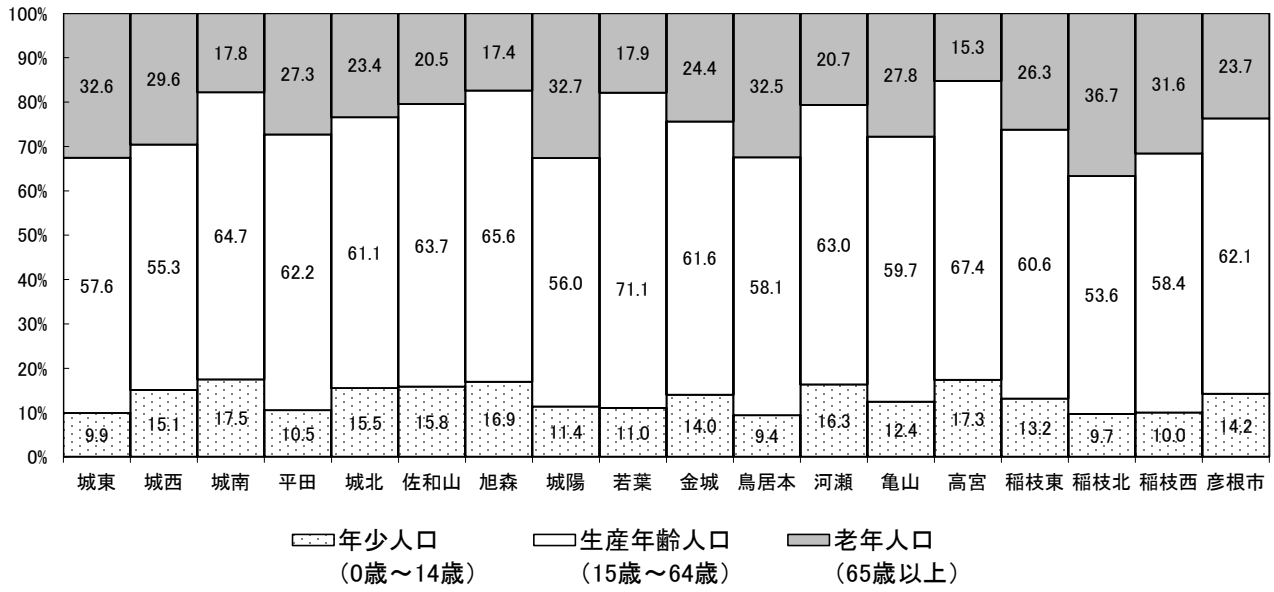

資料：彦根市統計書より作成（平成 28 年 10 月1日現在）
※　端数処理しているため合計が 100%にならない場合がある。

学区ごとの年少人口、生産年齢人口、老年人口の構成を市全体と比較し、それによって区分するとととともに、1 世帯あたりの人数や市民アンケートの結果をあわせてみると、次のとおりの特徴があります。

学区別の男女別 5 歳階級別の人口構成

【高齢化率が市の平均に近い学区】

今後、高齢者に対する生活支援、見守りなどのニーズが増大していくと考えられる。
人口の多い団塊の世代などが地域福祉活動の担い手に加われる仕組みづくりが求められる。また、年代に応じて連続的にボランティア参加できる地域づくりが求められる。
佐和山学区では、頼まれれば「安否確認の声かけ」ができるという人の割合が比較的高く、声かけに参加しやすい仕組みづくりが求められる。

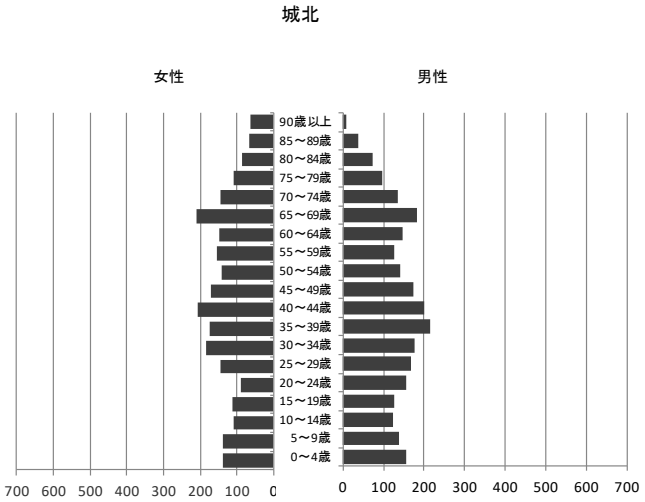

彦根市全体の人口構成に近い。自営業と勤め人が多い。

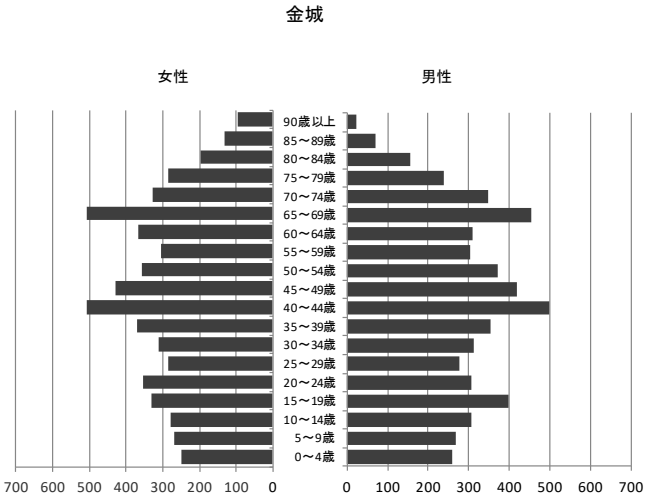

35 年ほど前に開発された住宅地で、60～69 歳の親とその子どもが多い。

資料:彦根市世帯・人口統計表一学区別 5 歳階級別世帯・人口統計表(平成 28 年 10 月 1 日現在)

佐和山

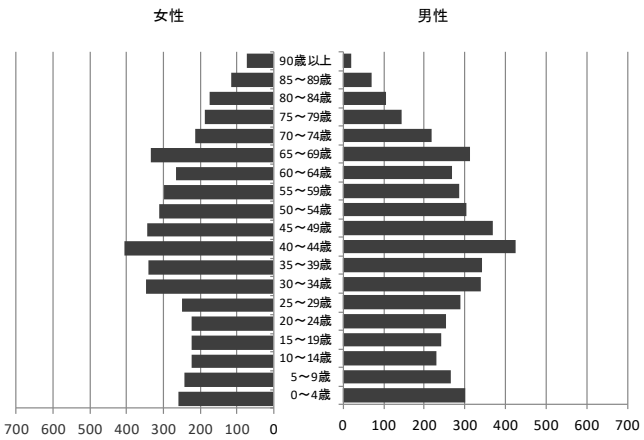

彦根市全体の人口構成に近い。他の学区よりパート・アルバイトの比率が高い。

河瀬

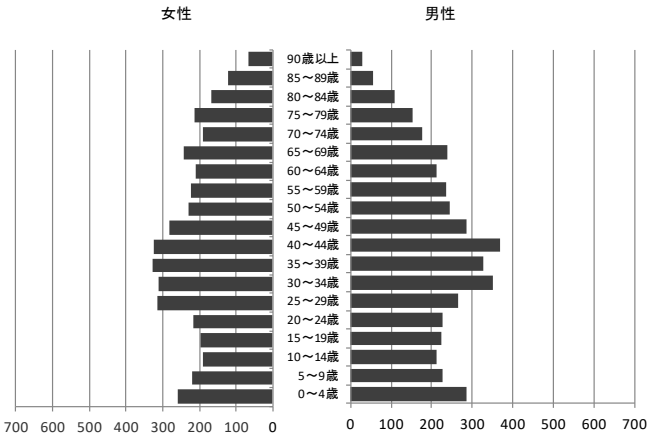

彦根市全体の人口構成に近い。

稲枝東

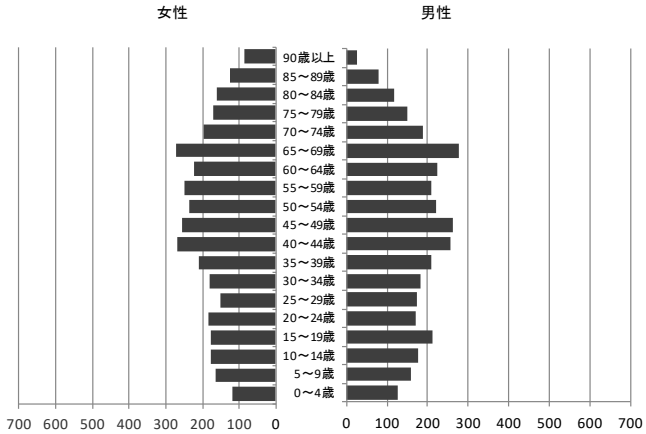

彦根市全体の人口構成に近い。他の学区より農業の比率が高く、1 世帯あたりの人数も多い。

【高齢化率が高い学区】

特に高齢者に対する生活支援、見守りなどのニーズが高いと考えられる。
人口の多い団塊の世代などが地域福祉活動の担い手となる仕組みづくりが求められる。
城陽学区では近所付き合いについて「ふだんから親しい付き合いがある」人の割合が高く、また城陽、鳥居本学区では、頼まれれば「安否確認の声かけ」ができるという人の割合が比較的高く、声かけに参加しやすい仕組みづくりが求められる。
鳥居本、亀山、稲枝北、稲枝西学区については人口が少なく、集落をこえたコミュニティの育成、地域間連携が必要である。

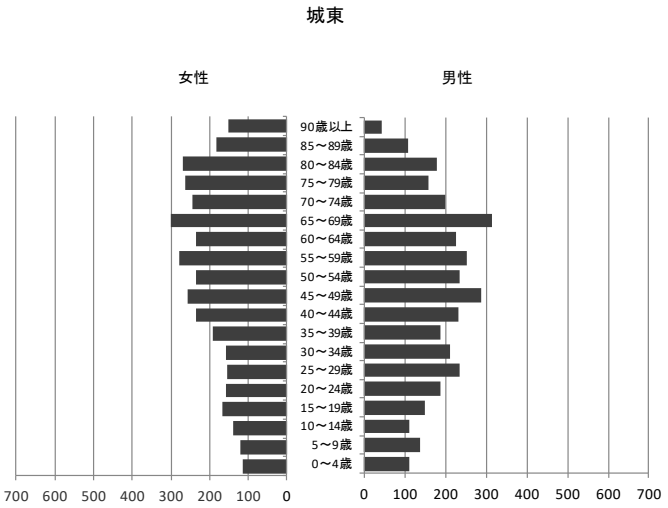

高齢化率が高く、1 世帯あたり人数も少ない。自営業が多い。

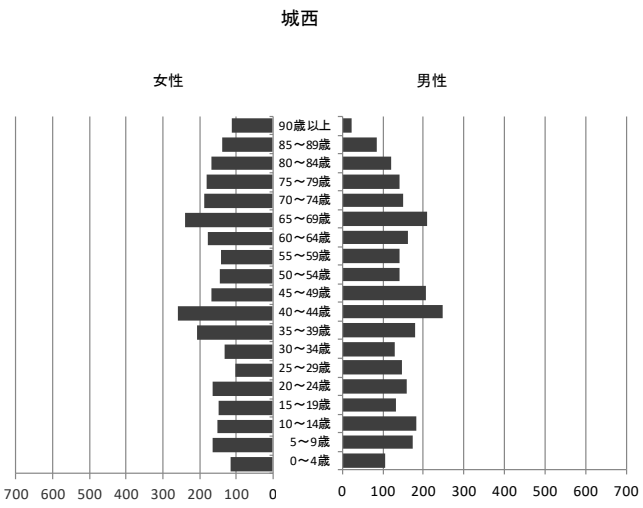

高齢化率が高く、1 世帯あたり人数も少ない。

平田

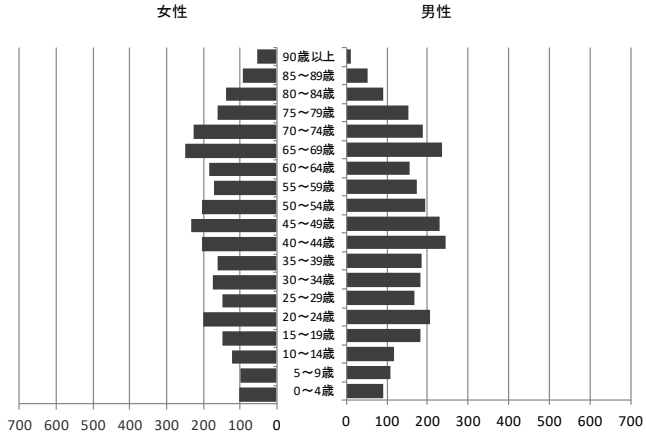

高齢化率が高く、1 世帯あたりの人数や子どもの人口が少ない。

城陽

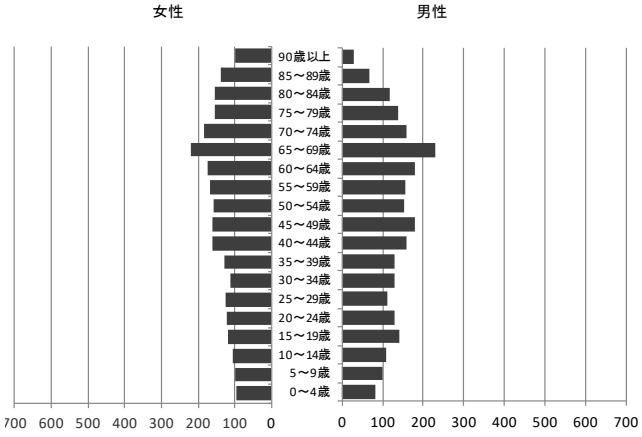

高齢化率が高く、子どもの人口が少ない。1 世帯あたりの人数はやや多い。

鳥居本

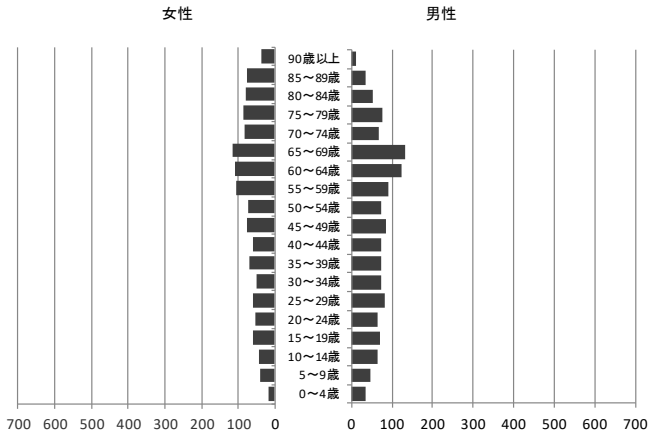

高齢化率が高く、子どもの人口が少ない。

亀山

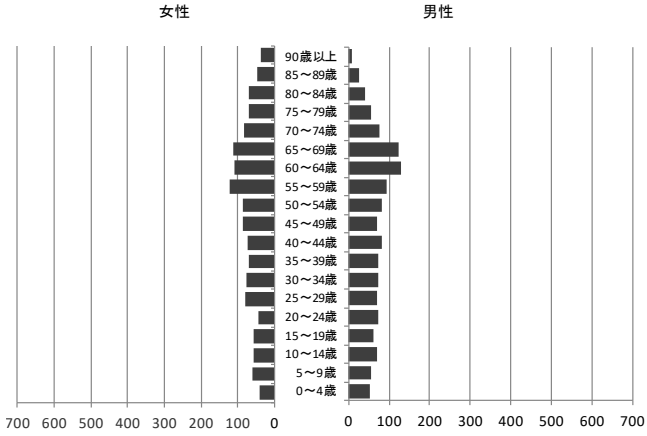

5 年前に比べると高齢化が進んでいる。勤め人が多い。1 世帯あたりの人数は多い。

稲枝北

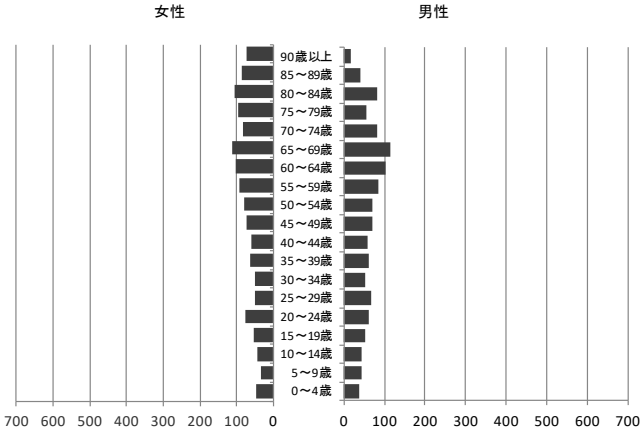

高齢化率が高く、子どもの人口が少ない。1 世帯あたりの人数は多い。

稲枝西

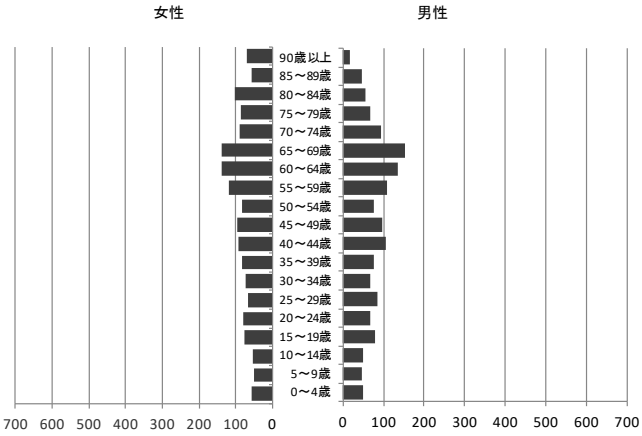

高齢化率が高く、子どもの人口が少ない。1 世帯あたりの人数は多い。

【高齢化率が低い学区】

高齢化率が市平均よりも低い学区で、若葉学区以外は年少人口割合も高く、子育て支援や子どもの安心・安全確保などのニーズが高いと考えられる。

人口の多い 40 歳代前後の住民や団塊の世代などが地域福祉活動に参加しやすくなる仕組みづくりが求められる。

旭森学区では、頼まれれば「安否確認の声かけ」ができるという人の割合が比較的高く、声かけに参加しやすい仕組みづくりが求められる。

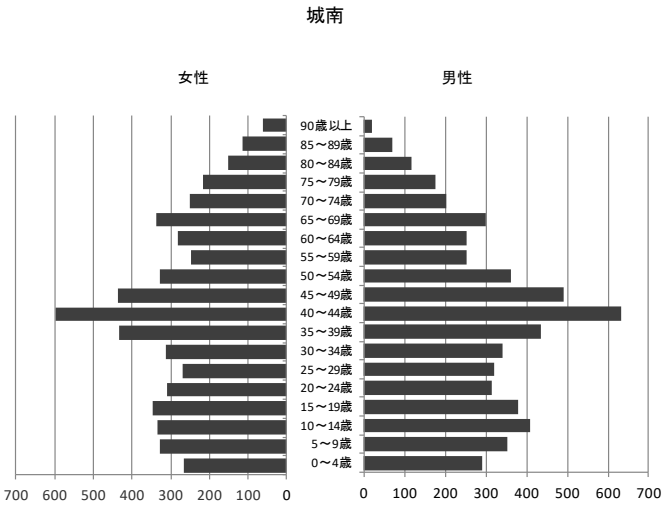

40 歳前後が多く、子どもの割合が高い。

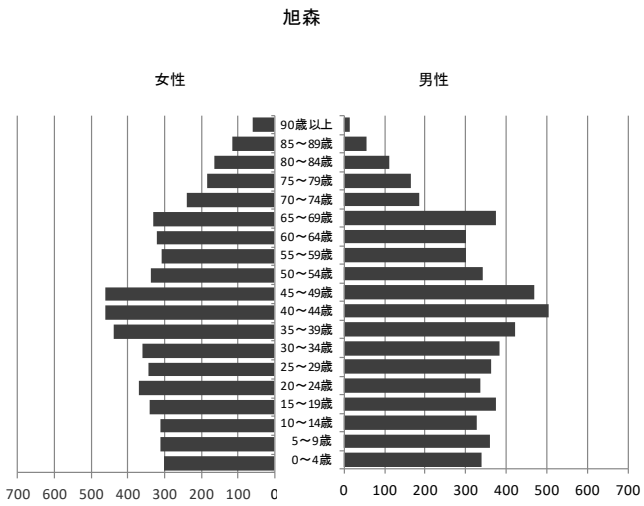

40 歳前後が多く、子どもの割合が高い。
勤め人が多い。

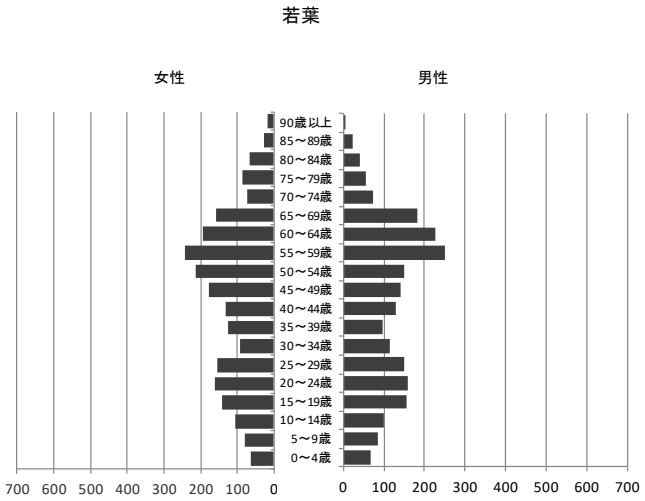

25 年ほど前に開発された住宅地で､50 歳前後の親とその子どもが多く、1 世帯あたりの人数は多い。勤め人が多い。

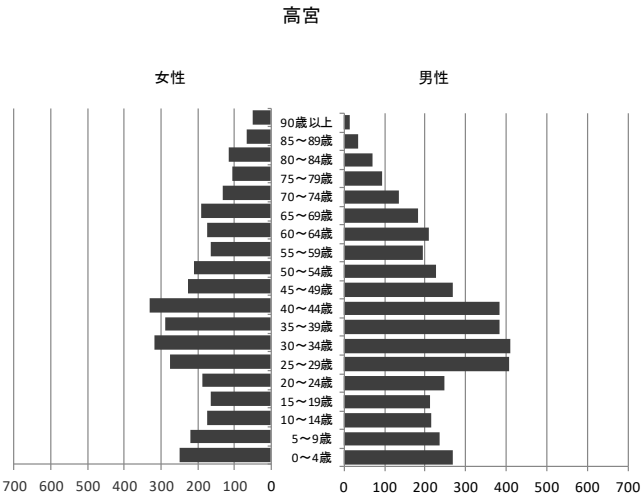

25 歳～44 歳の層が多く、子どもの割合が多い。

２　地域福祉を取り巻く状況

（１）市を取り巻く社会の変化

①　社会福祉・社会保障に関する諸制度の変化

わが国においては、平成 28 年７月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が発足し、“福祉分野における縦割りサービスの転換”と、住民一人ひとりが自分らしく活躍し、協働して助け合う“地域共生社会の実現”に向けた仕組みづくりが進められています。こうした中、社会保障の枠組みとして、従来の医療、年金、介護、障害福祉に、子ども・子育て支援、生活困窮者支援が加えられ、誰もが安心して暮らせる社会、そして社会参加を通じて活躍できる社会が目指されています。

ア　医療と介護の総合的な確保と地域包括ケアシステムの構築

○　「医療介護総合確保推進法」に基づき医療と介護の一体改革の取組が進められており、平成 30 年度の第７次医療計画と第７期介護保険事業計画の同時改定を見据え、今後、国において医療計画に関する基本方針と介護保険事業計画に関する基本指針の改定が行われる予定です。

○　介護においては、「団塊の世代」が後期高齢者となる 2025 年（平成 37 年）を見据えた中長期的な展望のなかで、医療・介護・予防・住まい・生活支援に係るサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業や医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域包括支援センターの機能強化などに取り組んでいます。

イ　地域社会における共生と差別の禁止等を基本原則とする障害福祉の推進

○　障害福祉については、わが国では国連決議である「障害者の権利に関する条約」の締結に向けて、障害者制度改革が進められ、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法施行、障害者総合支援法施行、障害者差別解消法施行等、国内法の整備が行われてきました。

○　平成 25 年 10 月には、障害者基本法に基づいて平成 25 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「第 3 次障害者基本計画」が策定され、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調を基本原則とするとともに、施策の横断的視点として障害のある人の自己決定の尊重が明記されました。

○　平成 25 年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が制定され、平成 28 年４月から施行されました。

○　平成 25 年 12 月「障害者の権利に関する条約」の締結が国会で承認され、平成 26 年１月に批准し、２月 19 日より効力が生じました。

ウ　子ども・子育て支援や若者支援等の推進

○　平成 22 年１月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成 24 年８月には「子ども・子育て関連３法」が制定されました。

○　平成 27 年度から実施された「子ども・子育て支援新制度」においては、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「認定こども園をはじめとする質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進しています。

○　平成 22 年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」を踏まえ、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援を推進するとともに、平成 26 年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った事情に左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう対策していくこととしています。

エ　経済的、社会的および複合的な理由による生活困窮者への支援

○　平成 25 年 12 月、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人が自立できるよう支援することを目的として、「生活困窮者自立支援法」が制定されています。

②　社会経済情勢の変化

○　世界経済が国境を越えて密接につながっている現在、さまざまな分野においてグローバリゼーション[5]が進展しています。株価や為替、原油価格の激しい動きなど、世界経済の動向は、わが国の社会経済にさまざまなインパクトをもたらし、地域経済においても雇用問題や地元企業の経営などに影響を与えています。

③　安全を脅かす災害や事故の発生

○　本市におけるこれまでの水害の経験に加え、近年、東日本大震災や熊本地震をはじめ津波、台風、集中豪雨などによる自然災害や原子力発電所の事故を伴った複合災害が発生し、国民の安全に対する不安が増しています。

○　一方、被災地を支援するための様々な活動が全国的な広がりを見せています。また、自分たちの地域における防災に対する関心も高まっています。

○　本市では、災害時の避難行動要支援者に対する支援対策として緊急時に備えて避難行動要支援者情報を共有しておくための取組が進みつつあります。

[5] グローバリゼーション：地球規模化。ものごとの規模が国家の枠組みを越え、地球全体に拡大すること。

（2）市民生活における変化

①　高齢者（65 歳以上の人）の状況

高齢者のみの世帯は、近年増加しており、平成 27 年度は 10,541 世帯で、世帯数全体の 22.9%（平成 23 年度は 19.3%）となっています。特に独居世帯は、この５年で 1,200 世帯近く増加しています。

高齢者世帯の状況

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
世帯数全体	44,106	44,731	45,139	45,596	46,115
高齢者独居世帯	4,619	4,952	5,240	5,555	5,788
高齢者複数世帯	3,895	4,091	4,341	4,555	4,753
高齢者のみの世帯　計	8,514	9,043	9,581	10,110	10,541
高齢者のみの世帯／世帯数	19.3%	20.2%	21.2%	22.2%	22.9%

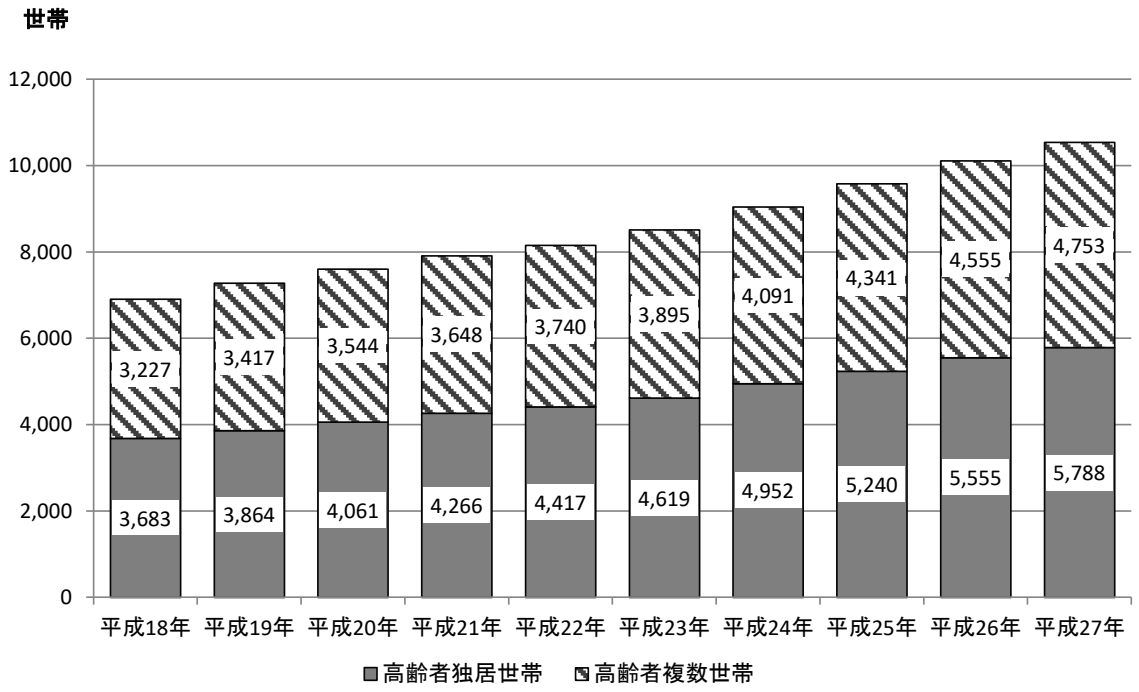

資料：住民基本台帳人口（各年度末現在）

② 介護保険における要支援・要介護者の状況

要介護等認定者[6]数は、高齢化の進行に伴って増加しており、平成 24 年度には 4,000 人を超え、平成 27 年度には 4,559 人となっています。

要介護等認定者数　　単位：人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
要支援1	261	334	395	457	504	508
要支援2	369	400	443	451	459	491
要介護1	707	788	857	883	975	1,035
要介護2	780	822	839	876	956	933
要介護3	530	601	612	684	641	636
要介護4	499	519	491	483	529	546
要介護5	388	397	409	425	401	410
合　計	3,534	3,861	4,046	4,259	4,465	4,559

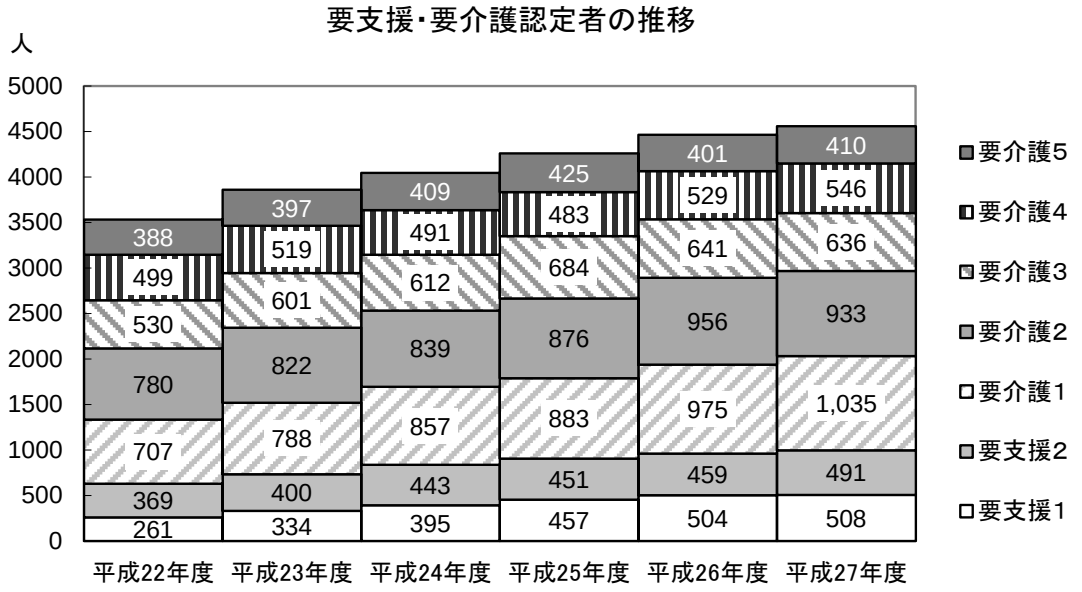

資料：介護福祉課（各年度末現在）

[6] 要介護等認定者：日常生活において、介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な人（要支援者）や、常時介護を必要とする人（要介護者）と認定された方。

認定率は、第１号被保険者（65 歳以上の高齢者）に占める第１号被保険者認定者の比率であり、高齢者一人あたりの介護サービスの量や費用と連動する重要な要素です。

学区別に認定率の状況をみると、城東、城西、城陽、鳥居本、河瀬、亀山、稲枝北学区など、65 歳以上の人口のうち後期高齢者（75 歳以上）の割合が高い学区（P8～10 参照）では、認定率も市の平均 17.1%（平成 23 年は 15.7%）より高くなっています。

学区別認定者数と認定率

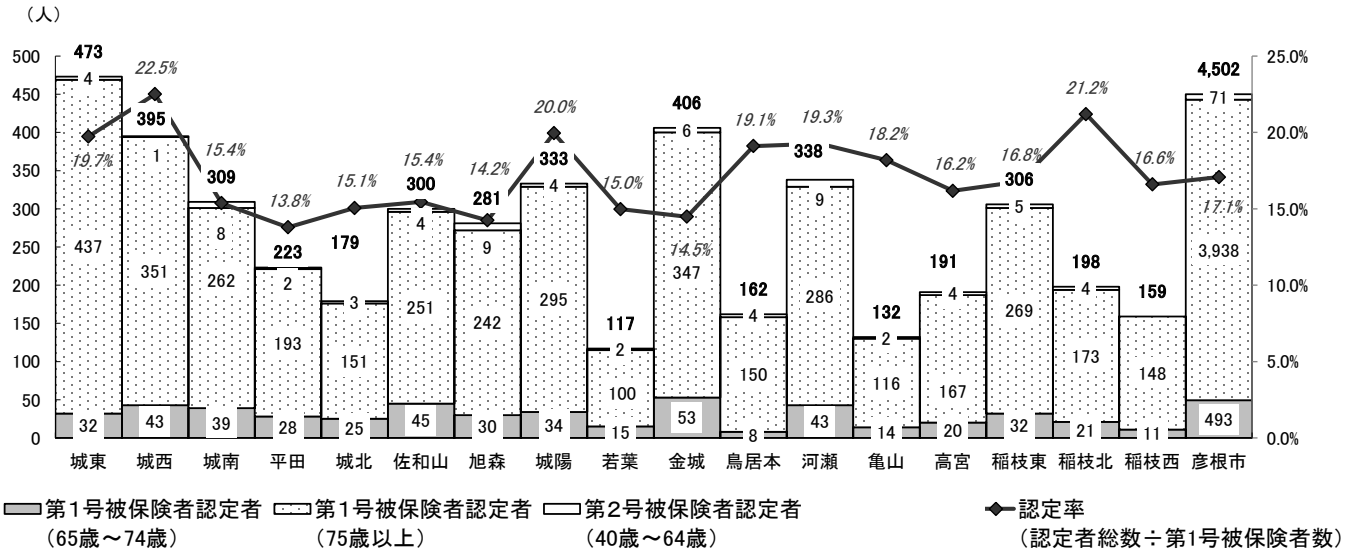

資料：介護福祉課
平成28年3月末日現在
※　グラフ中、右端の「彦根市」の認定者数は左目盛の10倍

③　障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者の人数は、平成 27 年度末現在 4,193 人で、平成 23 年度から 192 人増加しています。等級別では 1 級が 1,300 人と最も多くなっています。また、障害種別では肢体不自由が 2,321 人と最も多くなっています。

◆身体障害者手帳交付者数

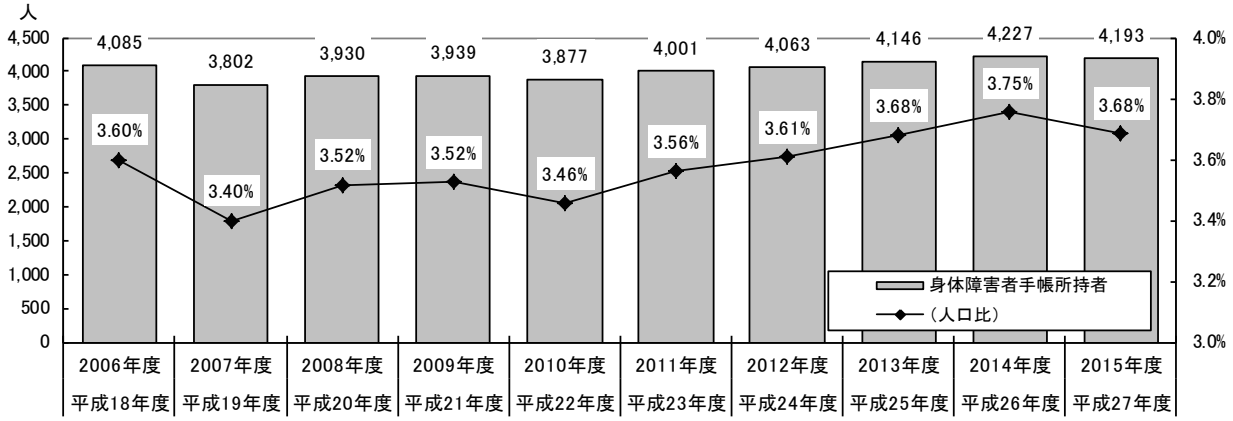

各年度3月31日現在

等級別　　単位：人

	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度
身体障害者手帳所持者	4,001	4,063	4,146	4,227	4,193
（人口比）	3.56%	3.61%	3.68%	3.75%	3.68%
1級	1,219	1,228	1,268	1,289	1,300
2級	590	595	601	607	598
3級	706	711	716	712	690
4級	988	1,015	1,030	1,061	1,038
5級	296	314	328	335	341
6級	202	200	203	223	226

種類別　　単位：人

	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度
身体障害者手帳所持者計	4,001	4,063	4,146	4,227	4,193
視覚障害	348	345	345	338	334
聴覚・平衡機能障害	336	331	339	348	342
音声言語そしゃく機能障害	39	41	45	48	46
肢体不自由	2,219	2,268	2,313	2,351	2,321
内部障害	1,059	1,078	1,104	1,142	1,150

各年度3月31日現在

資料：障害福祉課

療育手帳[7]所持者は、平成 27 年度末現在 1,065 人で、平成 23 年度から 237 人増加しています。程度別でみると中度・軽度が 719 人と多くなっています。

◆療育手帳交付者数

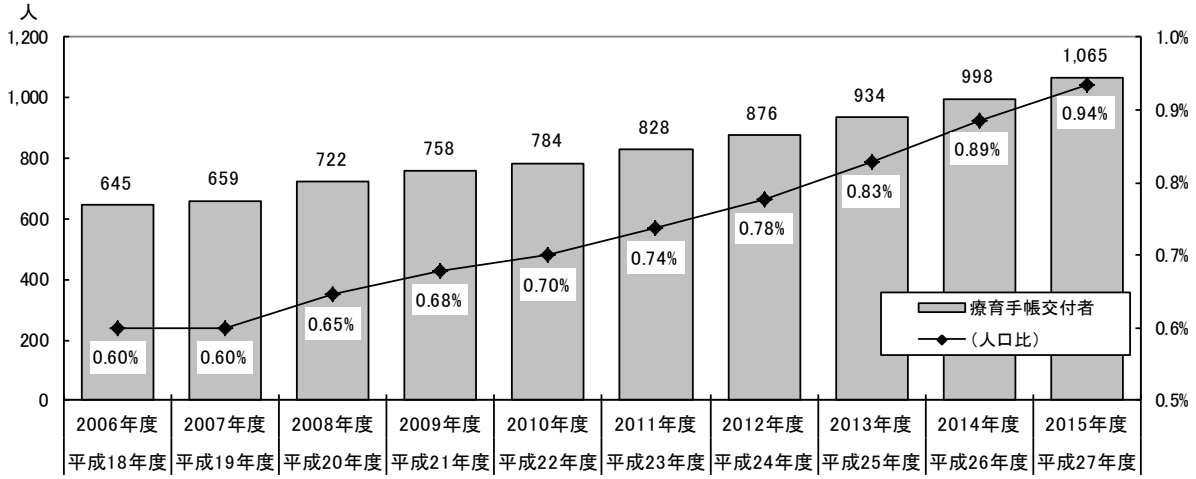

各年度3月31日現在

程度別

	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度
療育手帳交付者数	828	876	934	998	1,065
（人口比）	0.74%	0.78%	0.83%	0.89%	0.94%
最重度・重度	298	311	323	336	346
中度・軽度	530	565	611	662	719

各年度3月31日現在

資料：障害福祉課

[7] 療育手帳：知的障害のある人が各種のサービスを受けやすくなるための障害者手帳。都道府県知事が交付。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 27 年度末現在 725 人で、平成 23 年度から 292 人増加しています。等級別では 2 級が 450 人で最も多くなっています。

◆精神障害者保健福祉手帳交付者数

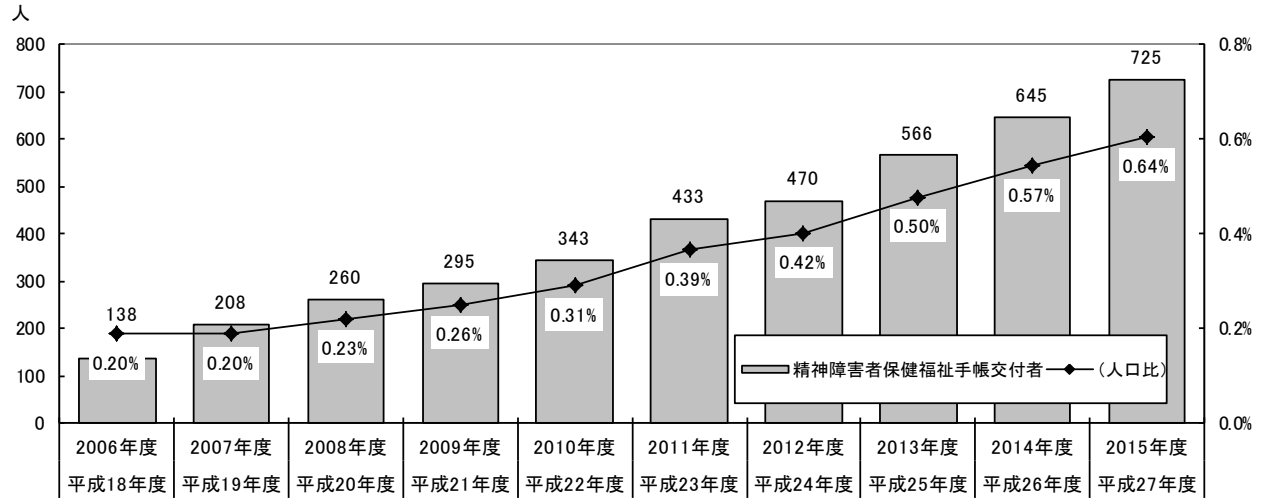

各年度3月31日現在

等級別　　単位：人

	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度
精神障害者保健福祉手帳 交付者数	433	470	566	645	725
（人口比）	0.39%	0.42%	0.50%	0.57%	0.64%
1級	15	19	27	29	32
2級	294	304	348	397	450
3級	124	147	191	219	243

各年度3月31日現在

資料：障害福祉課

自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、平成 27 年度末現在 1,228 人で、平成 23 年度から 194 人増加しています。

◆自立支援医療（精神通院医療）受給者数

単位：人

	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度
自立支援医療（精神通院医療） 受給者	1,034	1,080	1,137	1,170	1,228

各年度3月31日現在

資料：障害福祉課

④　外国人登録の状況

外国人登録については、リーマンショックが引き金となった世界同時不況によって、平成 21 年以降減少傾向にありましたが、平成 27 年になって増加に転じています。国籍別内訳をみると、平成 22 年以降は中国国籍の住民がブラジル国籍の住民を上回っています。

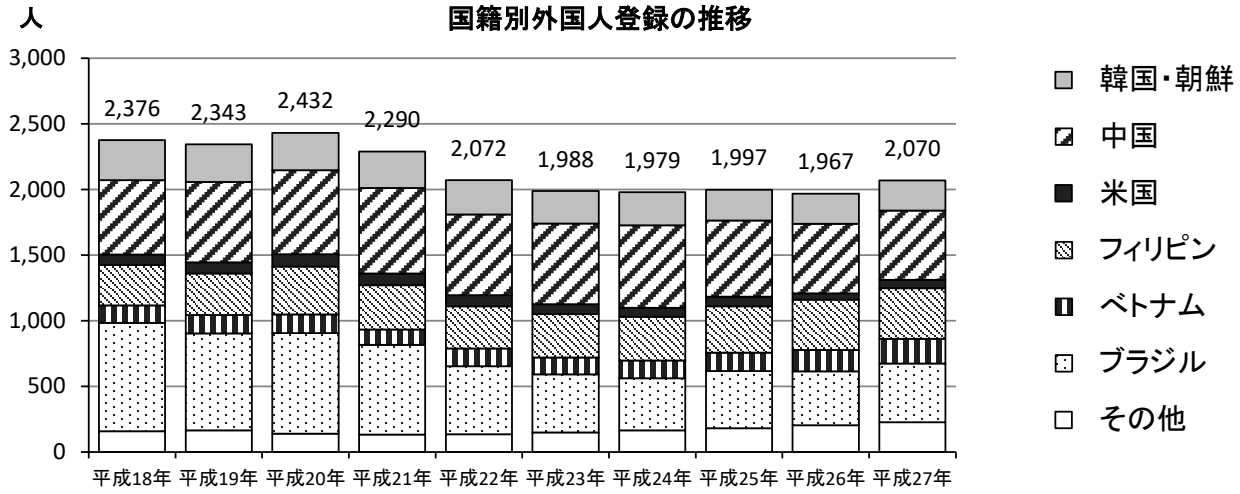

資料：彦根市統計書（平成27年版）

⑤　生活保護の状況

生活保護の支給状況については、近年、被保護世帯数、被保護人員、保護率とも増加を続けてきましたが、平成 22 年度以降は、やや減少もしくは横ばいとなっています。

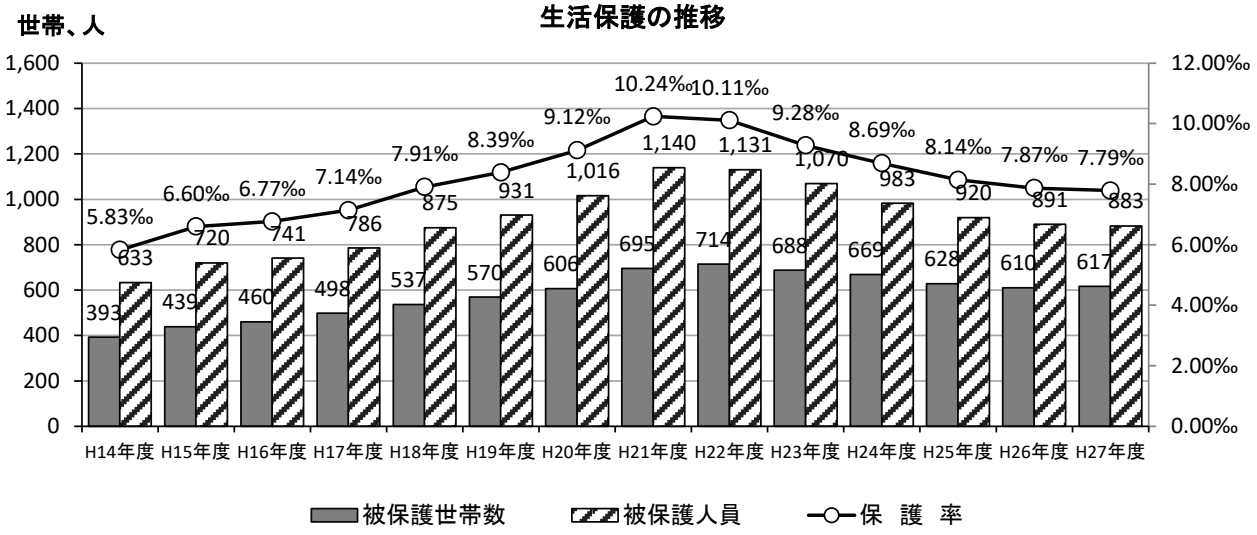

資料：社会福祉課
　　各年度3月31日現在

3　地域福祉に関する市民ニーズの分析と課題

地域福祉に関する市民ニーズを把握するため、市内在住の 20 歳以上の市民から 1,000 人を無作為抽出した市民アンケートと、市内の学区（地区）社会福祉協議会[8]、民生委員児童委員協議会[9]、福祉関連団体等 58 団体を対象にした団体アンケートを実施しました。

ここでは、それらの結果をもとに、市民アンケートの設計趣旨である「情報を得る」、「相談する」、「福祉を学ぶ」、「役に立つ」、「地域で暮らす」という視点から特徴的なことを抽出し、課題を検討します。

（1）情報を得ることについて

【市民アンケート】

＜広報ひこね＞

- 市の広報は「よく読んでいる」が 52.4%（前回調査 53.6%）、「時々読んでいる」が 31.4%（前回調査 28.9%）、合わせて 83.8%（前回調査 82.5%）が読んでいる一方、「読んだことがない」も 3.6%（前回調査 4.0%）となっている。
- 年齢区分別にみると、20 歳代では読んでいる人の割合が低いものの、30 歳代以上では約 8 割以上の人が読んでいる。

＜社協ひこね＞

- 市社協[10]の広報は、年間 6 回の発行のためか、読んでいる人の割合は、市の広報よりも低くなる。年齢区分別にみると、60 歳代以上では「よく読んでいる」と「時々読んでいる」を合わせると約 7 割が読んでいる。

＜市や市社協のホームページ＞

- 「広報ひこね」や「社協ひこね」に比べると、見ている人の割合はかなり少なくなる。年齢区分別にみると、20 歳代～40 歳代で見ている人の割合が低く、50 歳代以上で見ている人の割合が比較的高い。

＜情報の入手先について＞

- 情報をあまり得ることができない人が 30.0%（前回調査 23.8%）、ほとんど得ることができない人が 13.4%（前回調査 14.6%）で、合わせて 43.4%（前回調査 38.4%）となってなっており、前回調査よりも増えている。年齢区分別にみると、60 歳代以上では「だいたい得ることができる」という割合が他の年代に比べて高い。
- 近所付き合いとのクロス集計をみると、情報を得ることができる人は比較的近所付き合いがあり、情報を得ることができない人は付き合いが薄いことがうかがえる。

---

[8] 学区（地区）社会福祉協議会：一定の地域内において、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体。

[9] 民生委員児童委員協議会：民生委員法により、民生委員協議会を組織しなければならないとされ、児童委員の活動要領に定められる児童委員協議会と一体的に運営されている。組織の区域は、彦根市では概ね小学校区となっている。

[10] 彦根市社会福祉協議会（市社協）：社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。

【団体アンケートやワークショップでの意見等】

＜広報＞

- 広報の記事を見逃していることもある。重要な情報は繰り返し読みたい。
- 福祉施策が次々と変わっていく中、彦根市の福祉サービスについてわかりやすい情報発信がほしい。
- 「彦根市は子育てしやすい」という声をきく。ホームページですぐ必要な情報にたどりつけるよう改善されるとさらに良い。
- 彦根市全体の地域支援システムをA3サイズ１枚程度にまとめたものがあると良い。

＜情報提供・情報発信＞

- 福祉講座で広く情報提供し、無料で講師派遣に応じてくれるのはありがたい。
- 経験豊富な人材が多いので、地区へ出向いてほしい。
- 福祉関連情報がわかりやすく、必要な人に届く仕組みづくりが重要だ。
- 地域福祉計画に関する情報発信がもっと必要だ。

【分析と課題】

- 市広報については、全戸配布や市ホームページでの掲載を行っているが、学区によって、市の広報や「社協ひこね」の浸透度合いに差がある。
- 市や市社協のホームページについては、見ている人の割合がかなり少なくなり、特に 20 歳代～40 歳代で少ない。
- 前回調査に比べると、情報を得ることができない人の割合が増えており、さらなる情報発信・情報提供が必要である。
- ホームページの充実やわかりやすく簡潔な福祉サービス紹介などの広報の充実のほか、学区（地区）社協など身近な地域で情報を得られる仕組みが必要であり、自治会等と連携した情報発信を行うことが必要である。

（2）相談について

【市民アンケート】

＜相談相手＞

- 「どこに相談していいのかわからない」10.3%（前回調査 8.2%）、「相談できる人がいない」6.9%（前回調査 5.0%）、合わせて 17.2%（前回調査 13.2%）と孤立化のリスクを抱えた人が前回調査より増えている。
- 学区別にみると、相談先が「わからない、いない」という回答が多い学区では、近所付き合いが薄い傾向がうかがえる。
- 一方、「誰にも相談しない」という回答は 11.1%（前回調査 10.5%）となっている。

＜相談窓口への希望＞

- 前回調査で希望の高かった「必要な情報がすぐわかること」（前回調査では 58.6%が希望）、「１カ所でなんでも相談や手続ができること」（前回調査では 48.7%が希望）、「書類が簡単なこと」（前回調査では 36.6%が希望）、「市のサービスのほか、他の公的機関や民間サービスもわかること」（前回調査では 31.6%が希望）について満足度をたずねたところ、「必要な情報がすぐわかること」については「満足」「やや満足」を合わせると 25.7%が満足しているものの、他の項目では満足の割合が低い。特に「１カ所でなんでも相談や手続ができること」については、満足は 15.4%、不満は 36.4%と評価が厳しい。

【団体アンケートやワークショップでの意見等】

＜相談支援体制＞

- 福祉に関わる窓口の一本化
- 相談窓口がややこしく、どこへ行ったらいいのかわかりにくい。
- ニーズがあるのに相談に行けない人へのアウトリーチ[11]の取組がほしい。

＜地域包括支援センター＞

- 地域包括支援センターの対応が早くなった。
- 地域包括支援センターを中心に「見える社協」に変わりつつある。
- 地域包括支援センターの組織・人的補強を望む。

＜民生委員・児童委員[12]＞

- 民生委員・児童委員が不在の地域がある。
- 民間人で民生委員・児童委員の手助けをしてくれる人を増やす。

＜行政の対応＞

- 弱者への支援体制の強化

---

[11] アウトリーチ：窓口で相談を受けるだけではなく、アウトリーチは訪問してニーズを把握する支援のこと。次頁の「伴走型」は相談者に付き添うように責任をもって自立まで見届ける支援のこと。

[12] 民生委員・児童委員：民生委員は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力などを行う。民生委員法に基づき、市に設置された民生委員推薦会が推薦した者について県知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。児童委員は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣より委嘱された民生委員がこれを兼ねる。

【分析と課題】

- 近所付き合いの薄い学区などにおいて、相談先が「わからない、いない」人が多い傾向がある。
- そのような場合でも孤立することなく、身近なところに相談すれば、しかるべき相談窓口へ辿りつくような仕組みを構築していく必要がある。また、自ら助けを求められない人を地域での発見やアウトリーチ（訪問）伴走型[11]の対応によって、サービス等につなげる仕組みづくりも求められる。
- 拠点となる相談窓口については、前回調査時と同様、窓口の一本化や明確化が求められており、利用しうるサービスを総合的に案内できる体制づくりが必要である。
- 地域包括支援センターの取組については評価されており、今後の期待も大きい。
- 相談相手を地域につくることや数人でもサロン活動を展開できるような気運をつくりあげることが求められる。
- 地域における身近な相談の要となる民生委員については、なり手の減少が課題となっており、サポート体制の検討が必要である。

（3）福祉を学ぶ機会について

【市民アンケート】

＜福祉への関心＞（この項目は前回調査の結果）

- 非常に関心がある 17.2%、どちらかといえば関心がある 64.0%、関心がない 15.7%。
- 子育てに関わっていると思われる 30 歳代～40 歳代、高齢期を迎えた 60 歳代～70 歳代で関心が高い。
- 学区別にみると、「福祉について学ぶ機会がある」という回答が多い学区では「地域福祉に関心がある」人が多いという具合に、「地域福祉への関心」と「福祉について学ぶ機会」の間に相関関係がみられる。

＜福祉に関して学ぶ機会＞

- 「ある」が 15.2%（前回調査 11.9%）、「少ない」が 40.5%（前回調査 48.5%）、「ない」が 40.9%（前回調査 37.0%）となっており、「ある」と「ない」が共に若干増えている。
- 内容は「自治会の行事」49.4%（前回調査 35.1%）、「社会福祉協議会の行事・講座」26.0%（前回調査 19.3%）、「市の行事・講座」19.5%（前回調査 19.3%）、「福祉サービス事業所の行事・教室」18.2%（前回調査 29.8%）などとなっている。前回調査と比べると「社会福祉協議会の行事・講座」の割合が増え、「福祉サービス事業所の行事・教室」の割合が減っている。

【団体アンケートやワークショップでの意見等】

＜意識＞

- 地域福祉に対する意識が低い。

＜啓発＞

- 住民福祉活動計画の地域への啓発
- 認知症に関する研修をやっていきたい。

【分析と課題】

- ■ 福祉について学ぶ機会がある学区では、地域福祉に対する関心が高い傾向があることから、学区（地区）社協や自治会による学習機会の充実と、そのような学習機会への参加促進が求められる。
- ■ 各団体の情報共有、情報交換の場や研修の場など、市や市社協としての啓発・支援が求められる。
- ■ 市内の 19 学区（地区）社協域を単位に策定された住民福祉活動計画を推進するため、地域への啓発が求められる。

（4）役に立つことについて

【市民アンケート】

＜ボランティア活動への関心＞

- 「関心がある」が 47.2%（前回調査 52.1%）、「関心がない」が 47.2%（前回調査 44.4%）と同率になっている。特に 60 歳代以上の関心が高い。

＜ボランティア活動への参加＞

- 「参加している」が 21.1%（前回調査 18.6%）、「参加していない」が 75.5%（前回調査 78.0%）となっており、前回調査に比べると「参加している」が若干増えている。特に 40 歳代～60 歳代の参加率が高い。
- 学区別にみると、福祉について「学ぶ機会がある」という回答が多い学区では、ボランティア活動への関心や参加の度合いが高く、「学ぶ機会がない」という回答が多い学区では、ボランティア活動への参加の度合いが低い傾向がみられる。
- 年齢区分別にみると、40 歳代では「子どもや子育てに関するボランティア活動」への参加が多く、60 歳代以上では「高齢者などを対象としたボランティア活動」への参加が多い。また、「自治会活動としてのボランティア活動」については、40 歳代と 70 歳以上で多くなっている。

【団体アンケートやワークショップでの意見等】

＜ボランティア＞

- ボランティア活動する人材が少ない。
- 高齢者の地域活動への参加（技能・知識の活用）

【分析と課題】

- 福祉について学ぶ機会があるという回答が多い学区では、地域福祉に対する関心と同様、ボランティア活動への関心や参加の度合いが高いことから、学区（地区）社協や自治会による学習機会の充実と、そのような学習機会への参加促進が求められる。
- 様々なボランティアの活動内容について、情報提供および情報共有をしていけば、学びにもなり、ボランティア活動への参加意欲も高まる。
- 関心を持ち参加しているボランティア活動の内容が年代によって異なることをふまえ、年代の特性に応じたボランティア活動の促進や地域福祉活動の展開を図ることが求められる。
- 各種年代間の連携・交流やボランティア活動を次世代に引き継ぐ方策を検討する必要がある。
- 団塊の世代など高齢者が地域活動やボランティア活動へ参加し、活躍できるよう、マッチング支援等のコーディネート機能を充実していく必要がある。

（5）地域で暮らすことについて

【市民アンケート】

＜隣近所との付き合い＞

- 「ふだんから親しい付き合いがある」が 21.5%（前回調査 25.1%）、「困ったときには助け合う」が 8.5%（前回調査 9.8%）、合わせて 30.0%（前回調査 34.9%）が親しい付き合いをしているが、前回調査よりも減っている。「ほとんど付き合いをしていない」が 3.2%（前回調査 4.6%）となっている。

＜自治会への加入と自治会活動への参加＞（この項目は前回調査の結果）

- 「加入している」86.6%、「加入していない」10.5%となっている。
- 「参加している」86.0%、「参加したことがない」12.8%となっている。

＜近所から頼まれればできること＞

- 「安否確認の声かけ」43.1%（前回調査 48.5%）、「災害時の手助け」35.8%（前回調査 38.7%）、「郵便物や宅配物の一時預かり」34.4%（前回調査 37.7%）などが多くあげられている。「冠婚葬祭の手伝い」は 25.5%（前回調査 33.3%）と前回調査より減っている。

＜近所に手助けしてもらいたいこと＞

- 「安否確認の声かけ」35.4%、「災害時の手助け」46.0%、「郵便物や宅配物の一時預かり」17.8%、「冠婚葬祭の手伝い」16.6%などがあげられている。ほとんどの項目で「できる」が「してもらいたい」を上回っているが、「災害時の手助け」は「できる」が「してもらいたい」を下回っており、共助と公助の連携が求められる。

＜地域福祉のあり方＞

- 「行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みをつくるべき」が 62.8%（前回調査 64.2%）と多い。

【団体アンケートやワークショップでの意見等】

＜ご近所＞

- あいさつ・声かけの励行
- 近所付き合いのすすめ

＜自治会・学区＞

- 自治会活動・地域のつながりの充実
- 地域行事の充実
- 互助の充実
- 旧態の地域や新興住宅地の混在
- 学区（地区）社協では、規模・組織・意識などの面で差が大きい。
- 高齢化が進み、独居世帯も多い。
- 福祉サロン、居場所づくり
- 空き家対策で、居場所、集いの場づくり
- 地域福祉の要は地域の人と人とのつながり。自治会の未加入率ゼロを目指す。
- 住民福祉活動計画の推進・支援

＜移動手段＞

- 通院等の移動手段に困っている。交通機関が不便だ。

＜災害時対策＞

- 災害時避難行動要支援者登録の効果が疑問であり、検討が必要だ。

＜人材育成・確保＞

- 人材の育成・発掘・定着
- 地域福祉の担い手をいかに育てるか。
- 地域づくりを担うコーディネーターの育成
- 民生委員・児童委員の担い手が少ない。
- 若年層の参加を促し、世代間格差を縮小する。
- 自治会等の役員の成り手が少ない。

＜連携体制＞

- 孤立する人を見逃さない体制づくりが大切だ。
- 各種団体の連携を密にする必要がある。
- 市社協が「地域福祉課」を設け、担当者が地域に入ってくるのはありがたい。
- 近隣とのつながりの強化に結び付く彦根市独自の制度をつくってほしい。
- 自治会と市の関係があいまいなままだ。
- 人材はたくさんいる。福祉に関わるチャンスを行政がつくってつながる仕組みをつくる。
- 市社協が学区ごとに指導助言やコーディネート[13]をしてほしい。
- 他団体との役割分担と連携
- 市にまとめ役がいない。継続性がない。
- 縦割りでなく、横の連携を充実させる。

【分析と課題】

- 近所付き合いの程度と、自治会への加入や参加の間に相関関係がみられる。
- ただし、地域における声かけや手助けについては、自治会加入の有無にかかわらず、参加意欲が高い。自治会活動のほかにも、このような参加意欲を実際の活動に結び付けるための仕組みづくりが求められる。
- 自治会や地域のつながりの希薄化、多様化がみられるなかで、地域福祉の要として、これらのつながりの強化が必要であり、空き家活用などによる身近な集いの場や居場所づくりが求められる。
- 災害時の支援体制の見直しや移動手段の充実が求められる。
- 地域福祉に関わる人材の育成・確保、市や市社協がコーディネートする連携体制の充実が求められる。

[13] コーディネート：サービスや仕事の流れを円滑にするため、関係者の間で調整する機能。

第 3 章　計画の体系

1　基本理念

計画の基本理念については、『彦根市民憲章』や上位計画である『彦根市総合計画』をふまえながら、地域における支えあいと市民協働を育て、地域福祉におけるさまざまな「地域」レベルのつながりと、関係者・関係機関のつながりを深めることで、一人ひとりが安心して地域で暮らせるまちをめざして、次のように設定します。

彦根市民憲章

人権を尊び、お互いに助けあい、
信頼しあうまちをつくります

彦根市総合計画における福祉分野のテーマ

支え合い社会の推進

↓

彦根市地域福祉計画の考え方

地域における支えあいと市民協働を育て、地域福祉におけるさまざまな「地域」レベルのつながりと、関係者・関係機関のつながりを深めることで、一人ひとりが安心して地域で暮らせるまちをめざす。

↓

彦根市地域福祉計画の基本理念

支えあい　信頼しあい　つながりあえるまち

彦　根

2　基本目標

計画の基本理念をふまえ、市民の生活に即して「地域で暮らす」、「情報を得る」、「相談する」、「福祉を学ぶ」、「役に立つ」という視点から、市民、地域団体、事業者・大学、社協、行政が協働で実現すべき基本目標を、次のとおり掲げます。

支えあい　信頼しあい　つながりあえるまち　彦根

基本目標１

支えあい、地域で安心して暮らせるまち

基本目標２

一人ひとりに必要な情報が届くまち

基本目標３

身近なところで相談でき、必要な支援が受けられるまち

基本目標４

お互いに地域福祉について学びあえるまち

基本目標５

人それぞれに参加でき、役にたてるまち

３　地域福祉における「地域」の範囲

地域福祉計画では、自分たちが暮らしている**地域のつながりが見える計画づくり**が求められます。計画では、次のような「地域」の範囲を想定します。

○ 住民にとってもっとも身近な範囲は、向こう三軒両隣の「**ご近所**」です。
○ 地域活動の単位としては、主に「**自治会**」の範囲となっています。
○ 概ね「**小学校区**」を単位として、住民参加による学区（地区）社協活動が行われています。
○ 市や市社協の制度や仕組みの多くは、「**市全域**」に及びます。

地域福祉計画では、このような**複数の「地域」レベルを想定**し、自分たちが暮らしている地域のつながりが見える計画をめざしています。

4　計画の体系

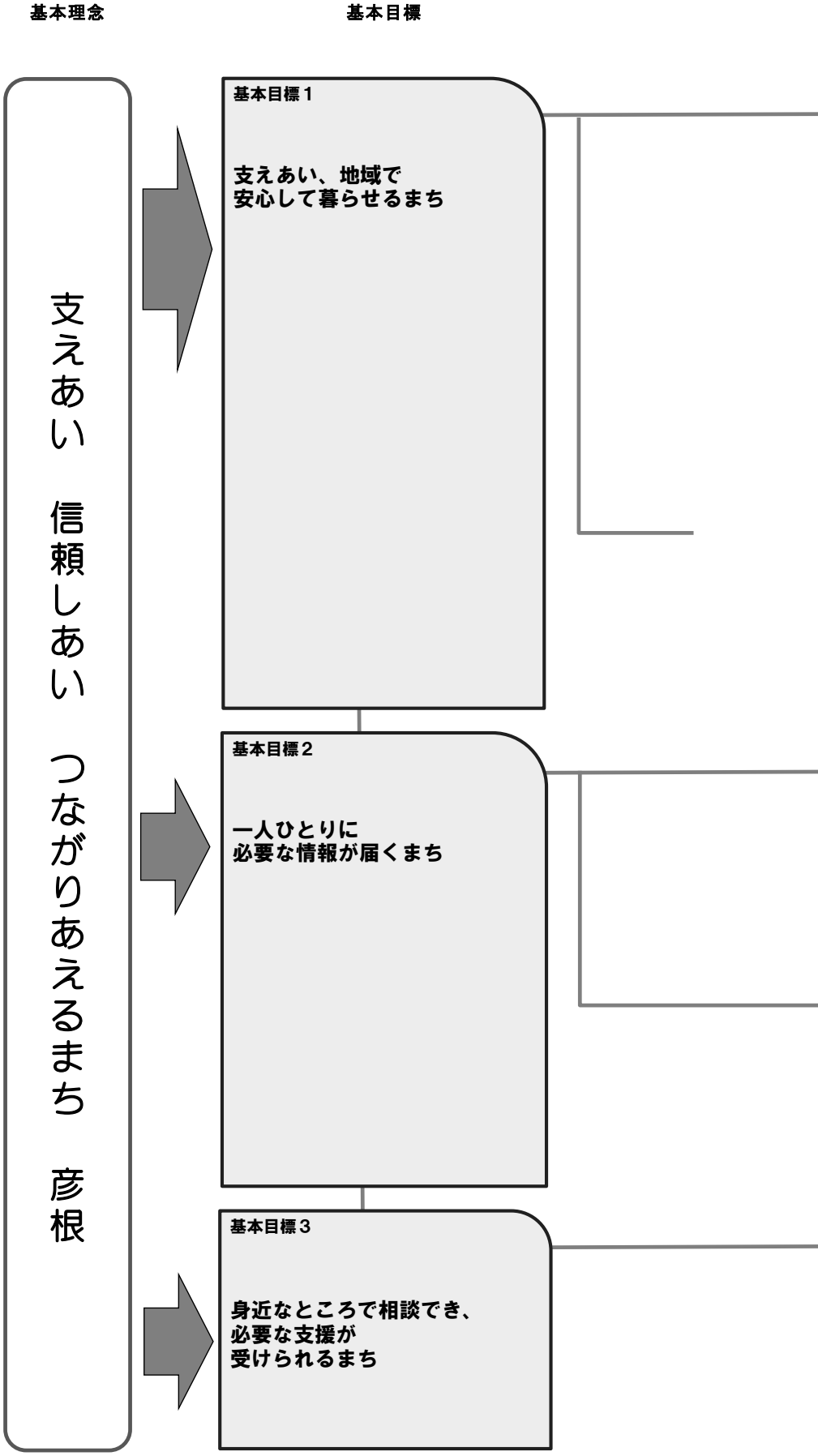
基本理念
基本目標
支えあい　信頼しあい　つながりあえるまち　彦根
基本目標１
支えあい、地域で
安心して暮らせるまち
基本目標２
一人ひとりに
必要な情報が届くまち
基本目標３
身近なところで相談でき、
必要な支援が
受けられるまち

取組

（ご近所）　（自治会）　（学　区）　（市全域）

1　ご近所のつながりづくり

○ご近所への声かけ
○困りごとのお手伝い
○サロン活動等によるつながりづくり
○ご近所の異状の気づき

2　支えあいの地域づくり

○地域課題の把握
○小地域における見守り活動の推進
○世代間交流の場づくり
○地域活動における男女共同参画の促進

○学区課題の把握
○集いの場や居場所づくり
○世代間交流の場づくり
○子どもの安心・安全対策の推進

4　関係機関のネットワークづくり

○行政サービス課題の把握・改善
○社協活動の課題の把握・改善
○市と市社協の連携
○関係機関、事業所等との連携
○権利擁護の推進
（成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進）
（高齢者・障害のある人・児童等の虐待防止ネットワークの充実）
○生活困窮者への支援
○公的福祉サービスの認定対象とならない人への支援策の検討

3　災害時避難行動要支援者に対する支援体制の整備

○災害時に備えた声かけや助け合い

○避難行動要支援者対策を意識した防災訓練
○避難行動要支援者対策を意識した情報共有（命のバトンなど）
○災害時避難行動要支援者支援制度への登録および個別支援計画作成の推進
○自主防災組織の結成

○災害時避難行動要支援者支援制度への登録および個別支援計画作成の促進
○福祉避難所の確保

1　身近なところでの情報提供

○子育てサロンや高齢者サロンなどを通じた情報提供
○ボランティア団体の把握
○ボランティア団体と自治会の連携
○自治会（町内会）活動の情報発信

○自治会と連携した学区（地区）社協による情報発信
○ボランティア団体情報の整理

○ボランティア団体や民間事業所等との連携

3　わかりやすい広報等の情報提供

○福祉関連情報の収集と提供
○わかりやすい広報、ホームページづくり
○社協でのボランティア団体情報の収集と更新

2　必要な人への情報提供

○就労事業所や地域住民の協力体制づくり

○専門的な相談窓口での情報提供
○翻訳・通訳・点字などが必要な人への情報提供

1　民生委員・児童委員、福祉委員等による困りごとのキャッチ

○民生委員・児童委員、福祉委員等による相談・支援の充実と仕組みづくり
○相談できる人を地域でつくる

○多様な地域福祉の担い手との連携

2　ワンストップサービスの相談体制

○1か所で対応できる相談サービス
○各種相談支援機関の充実
○関係機関、関係団体との連携強化
○福祉サービス事業者の参入促進

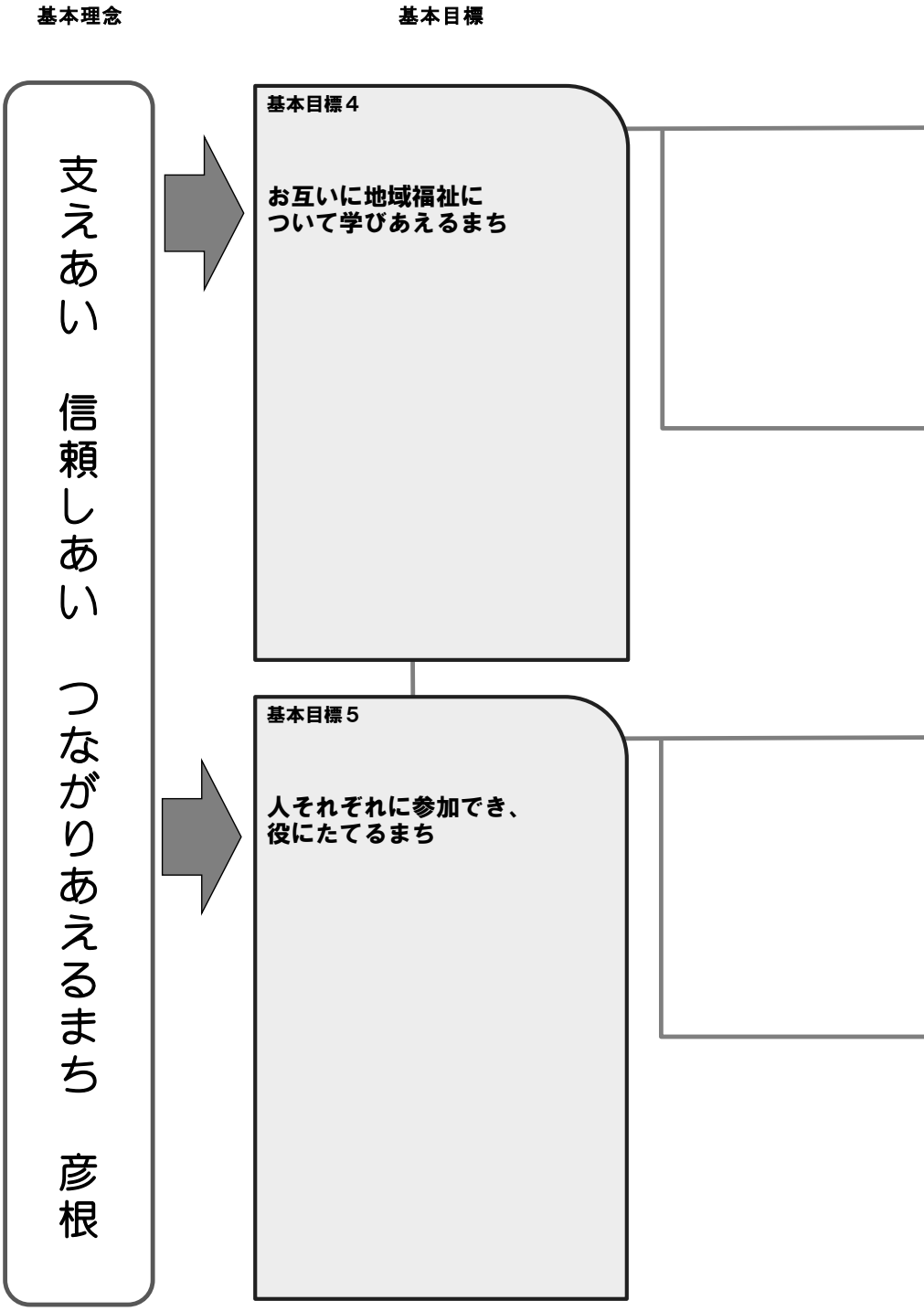
基本理念
基本目標
支えあい　信頼しあい　つながりあえるまち　彦根
基本目標４
お互いに地域福祉について学びあえるまち
基本目標５
人それぞれに参加でき、役にたてるまち

取組

（ご近所）　（自治会）　（学　区）　（市全域）

1　福祉教育の推進

○住民の学習ニーズの把握
○自治会や学区（地区）社協による学習機会の充実と参加促進

○各団体の情報共有や研修の場などへの支援
○学校・地域・福祉関係団体等と連携した福祉教育の推進

2　人権啓発、男女共同参画の推進

○人権啓発のための講座の開催
○男女共同参画推進のための講座の開催

○学校・職場等と連携した人権啓発の推進
○学校・職場等と連携した男女共同参画の推進

1　地域福祉を支える人材づくり

○地域における各種団体・サークル等の把握
○福祉に関する学習を生かした人材づくり
○特技や専門的ノウハウを持った人材登録制度の創設
○「私のしてほしいこと・私のできること」を登録・把握する制度の創設

○地域福祉活動のリーダーとなる人材づくり

2　ボランティア活動・NPO活動等の推進

○年代の特性に応じたボランティア活動の促進や地域福祉活動の展開

○ボランティア・NPO等についての情報提供
○ボランティア団体・NPO等の立ち上げ支援
○ボランティア・コーディネイト機能の充実

第 4 章　計画の取組

基本目標 1
支えあい、地域で安心して暮らせるまち

1　ご近所のつながりづくり

【現状と課題】

○　阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震などの災害において、あらためて地域コミュニティの必要性や重要性が見直されました。支援が必要な人を発見し、見守り、助け合ううえで基盤となるのは、日頃からの近所付き合いであり、ご近所のつながりづくりを心がけることが求められます。

○　近所付き合いの程度について、市民アンケートでは「顔を合わせればあいさつをする程度」が 41.1%（前回調査 33.1%）と最も多くなっています。また、「ふだんから親しい付き合いがある」21.5%（前回調査 25.1%）、「困ったときには助け合う」8.5%（前回調査 9.8%）、「世間話や立ち話をする」23.3%（前回調査 25.5%）など、比較的親しい付き合いをしている割合は 53.3%（前回調査 60.4%）となっており、近所付き合いの希薄化がうかがえます。

○　近所から頼まれればできることとして、「安否確認の声かけ」43.1%（前回調査 48.5%）、「災害時の手助け」35.8%（前回調査 38.7%）、「郵便物や宅配物の一時預かり」34.4%（前回調査 37.7%）などがあげられています。一方、近所に手助けしてもらいたいこととして、「安否確認の声かけ」35.4%、「災害時の手助け」46.0%、「郵便物や宅配物の一時預かり」17.8%、「冠婚葬祭の手伝い」16.6%などがあげられています。ほとんどの項目で「できる」が「してもらいたい」を上回っており、共助によって地域で支え合う潜在力があることがうかがえますが、「災害時の手助け」は「できる」が「してもらいたい」を下回っており、共助と公助の連携が求められます。

【取組】

日頃からの声かけを通じてご近所のつながりを培い、自助・共助により、ちょっとした困りごとについて相互に助け合うご近所の福祉力を高めていきます。

地域範囲	番号	取組	内容	主体
ご近所	1	ご近所への声かけ	日頃からのあいさつや声かけ、ふれあいを心がけ、ご近所のつながりを培います。 【具体的な取組例】 ●あいさつプラスひとことの声かけを心がける。 ●一人暮らしの高齢者などの話し相手になる。	市民
	2	困りごとへのお手伝い	ご近所のなかで困っている人に対して、できる範囲でちょっとした助け合いを心がけます。	市民
	3	サロン活動等によるつながりづくり	ご近所や地域で気軽に寄り合える身近な場（サロン等）を形成し、子育て中の人や高齢者をはじめ、地域のふれあい・つながりを培います。	市民
	4	ご近所の異状の気づき	ご近所の方の生活上の異状（新聞が溜まったまま、カーテンが閉まったままなど）を発見し、自治会や民生委員・児童委員、行政などに連絡する気運を培います。	市民

※取組の主体について

行　　政：彦根市（地域包括支援センターを含む。）
市 社 協：彦根市社会福祉協議会
学区社協：学区（地区）社会福祉協議会
事 業 者：サービス提供事業者、民間事業者等
地域団体：自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO[14]等
市　　民：市民

[14] NPO：民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

2　支えあいの地域づくり

【現状と課題】

○　少子・高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加、生活様式や価値観の変化に伴って、地域のつながりが薄れつつあります。

○　ちょっとした生活支援（暮らしの困りごとへの身近な助け）が得られないために自立的な生活を継続できなくなる高齢者や障害のある人、子育ての不安に悩む人、対人関係をうまくつくれずひきこもっている人、事故や事件に遭いやすい子どもなどを地域で支えるために、自治会や学区など身近な地域での見守りや安心・安全対策に取り組む必要があります。

○　そのような地域の支えあいの基盤として、日頃からの集いの場や居場所づくり、世代間交流の場づくりに努めることが求められます。

【取組】

自治会や学区など身近な地域での見守りや安心・安全対策に取り組むとともに、日頃の集いや世代間交流の場づくりに努めます。

地域範囲	番号	取組	内容	主体
自治会	1	地域課題の把握	安心して暮らせる地域づくりのため、住民の声を聞きながら地域課題の把握に努めます。	地域団体
	2	小地域における見守り活動の推進	一人暮らしや夫婦だけの高齢者、障害のある人、子育ての不安に悩む人、ひきこもっている人など、ともすれば孤立しがちな人を地域で見守ることができるよう、地域住民や民生委員・児童委員、自治会などが連携していきます。	地域団体
	3	世代間交流の場づくり	子どもや若者、高齢者など様々な世代がふれあえる交流の場づくりを進めます。	地域団体
	4	地域活動における男女共同参画の促進	自治会などの地域活動において、性別に関わりなく、自分の意思で地域に貢献する活動を展開します。	地域団体

学区	５	学区課題の把握	安心して暮らせる地域づくりのため、住民の声を聞きながら地域課題の把握に努めます。	地域団体 学区社協
	６	集いの場や居場所づくり	子育てサークルや地域サロン、宅老所など、地域における集いの場や居場所づくりを進めます。 【具体的な取組例】 ●空き家を活用して集いの場づくりに取り組む。	地域団体 学区社協
	７	世代間交流の場づくり	子どもや若者、高齢者など様々な世代がふれあえる交流の場づくりを進めます。	地域団体 学区社協
	８	子どもの安心・安全対策の推進	地域住民による声かけや見守り活動を推進し、子どもの安心・安全対策を進めます。	地域団体

３　災害時避難行動要支援者に対する支援体制の整備

【現状と課題】

○　平成２３年３月の東日本大震災は、大規模な津波と原発事故という未曽有の複合災害となって甚大な被害をもたらしました。その後も熊本地震や台風、集中豪雨などによる自然災害が発生しており、国や自治体の責務としての防災行政の強化が求められています。

○　地域には、緊急時に様々な支援や配慮を必要とする市民が暮らしており、そのような市民を支援するためには、地域福祉においても市民・地域団体・事業者・市社協・行政がそれぞれの立場から、災害時避難行動要支援者に対する支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。

○　本市では、災害時避難行動要支援者支援制度[15]への登録と個別支援計画[16]作成を促進しているところであり、自治会・自主防災組織[17]などの地域団体と連携しつつ、地域での支援体制を整備していく必要があります。

【取組】

災害時に避難行動要支援者を一人も見逃すことなく支援するため、ご近所のつながりを大切にしながら、避難行動要支援者に関する情報を共有しておくとともに、災害時に有効に動ける防災体制の準備に努めます。

地域範囲	番号	取組	内容	主体
ご近所	1	災害時に備えた声かけや助け合い	災害時に備えて、日頃から要支援者に関する情報共有や相互の助け合いを心がけます。	市民
自治会・学区	2	避難行動要支援者対策を意識した防災訓練	避難行動要支援者を守るために、自治会や自主防災組織などの連携によって、防災マップの作成などを含め、有効に動ける防災訓練に取り組みます。	地域団体

[15] 災害時避難行動要支援者支援制度：「自分や家族の力だけでは安全な場所に避難することができない人」が当該制度に登録し、災害時に地域の人の手助けにより避難することで減災していこうとする制度。

[16] 個別支援計画（災害時避難行動要支援者支援制度）：災害時の避難経路などを事前に決めておくことで、避難を円滑かつ迅速に行うために作成するもの。

[17] 自主防災組織：自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。

	3	避難行動要支援者対策を意識した情報共有（命のバトンなど）	万一のときに適切な医療処置などが迅速に行われるよう、避難行動要支援者の情報を救急・医療機関につなぐ情報共有の取組（命のバトン[18]など）を広げます。	地域団体
	4	災害時避難行動要支援者支援制度への登録および個別支援計画作成の推進	災害時避難行動要支援者支援制度への登録および個別支援計画作成を推進し、支援体制の整備に取り組みます。	市民 地域団体
	5	自主防災組織の結成	災害時に自らの安全を確保するための自主防災組織の結成を進めます。	地域団体
市全域	6	災害時避難行動要支援者支援制度への登録および個別支援計画作成の促進	災害時避難行動要支援者支援制度への登録および個別支援計画作成を促進し、平常時からの把握や避難誘導等の訓練、災害時の備えとして、その活用を図ります。 【具体的な取組例】 ●市社協等の団体と連携し、より地域に入り込んだ制度登録推進活動を展開する。	行政
	7	福祉避難所[19]の確保	介護を必要とする高齢者や障害のある人等が災害時に避難して生活ができるよう、事業者の協力を得ながら、福祉避難所の確保を図ります。 【具体的な取組例】 ●民間事業者と福祉避難所に関する協議と協定締結を進める。	事業者 行政

☆取組の評価指標

番号	課名等	評価指標	平成 27 年度（現状）	平成 33 年度（目標）	単位	備考
6	社会福祉課	災害時避難行動要支援者制度登録率	27.2	60.0	%	災害時避難行動要支援者制度対象者のうち、個別支援計画を作成し、かつ平時からの情報提供について同意し制度に登録した者の割合
7	社会福祉課	福祉避難所 協定締結施設数	0	80	箇所	災害時に福祉避難所に指定する施設として事前に協定を締結している施設数

18 命のバトン：緊急時に適切な医療処置などが迅速に行われるよう、対象者の医療情報などを記載した用紙の入った容器を、冷蔵庫などのわかりやすい場所に保管しておく仕組み。

19 福祉避難所：高齢の方や、障害のある方など、小学校等を基本とした一般の避難所では避難生活を継続することが困難な方々が安心して避難生活をおくるために設置される避難所。なお、福祉避難所は、災害時において災害対策本部の判断で開設される二次的な避難所であるため、原則として発災直後から避難所として避難することはできず、受入れ者の選定・決定を経た後、受入れ対象者が移送されることになる。

4　関係機関のネットワークづくり

【現状と課題】

○　地域で安心して暮らせるまちをつくるためには、障害のある人や高齢者の福祉、子育て支援、外国人住民への生活支援、貧困世帯への生活支援、すべての市民の権利擁護など個別の取組に加えて、これらの取組をつなぐ関係機関の横の連携が必要です。

○　このため、市および市社協が、福祉に取り組む各種団体や関係機関の多様な連携をコーディネートし、支援を必要とする人が制度のはざまでもれることのないような体制の充実を図っていくことが必要です。

【取組】

市や市社協、国・県および民間の関係機関、福祉サービス事業所など、関係機関における情報共有と取組や対応における連携を深め、保健・福祉・医療・介護・教育・就労・権利擁護など、様々な分野を横断するネットワークづくりに努めます。

地域範囲	番号	取組	内容	主体
市全域	1	行政サービス課題の把握・改善	支援を必要とする人が制度のはざまでもれることのないよう、関係機関とのネットワークを通じて、アウトリーチ（訪問）伴走型の対応を含め、行政サービスにおける課題の把握を進め、改善に向けて取り組みます。 【具体的な取組例】 ●アウトリーチによる早期発見・相談につながる連携体制の構築・拡大を図る。	行政
	2	社協活動の課題の把握・改善	地域福祉活動の展開を支援していくうえで、市社協と学区（地区）社協や関係機関等との意見交換を通じた課題の把握および改善に向けた取組を進めます。 【具体的な取組例】 ●市社協と学区（地区）社協等との意見交換を定期的に実施する。	市社協

	3	市と市社協の連携	地域福祉活動の展開を支援していくため、市社協による地域福祉活動計画への支援など、市と市社協の連携を強化していきます。	市社協 行政
	4	関係機関、事業所等との連携	地域福祉活動の充実へ向け、福祉サービス事業所や医療機関など、様々な関係機関との連携強化を図ります。	事業者 市社協 行政
	5	権利擁護の推進 （成年後見制度[20]や地域福祉権利擁護事業[21]の周知と利用促進）	判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見制度の利用支援や身上監護・金銭管理への支援を行います。 【具体的な取組例】 ●権利擁護サポートセンター襷（たすき）を中核に、高齢者・障害のある人への成年後見制度の利用促進や虐待防止に向けた普及・啓発の充実および権利擁護支援ネットワークの構築を進め、“権利擁護支援のまち・ひこね”の創造に向けて取り組む。	市社協 行政
	6	権利擁護の推進 （高齢者・障害のある人・児童等の虐待防止ネットワークの充実）	高齢者・障害のある人・児童への虐待、配偶者等からの暴力の防止および被害者保護のために関係機関が連携強化を図ります。	行政
	7	生活困窮者への支援	働きたくても働けない、住む所がない、などの経済的、社会的および複合的な理由による困りごとを抱えた生活困窮者に対して、就労・住宅確保・家計管理・子どもの学習などに関する相談支援を行います。	行政
	8	公的福祉サービスの認定対象とならない人への支援策の検討	福祉制度のはざまで公的福祉サービスの対象にならない人が生活課題を抱えたまま孤立することのないよう、関係機関のネットワークにより支援策を検討します。 【具体的な取組例】 ●相談者のほとんどが抱える多重債務や金銭管理といった問題に対し、家計相談支援事業を検討する。	事業者 地域団体 市社協 行政

[20] 成年後見制度：認知症などによって判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護で不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、代理権・同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を設ける制度。

[21] 地域福祉権利擁護事業：毎日の暮らしのなかで、福祉サービスの利用手続ができなかったり、日常のお金の出し入れや使い方に困ったり、大事な書類等の保管に不安を持っている人が、安心して地域で生活が送れるよう支援する取組。

☆取組の評価指標

番号	課名等	評価指標	平成 27 年度（現状）	平成 33 年度（目標）	単位	備考
1	介護福祉課	彦根市高齢者安心・安全ネットワーク協力事業者数	30	40	事業者	彦根市高齢者安心・安全ネットワークに協力する事業者数
2	市社協	市社協と学区（地区）社協等との意見交換・集まる場の開催	13	18	回/年	市社協による学区（地区）社協の定例会議やボランティアグループ交流会、地域福祉推進委員会の開催数
4	関係各課（医療福祉推進課）	情報共有のための連携会議回数	81	130	回/年	各種地域ケア会議開催回数
5	介護福祉課	成年後見制度利用者数（市長申立て件数）	9	11	人/年	成年後見等の市長申立てを行った件数
	障害福祉課	成年後見制度利用者数（市長申立て件数）	3	3	人/年	成年後見等の市長申立てを行った件数
	市社協	地域福祉権利擁護事業利用者数	72	90	人/年	市社協が実施する地域福祉権利擁護事業の契約件数
6	介護福祉課	高齢者虐待通報件数	36	45	件/年	高齢者虐待について通報のあった件数
	子育て支援課	DV 相談件数（上段） 児童虐待受理件数（下段）	67 46	100 70	件/年	DV に関する相談件数と児童虐待として受理した件数
	障害福祉課	障害者虐待件数（認定件数）	3	3	件/年	障害者虐待として認定した件数
7	社会福祉課	生活困窮者自立支援の任意事業実施数	3	4	件/年	一時生活支援事業・就労準備支援事業・子どもの学習支援事業の実施数
		課題を把握し、支援を行った件数	38	68	人/年	生活困窮相談のうち、支援申込みのあった件数
	市社協	市社協独自の生活・相談支援の施策数（上段）および利用件数（下段）	4 388	10 800	件/年 人/年	困窮者支援や相談対応等、市社協が独自に実施する施策の件数および利用件数（延べ人数）

基本目標２

一人ひとりに必要な情報が届くまち

１　身近なところでの情報提供

【現状と課題】

○　市や市社協では、広報やホームページを通じて地域福祉に関する情報提供に努めていますが、市民アンケートでは、「読んだ（見た）ことがない」という人が少なからずいました。

○　市民アンケートでは、情報をあまり得ることができない人が 30.0%（前回調査 23.8%）、ほとんど得ることができない人が 13.4%（前回調査 14.6%）で、合わせて 43.4%（前回調査 38.4%）となっており、情報を得ることができないと感じている人が前回調査よりも増えています。

○　安心して暮らすために必要な情報がすみずみまで届くためには、広報の配布やホームページでの発信に加えて、身近な地域で情報を得られる仕組みが必要です。

【取組】

小地域における集いの場を通じた情報提供や、自治会と連携した学区（地区）社協による情報発信など、身近なところで情報を得られる仕組みづくりに取り組みます。

地域範囲	番号	取組	内容	主体
ご近所・自治会	1	子育てサロンや高齢者サロンなどを通じた情報提供	小地域における様々な集いやふれあいの場を通じて情報が伝わるよう、関係団体・グループへの情報提供を進めます。 【具体的な取組例】 ●民生委員・児童委員をはじめ、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）[22]など多様なチャネルとの連携強化を図る。	地域団体 行政

[22] 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）：高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

	2	ボランティア団体の把握	地域における各種のボランティア団体の把握に努めます。	地域団体
	3	ボランティア団体と自治会の連携	地域を越えたボランティア活動を行う団体と自治会の連携に努め、自治会活動の振興を図ります。	地域団体
	4	自治会（町内会）活動の情報発信	自治会（町内会）で取り組む各種活動の情報を積極的に住民に発信します。	地域団体
自治会・学区	5	ボランティア団体や民間事業所等との連携	地域で活動するボランティア団体や民間事業所等の地域に根ざした活動・事業等の情報について、さまざまな主体が連携して住民に発信する取組を進めます。	市民 事業者 地域団体
学区	6	自治会と連携した学区（地区）社協による情報発信	自治会と連携した学区（地区）社協による情報発信の取組を進めます。	地域団体 学区社協
	7	ボランティア団体情報の整理	地域において把握された各種ボランティア団体に関する情報を収集整理し、提供・活用を図ります。	学区社協 市社協

☆取組の評価指標

番号	課名等	評価指標	平成 27 年度（現状）	平成 33 年度（目標）	単位	備考
1	医療福祉推進課	情報提供を行ったサロン回数	233	256	回/年	各種出前講座を通じた介護予防等に関する情報提供。

2　必要な人への情報提供

【現状と課題】

○　地域のなかには保健・福祉・医療・介護などに関する専門的な情報を必要としている人がいます。このような人が的確な情報を得られるよう、各分野の関係者のスキル向上と連携強化に努める必要があります。

○　また、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、日本語を十分理解できないなどの理由で情報を得にくい人がいます。このような人に情報を届けるためには、行政サービスの充実に加えて、地域住民や事業者の協力が必要です。

【取組】

専門的な相談への的確な対応が速やかにできるよう関係機関との連携強化を図ります。

障害のある人や外国人住民など情報を得にくい人に情報を届けるため、行政サービスの充実に加えて、就労事業所や地域住民の協力体制づくりに取り組みます。

地域範囲	番号	取組	内容	主体
自治会・学区	1	就労事業所や地域住民の協力体制づくり	必要な人に情報が届くよう、就労事業所や地域住民、民生委員・児童委員、ボランティアなどの協力体制づくりに取り組みます。	市民 事業者 地域団体
市全域	2	専門的な相談窓口での情報提供	保健・福祉・医療・介護などに関する専門的な相談対応を必要としている人が、的確な情報を速やかに得られるよう、関係機関の連携強化を図ります。 【具体的な取組例】 ●地域包括支援センターなど専門的な相談窓口において、専門職としてのスキル向上に努め、更にきめ細かいサービス提供を行う。	事業者 市社協 行政
	3	翻訳・通訳・点字などが必要な人への情報提供	翻訳・通訳や、手話、点字・音訳体制の充実を図ります。	事業者 地域団体 行政

☆取組の評価指標

番号	課名等	評価指標	平成 27 年度（現状）	平成 33 年度（目標）	単位	備考
3	人権政策課	翻訳、通訳などができる言語数	3	4	言語	（現状）英語、ポルトガル語、中国語 （目標）タガログ語を追加
	社会福祉課	翻訳、通訳ができる人材数	1	1	人	ポルトガル語訳ができる人材を配置
	障害福祉課	手話通訳者設置人数	2	3	人	障害福祉課等に設置する手話通訳者の人数
		点字版広報ひこねの点訳率	約 65	90	%	点字版広報ひこねの普通文字版広報との情報量の割合

３　わかりやすい広報等の情報提供

【現状と課題】

○　めまぐるしく変化する福祉制度について、わかりやすい情報の提供を行い、市民が安心して福祉サービスを利用できるよう努める必要があります。

○　市民アンケートによると、市や市社協の広報・ホームページについて、読んだ（見た）ことがないという人が少なからずいました。今後も、市民の視点に立って、わかりやすく、タイムリーな情報提供ができるよう努める必要があります。

○　福祉施策が年々変化している中で、わかりやすく簡潔な福祉サービス紹介などの情報提供が求められており、絶えず工夫していく必要があります。

【取組】

福祉関連情報について、常に情報の収集に努め、利用者の視点に立った情報の提供を行います。また、わかりやすい広報やホームページの充実に努めます。

地域範囲	番号	取組	内容	主体
市全域	1	福祉関連情報の収集と提供	福祉関連情報や地域のサービス資源に関するパンフレット等の作成など、サービスを利用する市民の視点に立った情報の提供に努めます。 【具体的な取組例】 ●彦根市の福祉サービスについて、簡潔でわかりやすいパンフレット等の媒体制作に取り組む。	市社協 行政
	2	わかりやすい広報、ホームページづくり	広報やホームページ等による福祉関連情報の提供において、わかりやすく、タイムリーな情報提供ができるよう努めます。 【具体的な取組例】 ●福祉施策の変化などに応じて、ホームページのきめ細かい更新に努める。 ●タイムリーな情報発信として、ツイッターやフェイスブックなどを活用する。	市社協 行政
	3	社協でのボランティア団体情報の収集と更新	地域におけるボランティア団体や地域を越えたボランティア団体に関する情報を収集・更新し、提供・活用を図ります。	市社協

☆取組の評価指標

番号	課名等	評価指標	平成 27 年度（現状）	平成 33 年度（目標）	単位	備考
2	福祉保健部	ホームページアクセス件数	84,928	89,175	件/年	福祉保健部のホームページへの年間アクセス件数
	市社協	ホームページアクセス件数	15,452	16,000	件/年	市社協のホームページへの年間アクセス件数
		ツイッター等による情報発信件数	60	80	件/年	市社協のツイッターおよびフェイスブックでの情報発信件数
3	市社協	ボランティア登録団体数	31	40	団体	市社協に「福祉団体」「ボランティアグループ」として登録している団体数

基本目標３

身近なところで相談でき、必要な支援が受けられるまち

１　民生委員・児童委員、福祉委員[23]等による困りごとのキャッチ

【現状と課題】

○　地域の中で様々な困りごと（生活課題）を抱えたまま、制度のはざまで孤立しがちな人がいます。そのような生活課題を早い段階でキャッチし、適切な支援につなげるためには、行政や福祉サービス事業所だけでなく、ご近所や自治会、学区など身近な地域での様々な人の関わりが必要です。

○　中でも、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員や福祉委員等の役割が重要となっています。

○　このような民生委員・児童委員等の人材確保やサポート体制の構築を図る必要があります。

○　多様な地域福祉の担い手が連携し、地域の中の様々な生活課題を早い段階でキャッチできる地域づくりに取り組む必要があります。

[23] 福祉委員：民生委員・児童委員などと協力して、自治会における福祉の相談窓口、情報の伝達窓口となり、ボランティア活動等の地域福祉の推進役を担う委員。

【取組】

民生委員・児童委員、福祉委員をはじめ、多様な地域福祉の担い手が連携し、地域のなかの様々な生活課題を早い段階でキャッチできる地域づくりに取り組みます。

地域範囲	番号	取組	内容	主体
ご近所・自治会・学区	1	民生委員・児童委員、福祉委員等による相談・支援の充実と仕組みづくり	生活課題を抱えたまま孤立する人がないよう、地域住民と連携しながら、民生委員・児童委員、福祉委員等による相談・支援活動の充実を図り、お互いの顔が見える相談・支援の仕組みづくりに努めます。	市民 地域団体 市社協
	2	相談できる人を地域でつくる	身近な地域のなかで相談できる人をできるだけつくることを心がけます。	市民
自治会・学区	3	多様な地域福祉の担い手との連携	民生委員・児童委員、福祉委員に加えて、自治会、福祉サービス事業所、ボランティアなど多様な担い手が連携することによって、支援を必要とする人が孤立することなく、身近なところで相談できる地域づくりに取り組みます。	地域団体 学区社協 市社協 事業者

☆取組の評価指標

番号	課名等	評価指標	平成27年度（現状）	平成33年度（目標）	単位	備考
1	市社協	「見守り合い活動」実施自治会数	―	150	自治会	社協における「見守り合い活動推進助成金」を活用し、地域の見守り合い活動に取り組む自治会数

2　ワンストップサービス[24]の相談体制

【現状と課題】

○　相談窓口への希望として、前回の市民アンケートで希望の高かった「必要な情報や手続がすぐわかること」（前回調査では 58.6%が希望）、「１カ所でなんでも相談や手続ができること」（前回調査では 48.7%が希望）、「書類の書き方が簡単なこと」（前回調査では 36.6%が希望）、「市のサービスのほか、他の公的機関や民間サービスもわかること」（前回調査では 31.6%が希望）について満足度をたずねたところ、「必要な情報や手続がすぐわかること」については「満足」「やや満足」を合わせて 25.7%が満足しているものの、他の項目では満足の割合が低くなっています。特に「１カ所でなんでも相談や手続ができること」については満足が 15.4%、不満は 36.4%と評価が厳しくなっています。

○　福祉保健に関する相談全般について、各種相談支援機関や関係機関、関係団体との連携強化によって、いっそう的確で迅速な対応が図れるよう努めていく必要があります。

○　高齢者を取り巻く各種相談支援の拠点である地域包括支援センターについては、直営から委託に切り替え、日常生活圏域ごとに設置する体制をとっています。これによって対応の迅速さなど一定の評価を得ており、今後もその機能充実が期待されています。

【取組】

相談体制の充実と各種関係機関との連携によって、あらゆる相談に対応して必要な支援が受けられる包括的な相談・支援の強化を図ります。

地域範囲	番号	取組	内容	主体
市全域	1	１か所で対応できる相談サービス	福祉保健に関するあらゆる相談に対して適切な機関へのつなぎを含めて対応できるよう、相談体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。 【具体的な取組例】 ●福祉施策学習会の実施等により、職員のスキルアップと関係機関の連携強化に努め、相談体制の充実を図る。	市社協 行政

[24] ワンストップサービス：一度の手続で、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。

	2	各種相談支援機関の充実	子どもや障害のある人、高齢者などに関する各種相談支援機関の充実と連携強化を図ります。	事業者 市社協 行政
	3	関係機関、関係団体との連携強化	あらゆる相談に的確で迅速な対応が図れるよう、関係機関・関係団体との連携強化を図ります。 【具体的な取組例】 ●情報共有のための連携会議の一層の充実を図る。	行政 市社協 事業者 地域団体
	4	福祉サービス事業者の参入促進	相談に対応した適切なサービスへつなげられるよう、福祉サービス事業者の参入を促進し、サービス基盤の充実を図ります。	行政

☆取組の評価指標

番号	課名等	評価指標	平成 27 年度（現状）	平成 33 年度（目標）	単位	備考
2	社会福祉課	生活困窮を理由とした相談延べ件数	565	700	件/年	生活困窮を理由とした相談延べ件数
	介護福祉課	権利擁護サポートセンター相談延べ件数	163	720	件/年	高齢者・障害のある人等の権利擁護に関する相談延べ件数
	子育て支援課	相談延べ件数	689	900	件/年	家庭相談における相談件数
	子ども・若者課	子ども・若者総合相談センター相談延べ件数	―	300	件/年	平成 28 年 10 月に開設した総合相談センターにおける相談延べ件数
	障害福祉課	障害者相談延べ件数	11,084	11,700	件/年	障害者相談支援事業所において対応した相談延べ件数
	医療福祉推進課	地域包括支援センター総合相談延べ件数	10,648	12,800	件/年	高齢者に関する総合相談延べ件数
	市社協関係課	「高齢者・障害者なんでも相談会」の開催数（上段） および相談人数（下段）	2 39	3 60	回/年 人	高齢者と障害のある人を対象にしたワンストップでの相談会の開催数および相談人数

3	社会福祉課	相談推進委員会 開催回数	1	2	回/年	生活困窮者を市全体で支援していく意識付けと職員の制度理解およびスキルアップのための委員会開催回数
	子育て 支援課	情報共有のための 連携会議回数	254	300	回/年	情報共有のためのケース会議開催回数
	子ども・ 若者課	情報共有のための 連携会議回数	―	120	回/年	子ども・若者総合相談センターにおける連携会議回数（月 10 回を目標）
	障害福祉課	情報共有等のための 連携会議出席回数	440	584	回/年	情報共有、支援策検討等のための個別ケース会議へ、障害福祉課職員が出席した回数
	発達支援室	発達相談における 機関連携回数	80	100	回/年	相談支援に必要となる関係機関との連絡調整の回数
	健康推進課	情報共有のための 連携会議回数	62	65	回/年	健康推進課の各種事業を円滑に実施するための関係機関会議の回数
	医療福祉推進課	情報共有のための 連携会議回数	81	130	回/年	各種地域ケア会議開催回数
	市社協	相談機関交流会への 参加機関・団体数	14	22	機関・ 団体	多職種連携と相談スキルアップを目的に市社協が主催する「相談機関交流会」に参加した機関・団体数
4	幼児課	就学前教育・保育施設 の整備数	37	41	か所	保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園の整備数

基本目標４
お互いに地域福祉について学びあえるまち

１　福祉教育の推進

【現状と課題】

○　互いに安心して暮らせる地域をつくっていくためには、福祉を大切にする意識や、支えあいの意識を育てることが大切です。

○　市民アンケートによると、福祉について学ぶ機会が多い学区では、地域福祉に対する関心が高く、ボランティア活動への関心や参加の度合も高くなっています。このため、自治会や学区（地区）社協など身近なところで、一人ひとりが福祉について考え、学ぶための学習の場を充実していく必要があります。

○　学校や地域など様々な場での福祉教育が大切であり、学校・地域・福祉関係団体と連携した福祉教育を推進する必要があります。

○　学区（地区）社協において策定された住民福祉活動計画の地域への啓発や、本計画の市民への啓発が必要です。

【取組】

身近なところで、一人ひとりが福祉について考え、学ぶための学習の場を充実していくとともに、様々な場での福祉教育を推進します。

地域範囲	番号	取組	内容	主体
自治会・学区	1	住民の学習ニーズの把握	地域住民が関心を持ち、参加しやすい学習の場をつくるため、学習ニーズの把握に努めます。	地域団体 学区社協
	2	自治会や学区（地区）社協による学習機会の充実と参加促進	学習ニーズの把握に基づき、関係機関等と連携しながら、福祉に関する学習機会の充実と参加促進に努めます。	地域団体 学区社協

市全域	3	各種団体の情報共有や研修の場などへの支援	地域における学習機会の充実を図るため、出前講座などを通じて、各種団体の情報共有・情報交換や研修のための場づくりを支援します。	市社協 行政
	4	学校・地域・福祉関係団体等と連携した福祉教育の推進	学校・地域・福祉関係団体と連携し、学校や地域など様々な場での福祉教育を推進します。	市社協 行政

☆取組の評価指標

番号	課名等	評価指標	平成 27 年度（現状）	平成 33 年度（目標）	単位	備考
3	子育て支援課	各種団体の情報共有、情報交換や研修のための機会回数	16	24	回/年	研修会・啓発機会の回数
	障害福祉課	各種団体の情報共有、情報交換や研修のための機会回数	4	7	回/年	障害者団体、福祉関係団体等の研修に、障害福祉課職員等が出講した回数
	発達支援室	発達障害に係る研修会の開催	6	9	回/年	支援者対象の研修会と一般対象の研修会の開催および出前講座
	医療福祉推進課	各種団体の情報共有、情報交換や研修のための機会回数	10	12	回/年	ケアマネジャー等保健医療福祉職対象の研修会等開催回数
	市社協	学区（地区）社協など地域における研修機会の回数	105	130	回/年	福祉に関わる様々なテーマについて、学区（地区）社協等で研修や学習会等が行われた回数
4	市社協	福祉教育の機会回数	延べ 60	延べ 65	回/年	学校等からの依頼により、市社協が福祉教育を直接実施または講師紹介を行った回数

２　人権啓発、男女共同参画の推進

【現状と課題】

○　だれもが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現に向け、行政・市民・事業者が協働して、人権啓発や男女共同参画を進めることが重要です。

○　意識改革は大変時間のかかる取組であり、地域における出前講座など社会教育の展開を通じて、一人ひとりの気づきと学びを応援することが求められます。また、次世代につなげる地道な努力として、学校や職場における人権教育、男女共同参画教育の充実・継続に努める必要があります。

【取組】

身近な地域や学校・職場など様々な場で、行政・市民・事業者が協働して、人権啓発・男女共同参画を推進します。

地域範囲	番号	取組	内容	主体
自治会・学区	1	人権啓発のための講座の開催	地域が主体的に取り組む人権啓発のための自主講座、出前講座の推進に努めます。	地域団体 行政
	2	男女共同参画推進のための講座の開催	出前講座をはじめ地域での学習の展開を通じて、男女共同参画の大切さに気づき、行動に移すための学習機会の充実に取り組みます。	地域団体 行政
市全域	3	学校・職場等と連携した人権啓発の推進	市民一人ひとりが人権の意義や価値について理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるため、学校・職場など、あらゆる場での人権啓発を推進します。	行政
	4	学校・職場等と連携した男女共同参画の推進	性別にとらわれず、一人ひとりの個性と能力が尊重され、発揮できるよう、学校や職場等における男女共同参画を推進します。 【具体的な取組例】 ●身近なテーマ設定による講座開催や男女共同参画地域推進員[25]の資質向上に努める。	行政

[25] 男女共同参画地域推進員：市内のすべての地域において男女共同参画の自主的、組織的な推進を図るとともに、地域の活動を支援するため、市長から委嘱された委員。

☆取組の評価指標

番号	課名等	評価指標	平成 27 年度（現状）	平成 33 年度（目標）	単位	備考
1	人権政策課	人権のまちづくり懇談会の開催率	88.1	100	%	自治会単位で開催する『人権のまちづくり懇談会』の開催率（懇談会開催自治会数／全自治会数）
2	人権政策課	出前講座等の新規開催数（自治会）	4	34	件	「男女共同参画」をテーマとした「まちづくり懇談会」の新規開催数
3	人権政策課	職場における人権啓発の機会	951	1,200	回/年	市内企業における人権研修の開催回数
4	人権政策課	出前講座の新規開催数（各種団体・事業所）	25	49	件	男女共同参画地域推進員による出前講座の新規開催数
	学校教育課	学校における男女共同参画教育の機会	24	24	校/年	年間に 1 回以上教育の機会を設けた学校数

基本目標５

人それぞれに参加でき、役にたてるまち

１　地域福祉を支える人材づくり

【現状と課題】

○　地域福祉活動を継続的に進めていくためには、民生委員・児童委員や福祉委員、各種ボランティアなど、地域で福祉活動に携わる人材の育成・確保が重要です。また、これらの人材をサポートする仕組みづくりも求められています。

○　それらの活動者をまとめ、牽引する人材の育成・確保も重要です。地域福祉活動のリーダー役を担う人材の育成・支援を図る必要があります。

【取組】

地域福祉活動に参加する人材やリーダー役を担う人材の掘り起こしや育成・確保に努めます。

地域範囲	番号	取組	内容	主体
自治会・学区	1	地域における各種団体・サークル等の把握	地域において様々な福祉活動を行っている各種団体・サークルおよびそこに携わっている人材等の把握に取り組みます。	地域団体 学区社協 市社協
	2	福祉に関する学習を生かした人材づくり	福祉に関する地域での学習を生かし、継続して地域福祉活動につながるよう情報提供等の支援を進めます。	地域団体 学区社協 市社協
	3	特技や専門的ノウハウを持った人材登録制度の創設	特技や専門的ノウハウを持った人材を、地域福祉活動に生かすための人材登録制度の創設を図ります。	学区社協 市社協

	4	「私のしてほしいこと・私のできること」を登録・把握する制度の創設	相互に助け合う地域づくりのために、「私のしてほしいこと（助けてほしいこと）」と「私のできること（手伝えること）」を登録・把握する仕組みづくりに取り組みます。	地域団体 市社協
市全域	5	地域福祉活動のリーダーとなる人材づくり	地域福祉活動のリーダー役を担う人材の掘り起こしを行うとともに、活動の促進に向けた研修を行うなど、その育成・支援を図ります。	市社協 行政

☆取組の評価指標

番号	課名等	評価指標	平成 27 年度（現状）	平成 33 年度（目標）	単位	備考
5	市社協	見守り合い サポーター登録数	―	250	人	地域における困りごとの解決や見守り合い活動の推進役として、市社協に登録しているサポーター数

２　ボランティア活動・NPO 活動等の推進

【現状と課題】

○　地域福祉活動を継続的に進めていくためには、ボランティアなどの活動者のすそ野を広げていくことが求められます。

○　近年、ボランティアや NPO 等が活発に活動を展開し、公的なサービスで補うことができないニーズに柔軟に対応するなど、社会に貢献しています。今後ますます多様化する市民の生活課題・福祉課題に対応するためには、地域住民・ボランティア・福祉関係団体・NPO・行政等による協働が求められます。

○　市民アンケートでは、ボランティア活動に「参加している」が 21.1%（前回調査 18.6%）、「参加していない」が 75.5%（前回調査 78.0%）となっており、前回調査に比べると「参加している」が若干増えています。特に 40 歳代～60 歳代の参加率が高くなっています。

○　年齢区分別にみると、40 歳代では「子どもや子育てに関するボランティア活動」への参加が多く、60 歳代以上では「高齢者などを対象としたボランティア活動」への参加が多くなっています。また、「自治会活動としてのボランティア活動」については、40 歳代と 70 歳以上で多くなっています。

○　年代によって関心を持っている活動内容が異なることをふまえながら、年代に応じて連続的にボランティア活動に参加し、市民が地域の様々な課題の解決において活躍できるよう、参加のきっかけづくりや活動支援に努める必要があります。

○　特に団塊の世代など高齢者が地域活動やボランティア活動へ参加し、活躍できるよう、マッチング支援等のコーディネート機能を充実していく必要があります。

【取組】

ボランティア活動等への参加のすそ野を広げながら、年代に応じて連続的に参加し、市民が地域の様々な課題の解決において活躍できるよう、参加のきっかけづくりや活動支援、コーディネート機能の充実に努めます。また、地域福祉において大きな役割を担っている NPO 等の主体的な活動を支援していきます。

地域範囲	番号	取組	内容	主体
学区	1	年代の特性に応じたボランティア活動の促進や地域福祉活動の展開	子育てに関するボランティア活動や障害のある人、高齢者に関するボランティア活動など、様々なふれあいや体験を交えた参加機会の充実を通じて、これまで地域福祉活動に参加していなかった新しい層の参加を促進し、年代に応じて連続的にボランティア活動に参加できる地域づくりに努めます。	地域団体 学区社協
市全域	2	ボランティア・NPO等についての情報提供	様々なボランティア活動・NPO活動等に関する情報提供を進め、学習機会への活用や参加促進に努めます。	市社協 行政
	3	ボランティア団体・NPO 等の立ち上げ支援	地域福祉の推進を目的とするボランティア団体や NPO 等の立ち上げ支援に努めます。	市社協 行政
	4	ボランティア・コーディネート機能の充実	ボランティアをする人と利用者のニーズをマッチングさせるためのコーディネート機能の充実を図ります。	市社協

☆取組の評価指標

番号	課名等	評価指標	平成 27 年度（現状）	平成 33 年度（目標）	単位	備考
3	市社協	ボランティア登録団体数	31	40	団体	市社協に「福祉団体」「ボランティアグループ」として登録している団体数
4	市社協	ボランティアのマッチング件数	97	120	件/年	自治会や地域からのニーズに応じて、市社協でマッチングを行った件数

第５章　計画の推進

１　各主体の役割と連携

地域福祉計画の推進にあたっては、市民、地域団体、事業者・大学、市社協、行政がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携して取り組んでいくことが必要です。

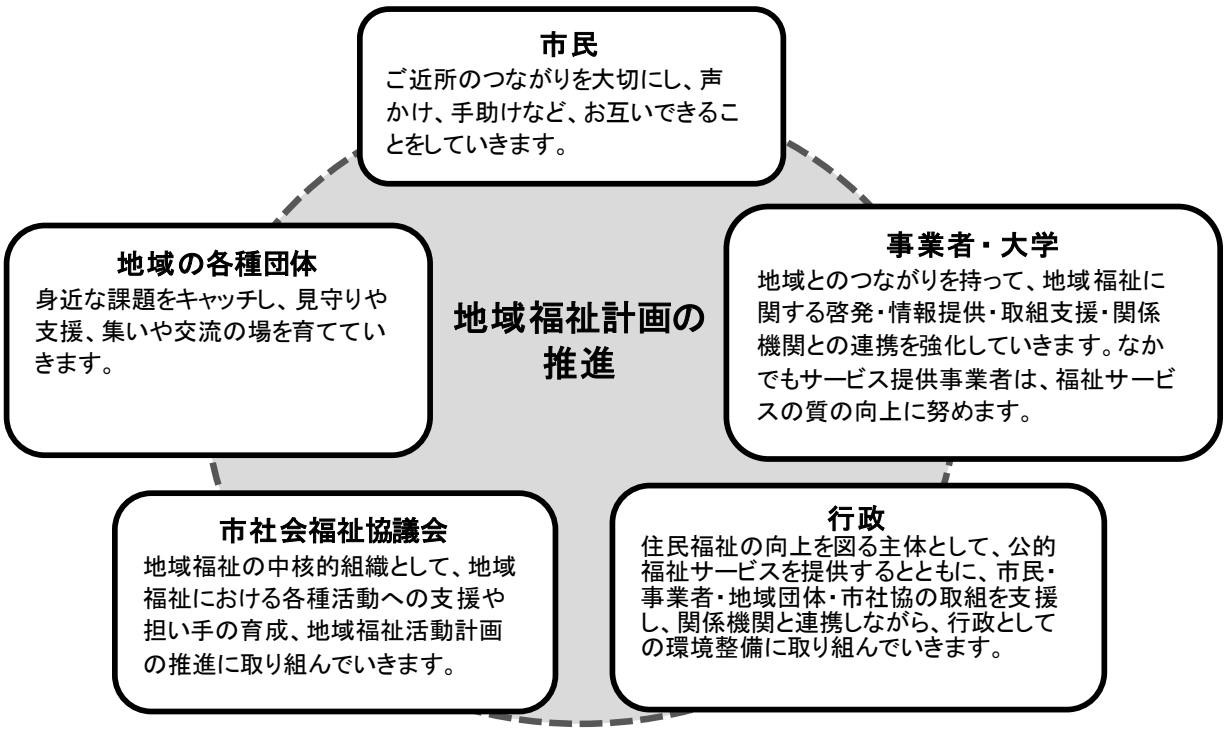

（１）行政の役割

住民福祉の向上を図る主体として、各種施策を総合的・効果的に推進し、公的な福祉サービスを適切に提供する役割を担います。また、市民・地域団体・事業者・市社協の取組を支援し、関係機関と連携しながら、地域福祉を推進するための環境整備に取り組んでいきます。

（２）彦根市社会福祉協議会の役割

地域福祉の中核的組織として、地域福祉活動計画に基づいて、地域福祉活動への住民参加の促進、各種団体やサービス提供事業者等の地域資源のネットワーク化などを通じて、地域福祉における各種活動への支援や担い手の育成に取り組んでいきます。

また、学区ごとに策定された住民福祉活動計画が推進されるよう、地域担当制のもとに学区（地区）社協等と連携しながら、地域課題の把握と解決に向けて取り組んでいきます。

（3）事業者・大学の役割

民間事業者や大学は、地域における重要な社会資源として、地域福祉に関する啓発・情報提供・取組の支援に努めます。

なかでもサービス提供事業者は、民生委員・児童委員や福祉委員、学区（地区）社協など地域住民・地域団体とのつながりを持って、福祉サービスの情報提供や質の向上に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、地域住民・地域団体からの相談にも対応していきます。

（4）地域の各種団体の役割

自治会、民生委員・児童委員、学区（地区）社協、ボランティア団体、NPO など地域の各種団体は、身近な地域の福祉課題をキャッチし、相談・支援につなぐとともに、団体間の連携により課題解決に取り組んでいきます。また、地域のつながりを深めるため、地域における様々な集いや交流の場を育てていきます。

（5）市民の役割

ご近所のつながりを大切にし、声かけや手助けなど、お互いできることに取り組んでいきます。そして地域福祉の担い手として、それぞれの役割を持って、学習機会やボランティア活動に参加していきます。

地域福祉における様々な主体の連携と市民協働のイメージ

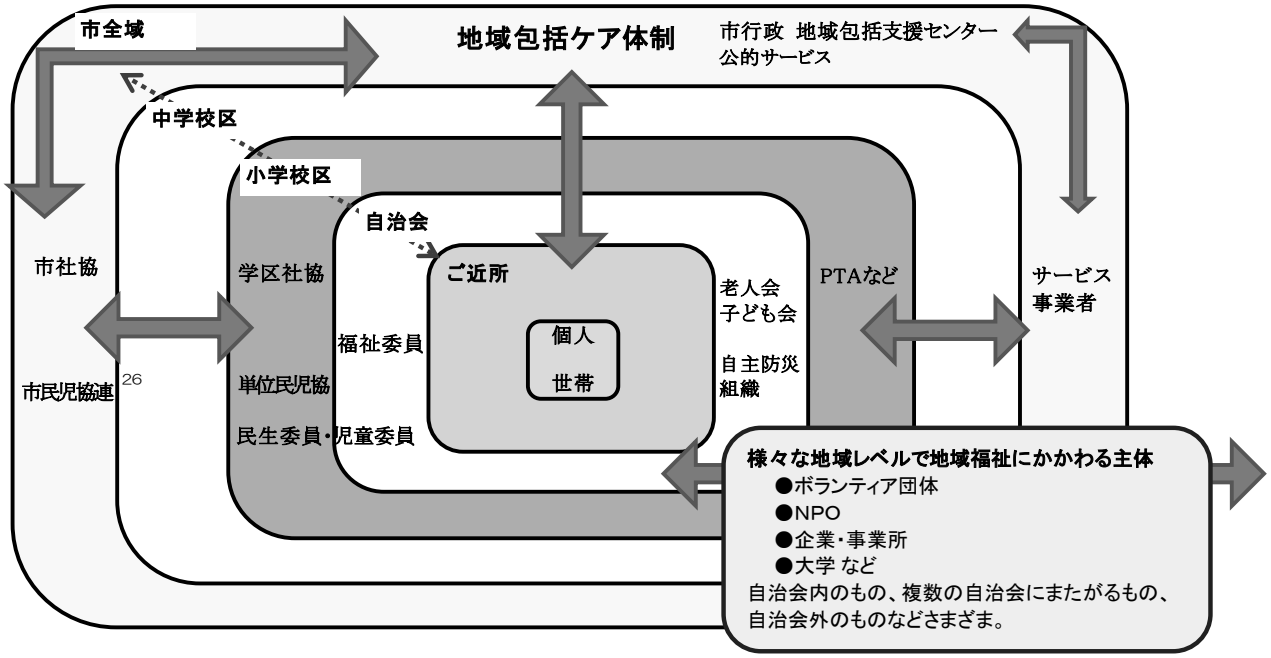

[26] 彦根市民生委員児童委員協議会連合会（市民児協連）：彦根市内の民生委員児童委員協議会（単位民児協）の相互連携と活動の充実、民生委員・児童委員および主任児童委員の資質の向上を図り、地域社会における福祉活動の推進などの業務を行うために組織された団体。

２　計画の進行管理

計画を着実に推進するため、「彦根市地域支援会議」を設置し、その具体的な展開を検討するとともに、計画の達成状況について点検・評価していきます。

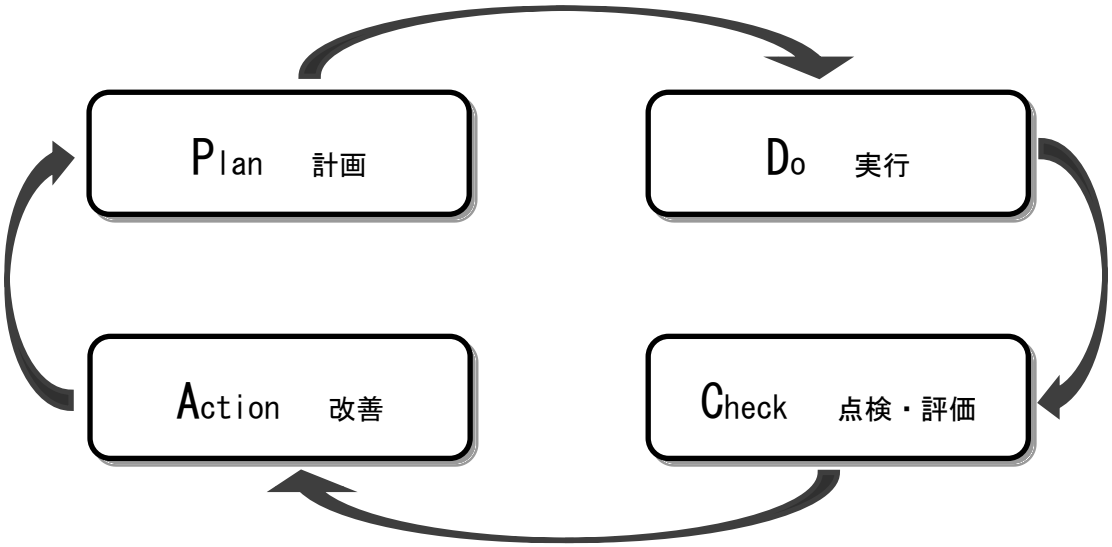

付属資料

Ⅰ　策定の経緯に関する資料

■第２次彦根市地域福祉計画策定委員（彦根市地域支援会議委員）
名簿（平成 29 年２月 23 日時点）

順不同・敬称略

委嘱団体名等	職名等	委嘱者氏名	備考
社会福祉法人　彦根市社会福祉協議会	会長	圓城　治男	副委員長
彦根市民生委員児童委員協議会連合会	監事	黒川　隆徳	
彦根市老人クラブ連合会	副会長	堤　威智正	
彦根愛知犬上介護保険事業者協議会	副会長	菅原　幸一	
彦根市身体障害者更生会	副会長	伊関　光男	
特定非営利活動法人　彦根育成会	理事	牧村　眞瑳實	
彦根市健康推進員協議会	副会長	原　光美	
特定非営利活動法人　ＮＰＯぽぽハウス	理事	成松　祐子	
特定非営利活動法人　日本防災士会滋賀県支部	湖東ブロック長	安井　務	
滋賀県立大学　人間看護学部	教授	甘佐　京子	委員長
聖泉大学　看護学部	准教授	間　文彦	
彦根市青少年育成市民会議	副会長	吉田　徳一郎	
彦根市権利擁護サポートセンター 襷（たすき）	管理者	近澤　貴徳	

行政任命委員　所属	職名	任命者氏名	
彦根市福祉保健部	部長	川嵜　孝	
彦根市介護福祉課	課長	山本　登	
彦根市子育て支援課	課長	小山　圭映	
彦根市子ども・若者課	課長	橋本　昌子	
彦根市障害福祉課	課長	多湖　敏晴	
彦根市健康推進課	課長	五坪　千恵子	
彦根市医療福祉推進課	課長	馬場　敬人	
彦根市発達支援室	室長	朝木　一枝	

■策定の経緯

年	月日	経緯	協議内容
平成28年	9月26日	第１回「第２次彦根市地域福祉計画」策定委員会	○委員長・副委員長選出 ○第２次彦根市地域福祉計画の策定方針 ○第２次彦根市地域福祉計画策定スケジュール ○市民および福祉関係団体へのアンケート調査について
	11月2日～11月21日	市民アンケート調査の実施	○20歳以上の市民から1,000人を無作為抽出 ○郵送による配布・回収 ○有効配布数998件 ○有効回収数506件（有効回収率50.7%）
	同上	団体アンケート調査の実施	○市内の学区（地区）社協、民生委員児童委員協議会、福祉関連団体等58団体を対象 ○41団体から回答（回収率70.7%）
	11月～12月	庁内各課および市社協による第１次彦根市地域福祉計画の検証	○行政および市社協が主体の取組について、達成状況や今後の方向性を検証
	11月24日	彦根市地域支援会議ワークショップの開催	○地域支援会議委員および関係者を対象にワークショップを開催 ○参加者16人
	12月27日	第２回「第２次彦根市地域福祉計画」策定委員会	○彦根市地域福祉活動計画との連携について ○市民アンケートおよび団体アンケート結果 ○庁内各課および市社協による第１次計画の検証結果 ○地域支援会議委員および関係者によるワークショップの結果 ○第２次彦根市地域福祉計画（素案）について ○パブリックコメントについて
平成29年	1月13日～2月13日	パブリックコメントの実施	○市ホームページ等で公開、意見募集 ○寄せられた意見：８件
	2月23日	第３回「第２次彦根市地域福祉計画」策定委員会	○パブリックコメントの結果について ○前回策定委員会からの変更点について ○第２次彦根市地域福祉計画（案）について

Ⅱ　市民アンケート調査結果の概要

1　調査の概要

（1）調査対象および標本抽出方法

市内在住の 20 歳以上の市民から 1,000 人を無作為抽出。

（2）調査方法

郵送による配布・回収

（3）調査基準日（標本抽出基準日）

平成 28 年（2016 年）11 月 1 日

（4）調査期間

平成 28 年（2016 年）11 月 2 日～平成 28 年 11 月 21 日（12 月 12 日回収〆切）

（5）回収状況

有効配布数	998 件（2 件は住所変更による不達）
有効回収数	506 件
有効回収率	50.7%（平成 23 年の前回調査では 48.2%）

2　調査結果の概要

※以下の回答結果は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。

（1）福祉関連情報の利用状況

市の広報は「よく読んで（見て）いる」が 52.4%で過半数を占めています。一方、市や社協のホームページは「読んだ（見た）ことがない」が 49.0%となっています。

【Q5-ア】福祉に関する情報

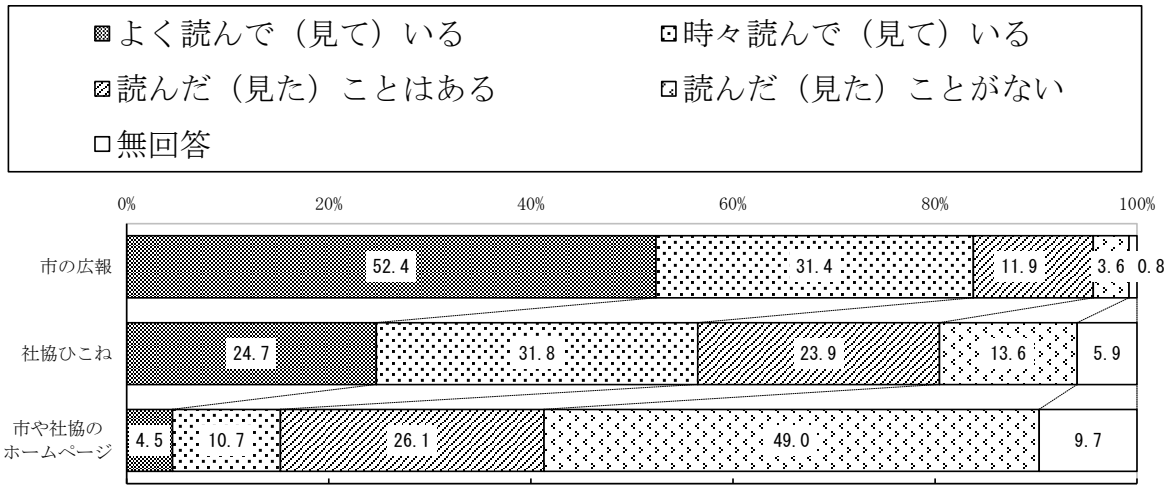

（2）福祉サービスに関する情報は十分に得られていると思うか

「20 歳代」と「50 歳代」で「あまり得ることができない」と「ほとんど得ることができない」の合計が半数を超えています。

【Q7】福祉サービスに関する情報を十分に得ることができているか（年代）

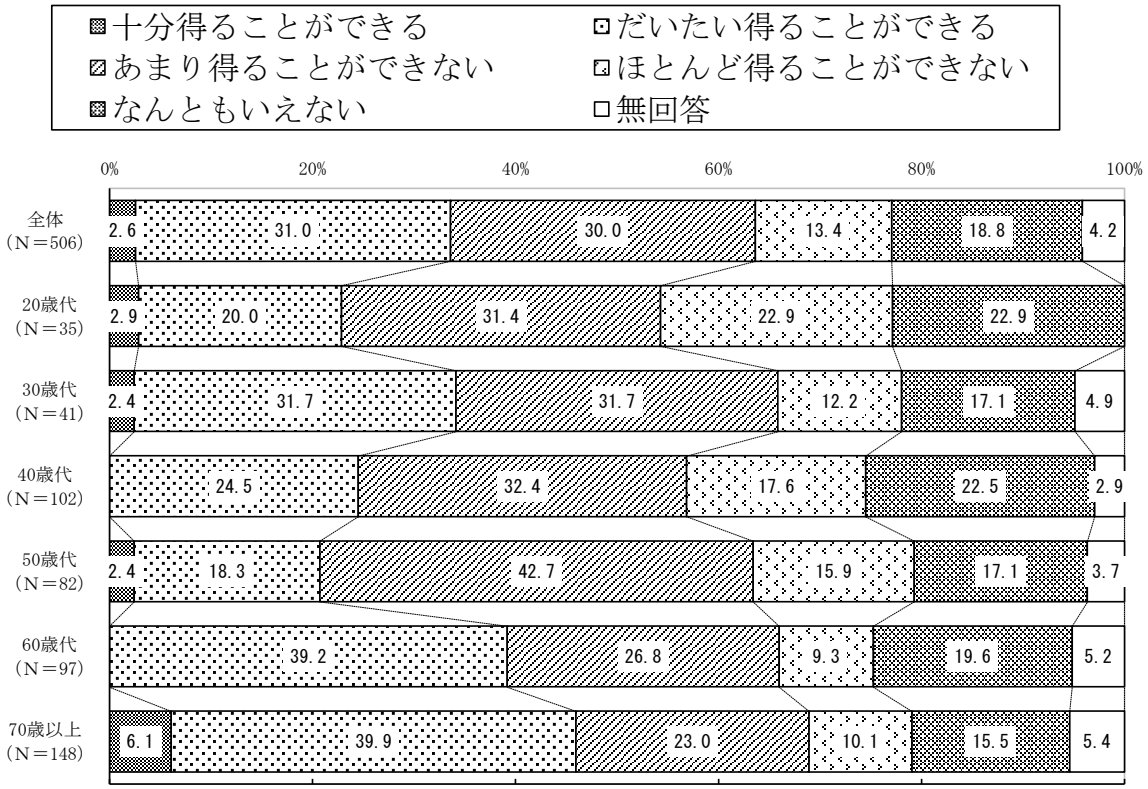

また、隣近所との付き合い程度が高いほど、「十分得ることができる」、「だいたい得ることができる」の割合が高くなる傾向にあります。

【Q7】福祉サービスに関する情報を十分に得ることができているか（近所との付き合い程度）

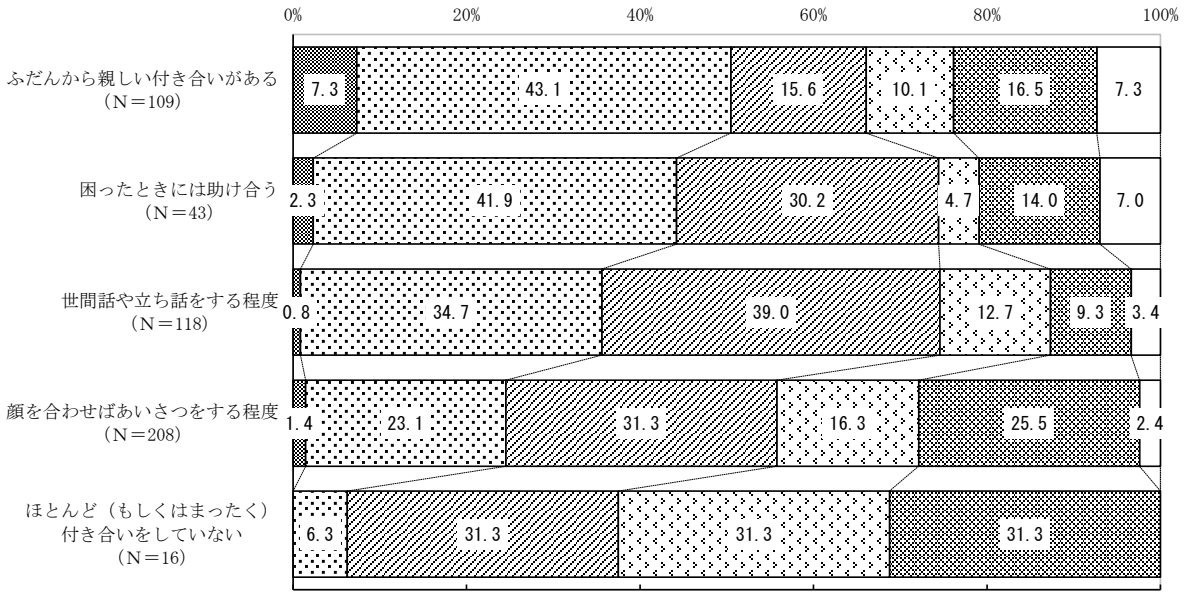

（3）日常生活の不安や悩みについての相談相手

前回同様「家族や親戚」、「友人・知人」の順に多くなっています。また、「家族や親戚」で約 5 ポイント、「職場の人」で約 3 ポイント増えている一方で、「隣人・近所の人」で約 3 ポイント減っています。一方、前回と比べて「どこに相談していいのかわからない」が 2.1 ポイント、「相談できる人がいない」が 1.9 ポイント増えています。

【Q9】不安や悩みについての相談相手
全体（前回　N＝478　今回　N=506）

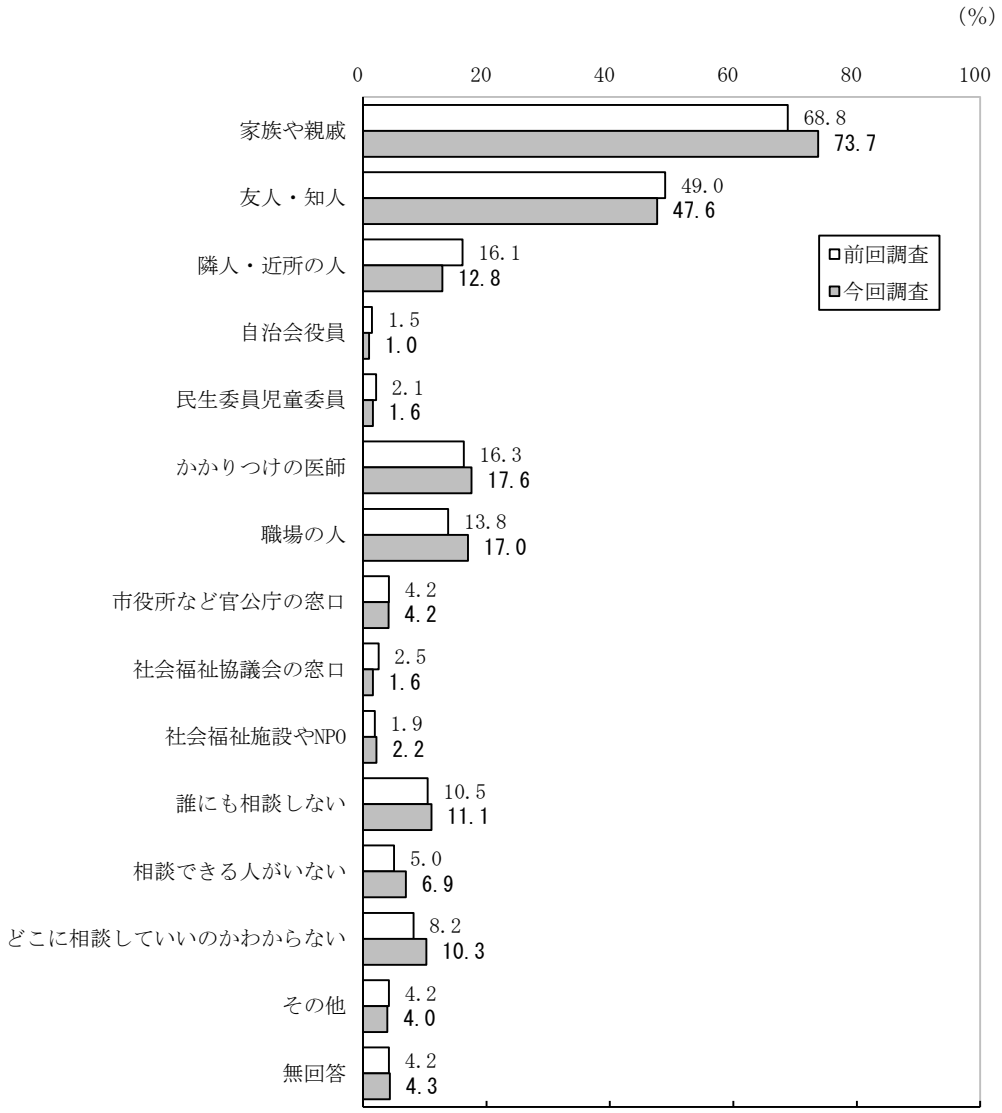

（4）相談窓口に対する満足度

前回は「ア　自分に必要な手続がすぐわかるか、どうか」への希望が 58.6%ありましたが、今回「やや不満」と「不満」を合わせると 31.4%となっており、「満足」「やや満足」が 25.7%と不満を下回っているものの、やや改善していることが伺われます。

前回は「イ　市のサービスのほか他の公的機関や民間サービスもわかるか、どうか」への希望が 31.6%ありましたが、今回「やや不満」と「不満」を合わせると 31.1%となっており、「満足」「やや、満足」も 20.0%と少なく、あまり変化がないことが伺われます。

前回は「ウ　1ヵ所でなんでも相談や手続ができるか、どうか」への希望が 48.7%ありましたが、今回「やや不満」と「不満」を合わせると 36.4%となっており、「満足」「やや満足」は 15.4%と少なく、あまり変化がないことが伺われます。

前回は「エ　書類の書き方が簡単で、提出する書類が少ないか、どうか」への希望が 36.6%ありましたが、今回「やや不満」と「不満」を合わせると 32.8%となっており、「満足」「やや満足」も 18.8%と少なく、あまり変化がないことが伺われます。

【前回調査】

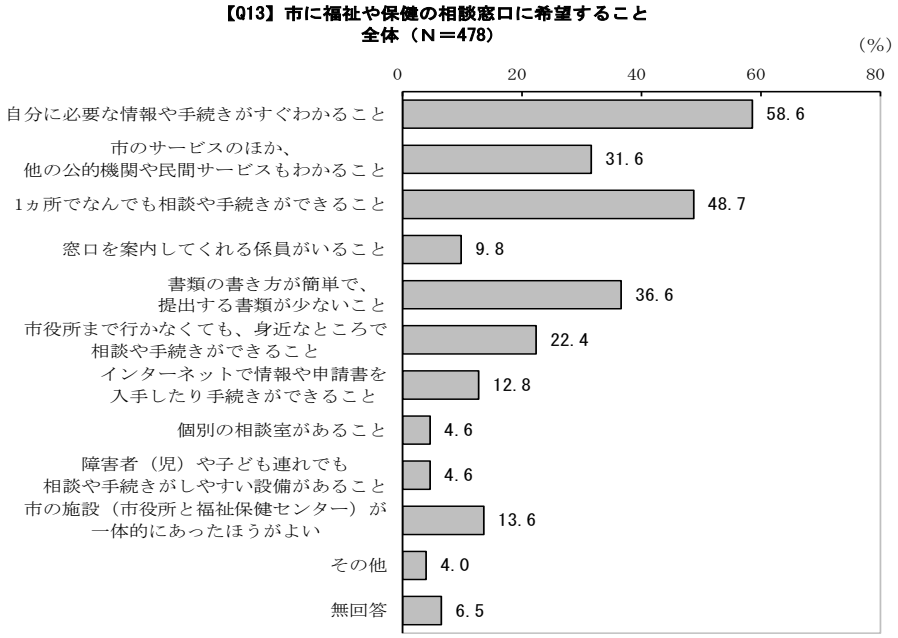

【今回調査】

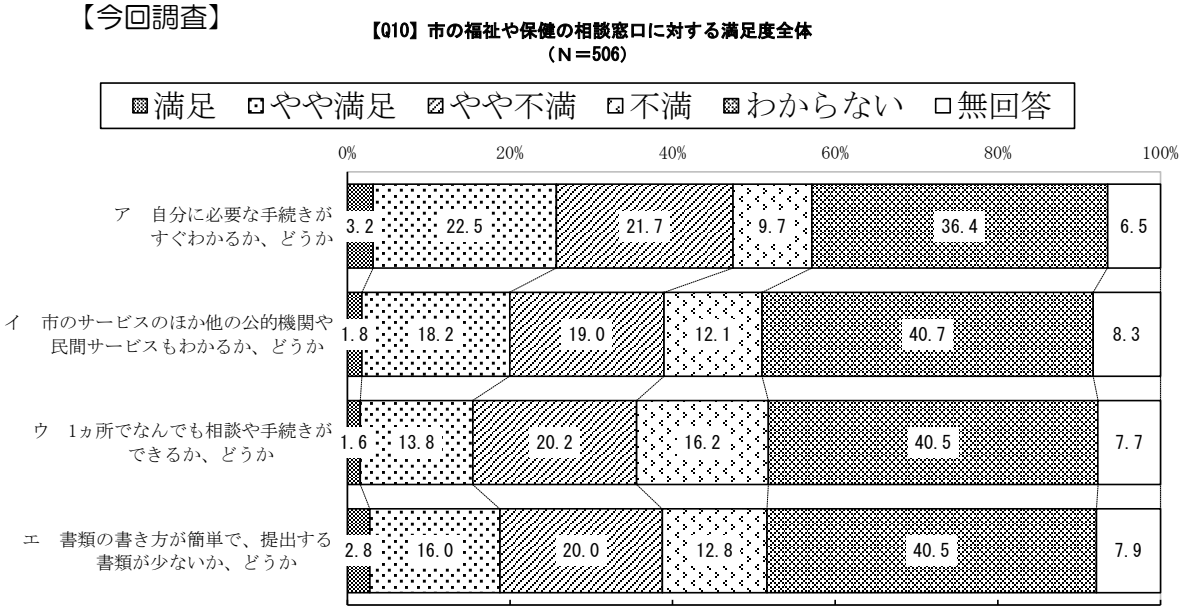

（５）福祉に関して学ぶ機会

前回同様「男性」より「女性」の方が福祉について学ぶ機会が多くあります。

機会の内容については、前回と比較すると「自治会の行事」、「学区社協の行事」、「社会福祉協議会の行事・講座」等で増え、「福祉サービス事業所の行事・教室」等で減っています。

【Q11】福祉を学ぶ機会（性別）

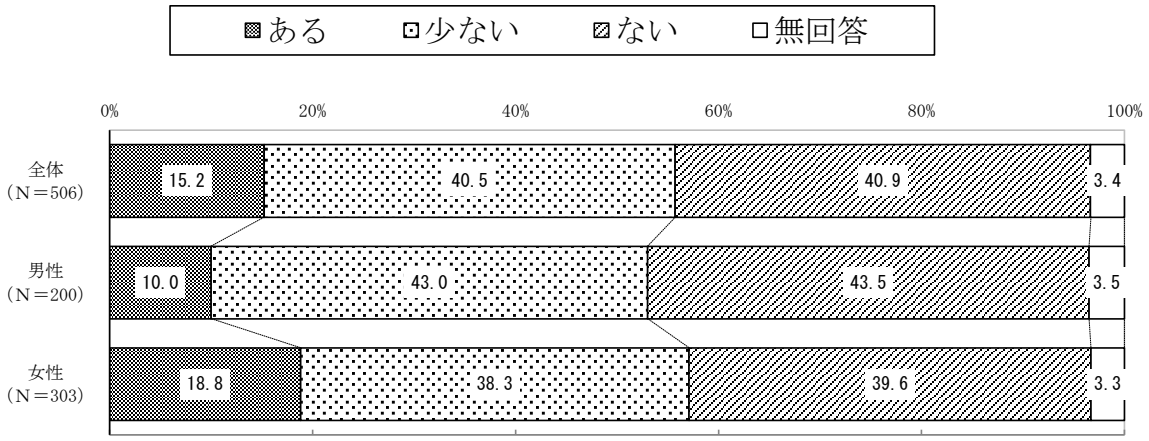

【Q12】福祉についての学習の機会
全体（前回　N＝57　今回　N＝77）

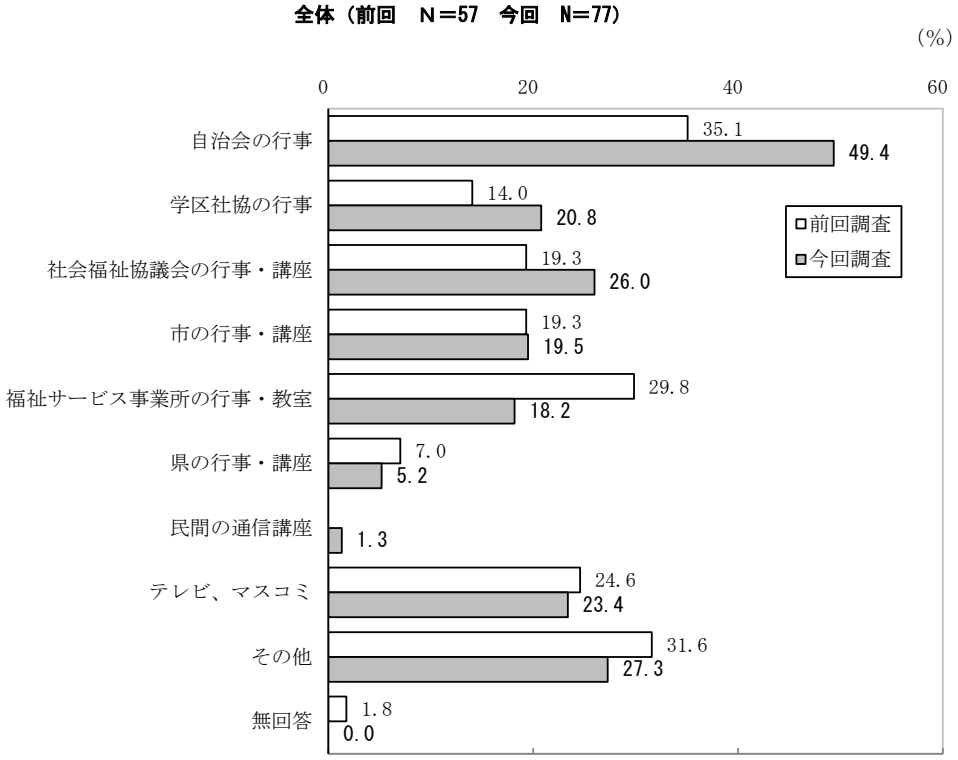

小学校区別にみると、次のように地域によって違いがあります。

【Q11】福祉を学ぶ機会（小学校区）

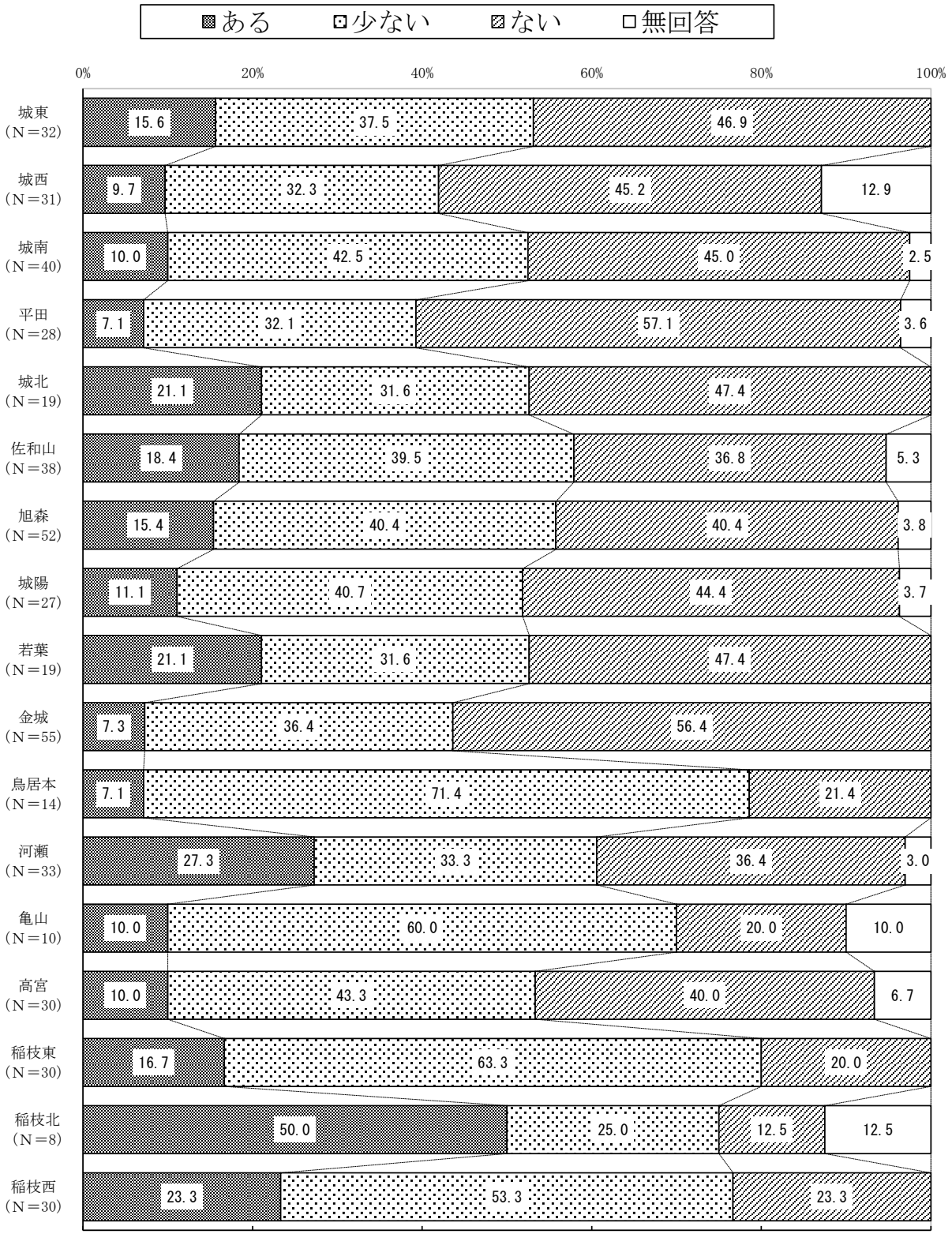

（６）ボランティア活動への参加

小学校区別にみると、次のように地域によって違いがあります。

項目	全体平均より10ポイント以上高い地区
参加している　（全体平均　21.1%）	佐和山、若葉、稲枝北、稲枝西
参加していない（全体平均　75.5%）	平田、鳥居本、稲枝東

【Q14】ボランティア活動への参加（小学校区）

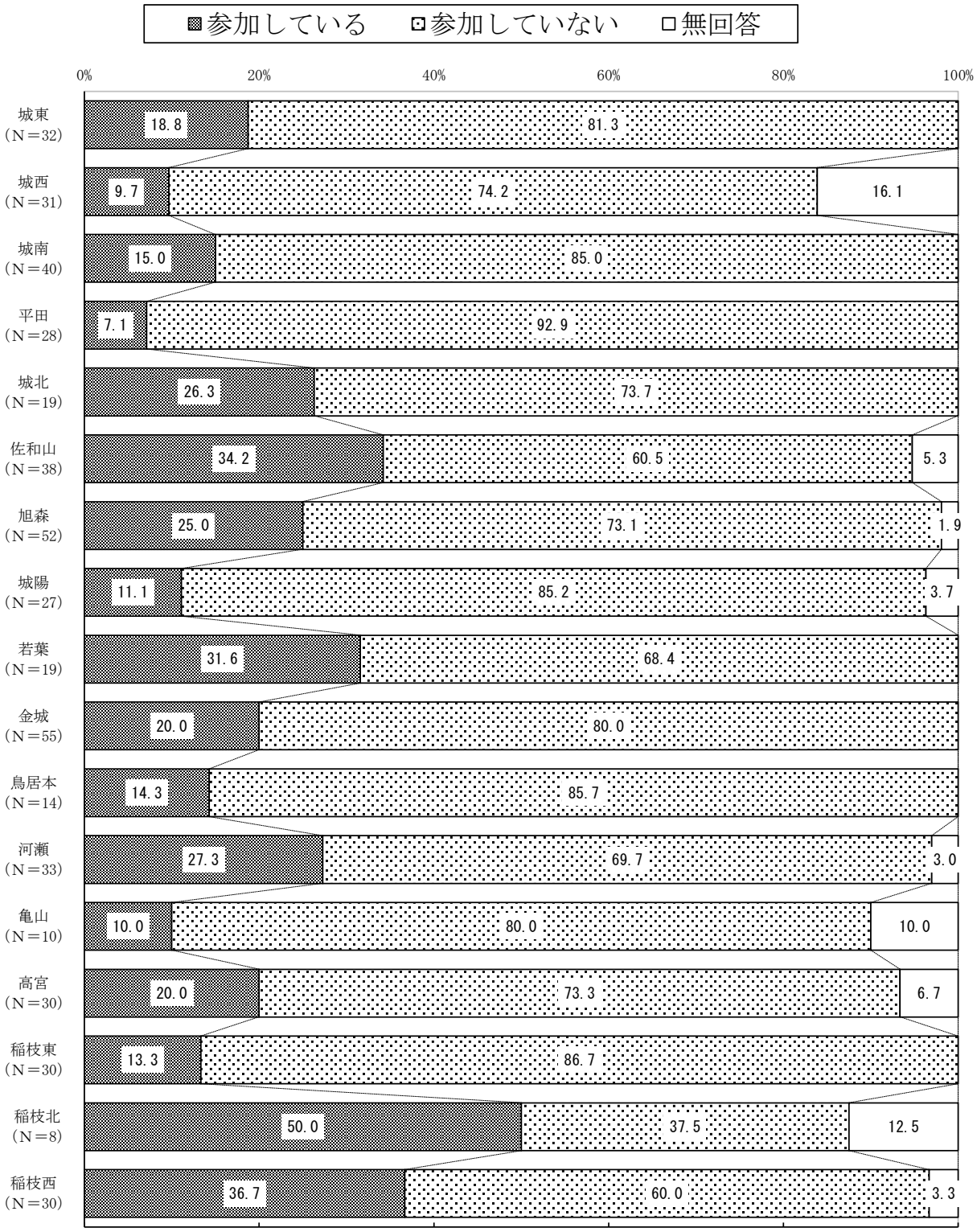

（7）参加しているボランティア活動

前回同様「自治会活動としてのボランティア活動」が最も多く、次いで「募金への寄付」となっています。また、前回と比較すると「子どもや子育てに関するボランティア活動」、「高齢者などを対象にしたボランティア活動」等が増えている一方、「環境保護や美化に関するボランティア活動」、「スポーツ振興に関するボランティア活動」、「募金への寄付」等は減っています。

【Q15】参加しているボランティア活動
全体（前回　N=89　今回　N＝107）

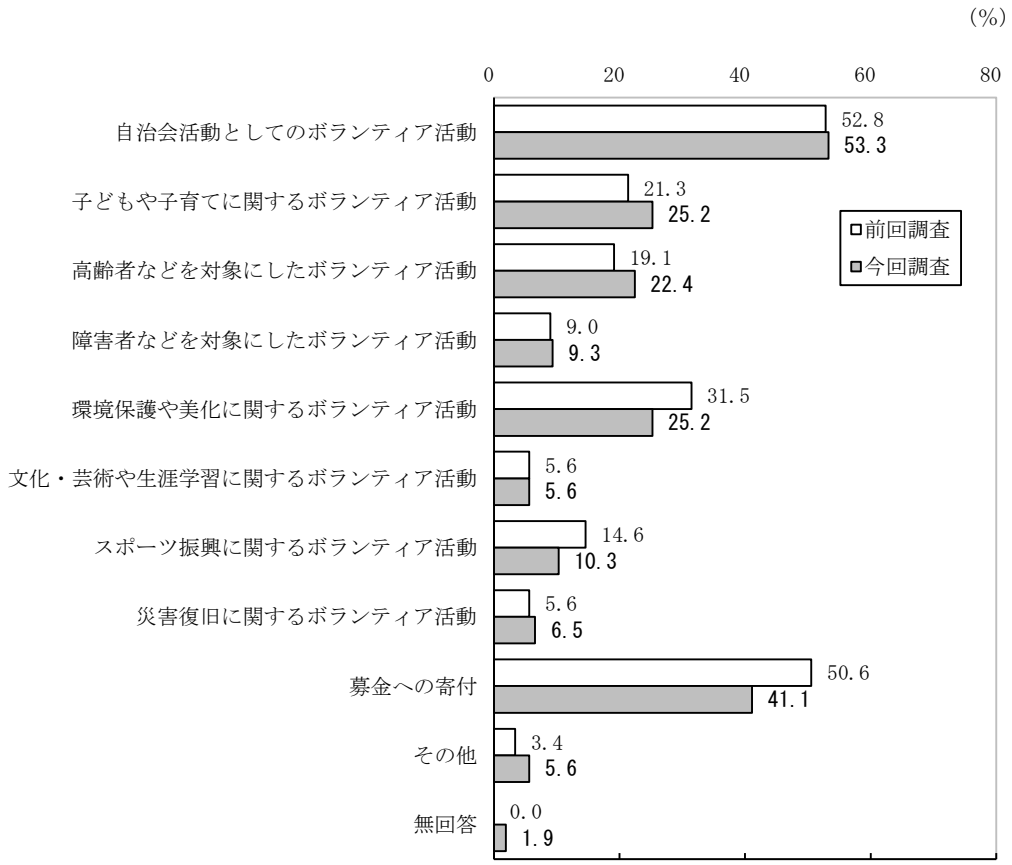

（８）隣近所との付き合いの程度

「顔を合わせればあいさつをする程度」が 41.1%（前回調査 33.1%）と最も多くなっています。また、「ふだんから親しい付き合いがある」21.5%（前回調査 25.1%）、「困ったときには助け合う」8.5%（前回調査 9.8%）、「世間話や立ち話をする」23.3%（前回調査 25.5%）など、比較的親しい付き合いをしている割合は 53.3%（前回調査 60.4%）となっており、近所付き合いの希薄化がうかがえます。

【Q16】近所との付き合いの程度（性別）

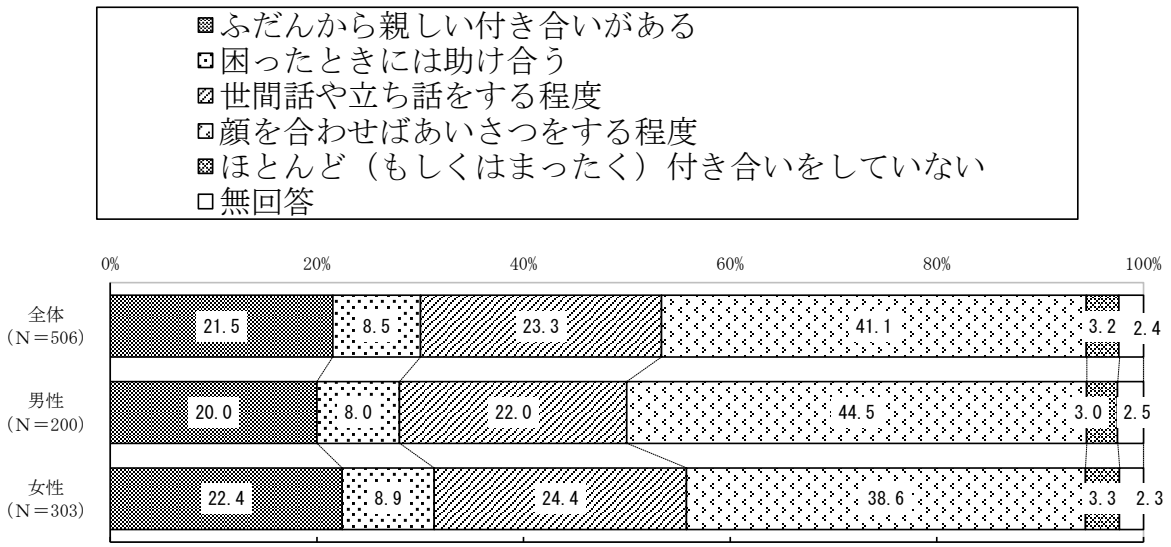

（９）近所から頼まれた場合にできることと近所の人に手助けしてもらいたいこと

近所から頼まれた場合にできることと近所の人に手助けしてもらいたいことを比較すると、ほとんどの項目で「できること（供給）」が「してもらいたいこと（ニーズ）」を上回っていますが、近所でのニーズが最も多い「災害時の手助け」については供給が下回っています。

【Q17】近所から頼まれた場合にできること/
【Q18】近所の人に手助けしてもらいたいこと
全体（前回　N=478　今回　N＝506）

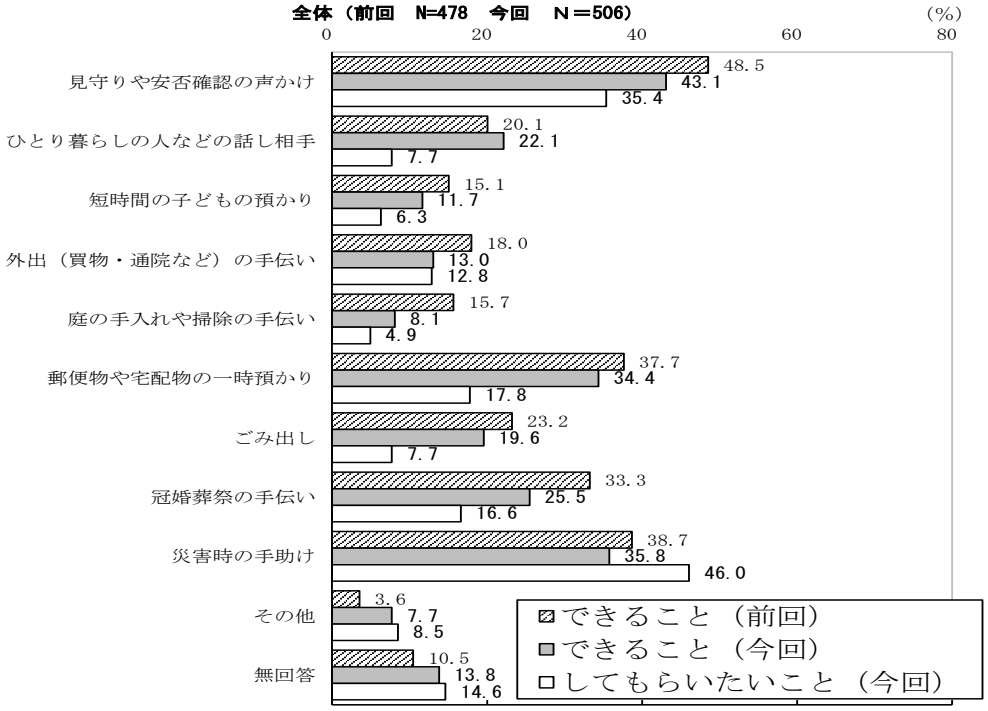

（10）今後の地域福祉のあり方

「行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みをつくるべき」が最も多く、全体では62.8%をしめています。

「30～40歳代」では「国や市町村といった行政の責任で行うべき」が比較的多くなっています。

【Q19】今後の地域福祉（年代）

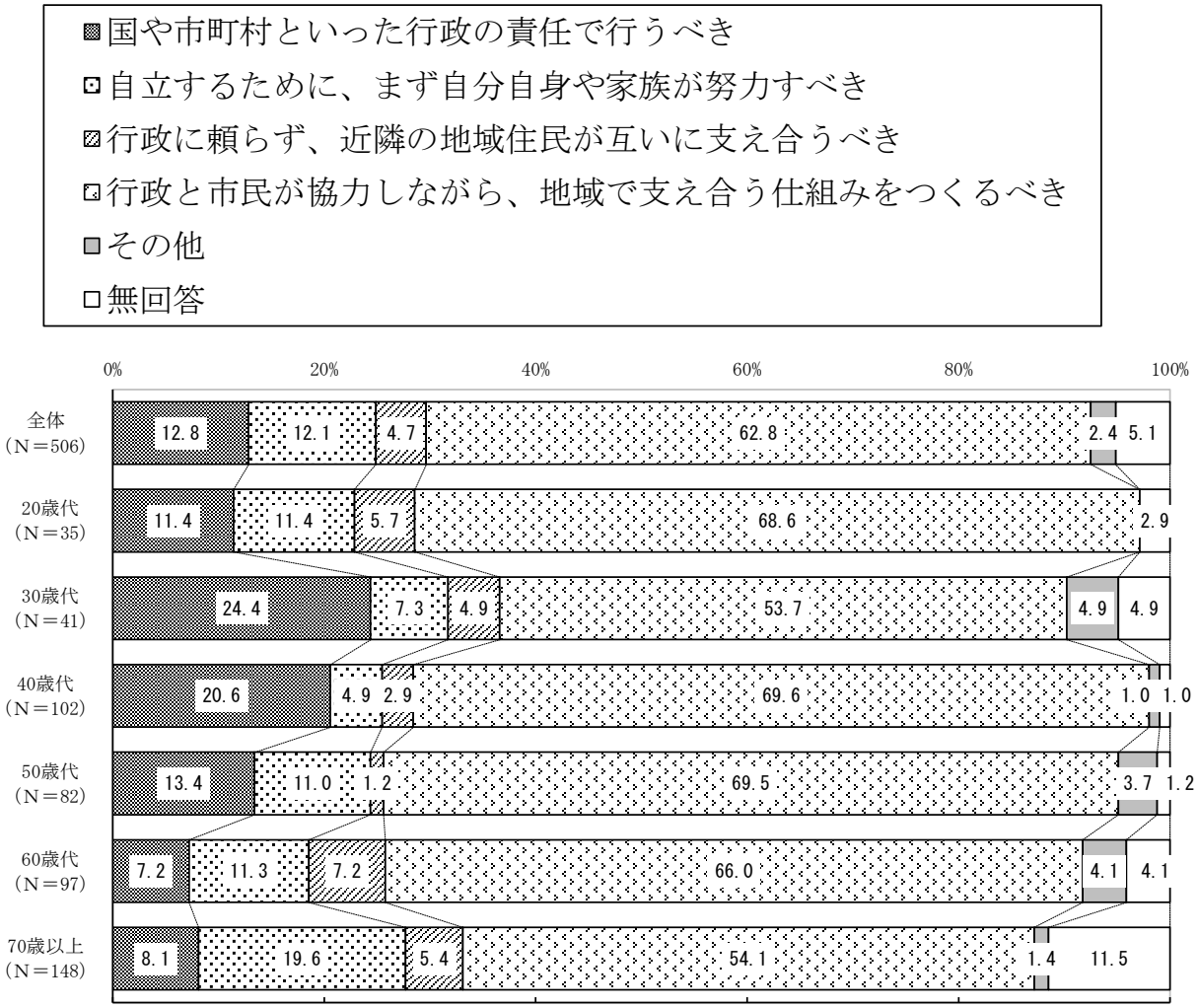

Ⅲ　具体的な活動事例　　（団体アンケートからの抜粋）

計画を策定するにあたって、市内の学区（地区）社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉関連団体等 58 団体を対象にした団体アンケートを実施し、41 団体から回答を得ました。

ここでは地域福祉の具体的な取組の参考として、各団体の「活動概要」と「地域に関わった事業や交流」を紹介します。

区分	団体名	団体の活動概要	地域に関わった事業や交流
学区（地区）社会福祉協議会	城東中部学区社会福祉協議会	・高齢者福祉（いきいきサロン、独居高齢者訪問活動） ・ふれあい活動（歳末たすけあい募金配分事業）を通じて地域住民の交流を図る。 ・敬老事業　等	・いきいきサロン（75 歳以上の高齢者の交流） ・ふれあいもちつき大会 ・敬老事業
	城東南部学区社会福祉協議会	・定期総会（４月１回）いきいき安心推進事業（６月２回・８月１回・10 月１回） ・敬老会行事（９月１回） ・歳末助け合い活動（12 月１回）	・いきいき安心推進事業等 （１）小学生対象の工作 （２）幼児保護者対象「子育てひろば」 （３）児童対象の野外活動 （４）高齢者対象「グラウンドゴルフ大会」 （５）「福祉バス利用」 （６）「敬老会・友愛訪問」 （75 歳以上の独居者対象）
	城北学区社会福祉協議会（学区ボランティア協議会）	民事協、老人クラブ連合会、各自治会長の協力を得て各事業を推進している。	・いきいき安心推進事業 ・一人暮らし高齢者・身体障害者のお楽しみ会 ・敬老祝賀会 ・あいさつ運動 ・地域環境美化活動 ・歳末たすけあい運動（友愛訪問）
	佐和山学区社会福祉協議会	地域福祉全般 ・（乳幼児から小学校入学までの子ども達）子育てサポートライン実施 ・（高齢者）学区敬老会の開催、独り暮らし高齢者研修旅行、いきいき安心推進事業、歳末たすけ合い事業	・各自治会における福祉活動 ・年４回以上の福祉活動の強化 ・その他　例：敬老会（学区全体）、子育てサポート月１回の開催、小学校体育館が狭く感じる位の参加がある。
	多景学区社会福祉協議会	・高齢者対策、子どもボランティア活動、研修等 ・多景地区住民福祉活動計画に関わる取組（H28 年３月作成）	・県立大との空き家対策 ・高齢者ふれあい訪問 ・子どもボランティア（登下校時の見守り活動）
	若葉学区社会福祉協議会	・福祉活動等の各自治会サポート ・研修会等の企画	・敬老行事活動支援 ・地域防犯活動支援

区分	団体名	団体の活動概要	地域に関わった事業や交流
学区（地区）社会福祉協議会	金城学区社会福祉協議会	最も大切な「自治会の活動」をベースとして ・機能する「災害時避難行動要支援者支援制度」 ・地域に広がる「命のバトン」 ・息長く続く「サロン活動」 ・学区の安心・安全「防犯見守り隊」 以上の取組を更に充実できればと考える。	・自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員による三者交流会で地域の福祉課題や活動を広く交流し合う。 ・福祉出前講座は各自治会の希望内容に沿って学ぶテーマを選んでもらう。
	鳥居本学区社会福祉協議会	・理事会７回／年、総会 ・敬老行事の開催 ・高齢者への友愛訪問 ・高齢者と中学生の交流 ・男性料理教室 ・グラウンドゴルフ大会 ・小学生の料理教室	・グラウンドゴルフ同好会の協力でグラウンドゴルフ大会実施 ・民児協との協力で男性の料理教室、中学生と高齢者の交流、小学生の料理教室 ・自治会、福祉委員との友愛訪問
	高宮学区社会福祉協議会	月１回の小・中学校あいさつ運動、ふれあい給食、児童公園清掃、敬老記念品の配布、戦没者慰霊祭、車イス体験学習、年末慰問シクラメン配布、ふれあいサロン、イキイキサロン、児童公園見回り	左記参照
	河瀬学区社会福祉協議会	友愛訪問、グラウンドゴルフ大会、クリスマスプレゼント持参の友愛訪問、学区内地域の東西南北に分かれての食事会、子ども会とクリスマス会	・いきいきふれあいの集い食事会 年一回ですが河瀬学区東西南北に分かれて 80 歳以上の方と 65 歳以上のお一人暮しの方との食事会を実施 ・11 月にグラウンドゴルフ大会、今年も 148 人の方が参加 ・12 月に 80 歳以上の方 530 人にクリスマスプレゼントを持参して友愛訪問、自治会も、老人会も民生委員と共に ・子ども会とクリスマス会約 100 名参加
	亀山学区社会福祉協議会	・学区内社会福祉事業 ・日赤事業 ・市事業	見守り活動（福祉委員、年 10 回）、ふれあい訪問（民生委員・児童委員）　サロン活動
	稲枝学区社会福祉協議会	「いつも　なごやかに　えがおで　ふれあう稲枝」を活動理念として「人と人とがつながり安心して住めるまち」づくり 稲枝地区住民福祉活動計画の推進・実践 ・笑顔であいさつ・プラスOne 運動の展開 ・各種団体の連携を密に福祉活動の充実促進 ・各自治会で「福祉のまちづくり基本計画」の策定・実施	・各自治会役員に福祉部長を設置 ・各自治会にボランティアグループ結成（28 町） ・各自治会で福祉講座・介護講座の開催 ・サロンの開催支援 ・わたしの町の助け合いネットワークづくりの推進 ・ボランティアグループ交流会の実施

区分	団体名	団体の活動概要	地域に関わった事業や交流
民生委員児童委員協議会	城東一民生委員児童委員協議会	右記参照	市社協のいきいき安心事業の中の「ふれあい給食の集い」、特に独居老人との集いを重視している。その他、三世代交流、見守り活動など
	城東二民生委員児童委員協議会	高齢者への訪問・見守り等の普段の生活上や緊急時の対応等の支援、児童への声かけ見守り、障害者の方への支給、見守り、声掛け等	・幼児…人形劇・読み聞かせ・簡単なものづくりのイベント：年一回 ・児童…ものづくり体験へのイベント：年１回、色々な施設を訪問・見学して、本物を学ぶイベント：年１回 ・高齢者…季節の風物を見て、食事・入浴を共にして、普段と一味違う高齢者同志の交流会：年１回
	城西一民生委員児童委員協議会	地域住民の実態把握と総合的な援助	・一人暮らし高齢者との日帰りバス研修旅行が今年より〝みんみんサロン〟に変更 ・一人暮らし高齢者への友愛訪問 ・キャッスルママのつどい（0～3 歳幼児、3 民児共催） ・赤ちゃん訪問
	城西二民生委員児童委員協議会	・訪問活動と赤ちゃん訪問に、主任児童委員が帯同 ・構成員が少ないため、独自活動は高齢者へのかいろ配りと社協の協力行事に参加している。	・彦根西高生との交流会（城西学区内在宅高齢者と西高家庭科生徒との交流会定員 40 名） ・シルバーフェスティバル（城西学区の敬老行事） ※いずれも学区（地区）社会福祉協議会との連携
	城南民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員として地域での見守りと相談活動	・２・３歳児親子のつどい ・敬老会 ・地域の伝統行事の歴史発表（子ども） ・小中学生の作文発表、たこあげ大会、運動会、中学生主体の模擬店
	平田民生委員児童委員協議会	平田学区における民生児童委員活動	・70 歳以上の独居者・80 歳以上の高齢者を対象としたふれあいサロン会の開催（年７回） ・乳幼児母親を対象としたあそぼう会の開催 ・通学時の安全パトロールおよびあいさつ運動の推進 ・友愛訪問（毎月）、年末年始訪問 ・敬老会、市民運動会、納涼祭、春まつりの協力
	城北民生委員児童委員協議会	地域の小さなつながりから大きな活動へつなげていく。子どもの行事や各サークル活動に参加し住民の方達と交流していく。	左記参照
	佐和山民生委員児童委員協議会	担当地域住民の心配ごと悩みごとに寄り添い、相談内容に応じて適切な関係機関の支援へつなぐ。	子育てサポート、挨拶運動、赤ちゃん訪問、友愛訪問、敬老祝賀会、子ども会サマーキャンプ

区分	団体名	団体の活動概要	地域に関わった事業や交流
民生委員児童委員協議会	旭森民生委員児童委員協議会	赤ちゃん訪問、赤ちゃんサロン（年間１１回）、高齢者サロンボランティア（月１回×12）、子ども教育の協力（年１回は民児協計画）、各種団体の協力（のびのびすくすく教室　園庭開放）、実態調査（５月 11 月）、研修、広報（年３回見守り活動等、全戸配布）	・民児協主催の年間 11 回の赤ちゃんサロンで若い母親の居場所だったり母親同士のつながりができている。 ・のびのびすくすく教室に協力して子育ての母親と交流のきっかけや見守りになっている。 ・敬老福祉大会に全面的に協力し、高齢者同士のつながり、子ども教室への協力で小学生との交流をもっている。
	城陽民生委員児童委員協議会	・民生児童委員本来の業務 ・民児協としての業務（職務知識の習得含む。） ・関係機関、団体との協力連携	・スクールガードへの参加 ・あいさつ運動への参加 ・幼稚園、保育園、小学校、中学校への行事参加 ・高齢者ふれあいサロンの実施 ・子どもふれあい広場の実施 ・青少協他各種団体との協力支援
	若葉民生委員児童委員協議会	子育てサロン・高齢者サロン・研修講座、青少年との交流活動、他団体との連携、広報活動、挨拶運動、友愛訪問等々	各町自治会長、５団体等、各種団体代表者が月１回集まり現状の情報を共有している。祭事業や各種団体が行なう事業への青少年の参加を促している。各サロンや研修会を重ねて人と人との交流を図っている。
	金城民生委員児童委員協議会	児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、人権学習、広報活動	・高齢者の集い（年１回） ・施設利用者の外出支援 ・命のバトン（携帯カード）の配布活動 ・障害者との「陶芸教室」開催（年１回） ・育児相談教室（広場）の実施 ・学区（地区）社協と連携しての年末訪問
	鳥居本民生委員児童委員協議会	右記参照	・「いきいき教室」小学生対象。「料理教室」や「ニュースポーツに挑戦」、「野鳥観察に挑戦」、「防災・救命」などの体験活動を縦割りで実施 ・「男の料理教室」高齢者男性の料理教室 ・中学生とお年寄りの交流会 ・民生委員児童委員、自治会長、福祉委員による年末の高齢者（85 歳以上）訪問 ・月１回の小学校・中学校での挨拶運動 ・グループホーム（認知症）の運営推進委員会に出席 ・広報「いきいき鳥居本」の発行
	高宮民生委員児童委員協議会	民生委員法に規定された職務および児童福祉法で規定された児童委員としての職務の遂行	・ホタル観察会 ・わいわい広場 ・三世代交流会
	亀山民生委員児童委員協議会	・高齢者・困窮者に対する見守りと問題点の行政へのつなぎ ・児童の安心・安全、健全な発達に向けての支援	・日常の見守り活動 ・独居老人対象の「ふれあいの集い」 ・未就園者対象の「親子ふれあいの会」
	稲枝民生委員児童委員協議会	右記参照	地区社協と協力してふれあい給食・歳末友愛訪問等を行なうことにより、見守り活動を行なっている。

区分	団体名	団体の活動概要	地域に関わった事業や交流
その他の協議会	彦根市健康推進員協議会	・食生活改善、運動、休養実践のための活動 ・彦根市の保健衛生事業への協力 ・各種研修会への参加	・おやこの食育教室の開催 ・生涯骨太クッキング事業の開催 ・野菜食べ隊活動支援事業（野菜あと１皿キャンペーン） ・生活習慣病を予防するための講習会の開催 ・ひこね元気計画 21(第２次) 推進活動（健康教室等） ・その他、地区毎の調理実習やウォーキング等の健康教室
	彦根愛知犬上介護保険事業者協議会	彦根市、愛知郡、犬上郡内にある介護保険の事業所等の集まりで研修や情報交換を行ってサービス向上に努めている。	多職種連携や交流会
その他の団体	さわやま地域福祉ボランティアグループ	・各自治会内での活動 ・学区全域での活動 ・各種福祉施設でのボランティア活動	・いきいき安心推進事業 ・歳末助けあい事業 ・老人保健施設・デイサービスへのボランティア活動
	認定特定非営利活動法人ひこね育ちのネットワーク・ラポール	・家庭訪問型子育て支援「ホームスタート」の訪問活動 ・ノーバディーズ・パーフェクト・プログラムの開催 （グループの中で、自分に合った子育てのやり方を見つけるプログラム） ・親育ち支援のための講座やサロン「出会いのひろば」の開催 ・指定管理者として「子どもセンター」「ふれあいの館」を共同体で運営	・「ホームスタート」は利用者も増え、口コミで少しずつ広がってきている。次年度からは妊婦対象に拡大 ・「出会いのひろば」は今年で３期目。５～６組の定員で年間を通じて進めているが、親も子も育ち合っている。 ・「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム」は春と秋の２回で親子の自己肯定感アップに貢献している。
	城西友愛会	城西学区の高齢者のサロンを年３回、各町毎におしゃべり、歌、食事、大人のぬりえなどをして過ごしている。	最近はご無沙汰しているが、草津とか守山とか社協の仕組みを知るための交流をし、城西学区にもって帰り、少しずつ中身を考えてやっていた。
	城東北部ボランティア	総会・年２回の研修会、北部社協と連携して敬老会・ふれあい給食、独居高齢者に友愛訪問等を行うこと、その他ボランティア活動（各々のブロックにて）	研修会、北部社協と連携して、敬老会、ふれあい給食の協力、高齢者等の見守りなど
	認定特定非営利活動法人NPO ぽぽハウス	子育て支援活動（インフォーマルサービス[27]、委託事業）、高齢者通所デイサービス、ケアマネ、地域高齢者支援事業、障害児通所支援施設	・うたごえサロン ・まちなかシアター ・健康サロン ・あそび隊
	彦根市精神障害者家族会集まろう会	毎月１回定例会にて懇談会、研修会、バス旅行などを実施。他にバーベキュー大会など	地区社協等での講演

[27] インフォーマルサービス：介護保険などの公的制度を使わないサービスを指し、有料・無料にかかわらず NPO 法人やボランティアグループが行うサービスなどをいう。なお、家族・親戚・近所の人の力も含む。

区分	団体名	団体の活動概要	地域に関わった事業や交流
その他の団体	彦根市肢体不自由児（者）父母の会	会員相互の親睦と障害者の福祉向上をめざし、社会への人権啓発に努めている。年間行事等を決め、取り組む努力をしている。	50年以上の活動の中でボランティアや民生委員の方々に協力していただいている。障害者への理解も深まっているものと思っている。
	彦根市視覚障害者協会	・厚生福祉の推進に関すること ・文化教養の向上ならびに健康の増進に関すること ・自立および社会参加に関すること ・会員自身の地域奉仕活動の推進に関すること ・福祉関係機関、諸団体との連携協力に関すること	治療奉仕活動など
	彦根市聴覚障害者協会	毎月１回　月例会 行事、学習会、彦根市との要望など	市民が集まって活動している手話サークルと一緒に交流したり、行事参加したりしている。
	特定非営利活動法人 Links	市民が当事者意識を持てるまちづくり、特に地域に暮らす大人や大学生らが、子どもをサポートする学習支援や子ども食堂などの居場所づくり	・中地区公民館での学習支援・居場所づくり活動（月曜、夜） ・かめのこ子ども食堂（第３土曜、昼） ・ブラジル人学校での日本語交流支援（火曜または水曜、夜） ・中央中学校での学習支援（月２回、土曜、午前）

Ⅳ　取組の評価指標一覧

基本目標１　支えあい、地域で安心して暮らせるまち

取組方針	番号	課名等	評価指標	平成27年度（現状）	平成33年度（目標）	単位	備考
3　災害時避難行動要支援者に対する支援体制の整備	6	社会福祉課	災害時避難行動要支援者制度登録率	27.2	60	%	災害時避難行動要支援者制度対象者のうち、個別支援計画を作成し、かつ平時からの情報提供について同意し制度に登録した者の割合
	7	社会福祉課	福祉避難所協定締結施設数	0	80	箇所	災害時に福祉避難所に指定する施設として事前に協定を締結している施設数
4　関係機関のネットワークづくり	1	介護福祉課	彦根市高齢者安心・安全ネットワーク協力事業者数	30	40	事業者	彦根市高齢者安心・安全ネットワークに協力する事業者数
	2	市社協	市社協と学区（地区）社協等との意見交換・集まる場の開催	13	18	回/年	市社協による学区（地区）社協の定例会議やボランティアグループ交流会、地域福祉推進委員会の開催数
	4	関係各課（医療福祉推進課）	情報共有のための連携会議回数	81	130	回/年	各種地域ケア会議開催回数
	5	介護福祉課	成年後見制度利用者数（市長申立て件数）	9	11	人/年	成年後見等の市長申立てを行った件数
		障害福祉課	成年後見制度利用者数（市長申立て件数）	3	3	人/年	成年後見等の市長申立てを行った件数
		市社協	地域福祉権利擁護事業利用者数	72	90	人/年	市社協が実施する地域福祉権利擁護事業の契約件数
	6	介護福祉課	高齢者虐待通報件数	36	45	件/年	高齢者虐待について通報のあった件数
		子育て支援課	DV相談件数（上段） 児童虐待受理件数（下段）	67 46	100 70	件/年	DVに関する相談件数と 児童虐待として受理した件数
		障害福祉課	障害者虐待件数（認定件数）	3	3	件/年	障害者虐待として認定した件数
	7	社会福祉課	生活困窮者自立支援の任意事業実施数	3	4	件/年	一時生活支援事業・就労準備支援事業・子どもの学習支援事業の実施数
			課題を把握し、支援を行った件数	38	68	人/年	生活困窮相談のうち、支援申込みのあった件数
		市社協	市社協独自の生活・相談支援の施策数（上段） および利用件数（下段）	4 388	10 800	件/年 人/年	困窮者支援や相談対応等、市社協が独自に実施する施策の件数および利用件数（延べ人数）

※　表中の番号は本文の【取組】の番号と対応している。

基本目標2　一人ひとりに必要な情報が届くまち

取組方針	番号	課名等	評価指標	平成27年度（現状）	平成33年度（目標）	単位	備考
1　身近なところでの情報提供	1	医療福祉推進課	情報提供を行ったサロン回数	233	256	回/年	各種出前講座を通じた介護予防等に関する情報提供
2　必要な人への情報提供	3	人権政策課	翻訳、通訳などができる言語数	3	4	言語	（現状）英語、ポルトガル語、中国語 （目標）タガログ語を追加
		社会福祉課	翻訳、通訳ができる人材数	1	1	人	ポルトガル語訳ができる人材を配置
		障害福祉課	手話通訳者設置人数	2	3	人	障害福祉課等に設置する手話通訳者の人数
			点字版広報ひこねの点訳率	約65	90	%	点字版広報ひこねの普通文字版広報との情報量の割合
3　わかりやすい広報等の情報提供	2	福祉保健部	ホームページアクセス件数	84,928	89,175	件/年	福祉保健部のホームページへの年間アクセス件数
		市社協	ホームページアクセス件数	15,452	16,000	件/年	市社協のホームページへの年間アクセス件数
			ツイッター等による情報発信件数	60	80	件/年	市社協のツイッターおよびフェイスブックでの情報発信件数
	3	市社協	ボランティア登録団体数	31	40	団体	市社協に「福祉団体」「ボランティアグループ」として登録している団体数

基本目標3　身近なところで相談でき、必要な支援が受けられるまち

取組方針	番号	課名等	評価指標	平成27年度（現状）	平成33年度（目標）	単位	備考
1　民生委員・児童委員、福祉委員等による困りごとのキャッチ	1	市社協	「見守り合い活動」実施自治会数	—	150	自治会	社協における「見守り合い活動推進助成金」を活用し、地域の見守り合い活動に取り組む自治会数
2　ワンストップサービスの相談体制	2	社会福祉課	生活困窮を理由とした相談延べ件数	565	700	件/年	生活困窮を理由とした相談延べ件数
		介護福祉課	権利擁護サポートセンター相談延べ件数	163	720	件/年	高齢者・障害のある人等の権利擁護に関する相談延べ件数
		子育て支援課	相談延べ件数	689	900	件/年	家庭相談における相談件数
		子ども・若者課	子ども・若者総合相談センター相談延べ件数	—	300	件/年	平成28年10月に開設した総合相談センターにおける相談延べ件数
		障害福祉課	障害者相談延べ件数	11,084	11,700	件/年	障害者相談支援事業所において対応した相談延べ件数
		医療福祉推進課	地域包括支援センター総合相談延べ件数	10,648	12,800	件/年	高齢者に関する総合相談延べ件数
		市社協	「高齢者・障害者なんでも相談会」の開催数（上段） および相談人数（下段）	2 39	3 60	回/年 人	高齢者と障害のある人を対象にしたワンストップでの相談会の開催数および相談人数
	3	社会福祉課	相談推進委員会開催回数	1	2	回/年	生活困窮者を市全体で支援していく意識付けと職員の制度理解およびスキルアップのための委員会開催回数
		子育て支援課	情報共有のための連携会議回数	254	300	回/年	情報共有のためのケース会議開催回数
		子ども・若者課	情報共有のための連携会議回数	—	120	回/年	子ども・若者総合相談センターにおける連携会議回数（月10回を目標）
		障害福祉課	情報共有等のための連携会議出席回数	440	584	回/年	情報共有、支援策検討等のための個別ケース会議へ、障害福祉課職員が出席した回数
		発達支援室	発達相談における機関連携回数	80	100	回/年	相談支援に必要となる関係機関との連絡調整の回数
		健康推進課	情報共有のための連携会議回数	62	65	回/年	健康推進課の各種事業を円滑に実施するための関係機関会議の回数
		医療福祉推進課	情報共有のための連携会議回数	81	130	回/年	各種地域ケア会議開催回数
		市社協	相談機関交流会への参加機関・団体数	14	22	機関・団体	多職種連携と相談スキルアップを目的に市社協が主催する「相談機関交流会」に参加した機関・団体数
	4	幼児課	就学前教育・保育施設の整備数	37	41	か所	保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園の整備数

基本目標4　お互いに地域福祉について学びあえるまち

取組方針	番号	課名等	評価指標	平成27年度（現状）	平成33年度（目標）	単位	備考
1　福祉教育の推進	3	子育て支援課	各種団体の情報共有、情報交換や研修のための機会回数	16	24	回/年	研修会・啓発機会の回数
		障害福祉課	各種団体の情報共有、情報交換や研修のための機会回数	4	7	回/年	障害者団体、福祉関係団体等の研修に、障害福祉課職員等が出講した回数
		発達支援室	発達障害に係る研修会の開催	6	9	回/年	支援者対象の研修会と一般対象の研修会の開催および出前講座
		医療福祉推進課	各種団体の情報共有、情報交換や研修のための機会回数	10	12	回/年	ケアマネジャー等保健医療福祉職対象の研修会等開催回数
		市社協	学区（地区）社協など地域における研修機会の回数	105	130	回/年	福祉に関わる様々なテーマについて、学区（地区）社協等で研修や学習会等が行われた回数
	4	市社協	福祉教育の機会回数	延べ60	延べ65	回/年	学校等からの依頼により、市社協が福祉教育を直接実施または講師紹介を行った回数
2　人権啓発、男女共同参画の推進	1	人権政策課	人権のまちづくり懇談会の開催率	88.1	100	%	自治会単位で開催する『人権のまちづくり懇談会』の開催率（懇談会開催自治会数／全自治会数）
	2	人権政策課	出前講座等の新規開催数（自治会）	4	34	件	「男女共同参画」をテーマとした「まちづくり懇談会」の新規開催数
	3	人権政策課	職場における人権啓発の機会	951	1,200	回/年	市内企業における人権研修の開催回数
	4	人権政策課	出前講座の新規開催数（各種団体・事業所）	25	49	件	男女共同参画地域推進員による出前講座の新規開催数
		学校教育課	学校における男女共同参画教育の機会	24	24	校/年	年間に1回以上教育の機会を設けた学校数

基本目標5　人それぞれに参加でき、役にたてるまち

取組方針	番号	課名等	評価指標	平成27年度（現状）	平成33年度（目標）	単位	備考
1　地域福祉を支える人材づくり	5	市社協	見守り合いサポーター登録数	－	250	人	地域における困りごとの解決や見守り合い活動の推進役として、市社協に登録しているサポーター数
2　ボランティア活動・NPO活動等の推進	3	市社協	ボランティア登録団体数	31	40	団体	市社協に「福祉団体」「ボランティアグループ」として登録している団体数
	4	市社協	ボランティアのマッチング件数	97	120	件/年	自治会や地域からのニーズに応じて、市社協でマッチングを行った件数

Ⅴ　用語解説

（50 音順）

用語	説明
NPO	民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
アウトリーチ	窓口で相談を受けるだけではなく、アウトリーチは訪問してニーズを把握する支援のこと。伴走型は相談者に付き添うように責任をもって自立まで見届ける支援のこと。
命のバトン	緊急時に適切な医療処置などが迅速に行われるよう、対象者の医療情報などを記載した用紙の入った容器を、冷蔵庫などのわかりやすい場所に保管しておく仕組み。
インフォーマルサービス	介護保険などの公的制度を使わないサービスを指し、有料・無料にかかわらず NPO 法人やボランティアグループが行うサービスなどをいう。なお、家族・親戚・近所の人の力も含む。
学区（地区）社会福祉協議会（学区社協）	一定の地域内において、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体。
グローバリゼーション	地球規模化。ものごとの規模が国家の枠組みを越え、地球全体に拡大すること。
高齢化率	総人口に占める 65 歳以上の人口の割合。
コーディネート	サービスや仕事の流れを円滑にするため、関係者の間で調整する機能。
個別支援計画 （災害時避難行動要支援者支援制度）	災害時の避難経路などを事前に決めておくことで、避難を円滑かつ迅速に行うために作成するもの。
災害時避難行動要支援者	災害時に、必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなどの適切な行動をとることが困難な人。寝たきりの高齢者や障害のある人など。
災害時避難行動要支援者支援制度	「自分や家族の力だけでは安全な場所に避難することができない人」が当該制度に登録し、災害時に地域の人の手助けにより避難することで減災していこうとする制度。
自主防災組織	自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。
成年後見制度	認知症などによって判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護で不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、代理権・同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を設ける制度。

用語	説明
男女共同参画地域推進員	市内のすべての地域において男女共同参画の自主的、組織的な推進を図るとともに、地域の活動を支援するため、市長から委嘱された委員。
地域福祉	地域福祉とは、それぞれの地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。「社会福祉法」では、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めている。
地域福祉権利擁護事業	毎日の暮らしのなかで、福祉サービスの利用手続ができなかったり、日常のお金の出し入れや使い方に困ったり、大事な書類等の保管に不安を持っている人が、安心して地域で生活が送れるよう支援する取組。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援に係るサービスが切れ目なく提供される仕組み。介護保険事業計画における重点課題とされている。
彦根市社会福祉協議会（市社協）	社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。
彦根市民生委員児童委員協議会連合会（市民児協連）	彦根市内の民生委員児童委員協議会（単位民児協）の相互連携と活動の充実、民生委員・児童委員および主任児童委員の資質の向上を図り、地域社会における福祉活動の推進などの業務を行うために組織された団体。
福祉委員	民生委員・児童委員などと協力して、自治会における福祉の相談窓口、情報の伝達窓口となり、ボランティア活動等の地域福祉の推進役を担う委員。
福祉避難所	高齢の方や、障害のある方など、小学校等を基本とした一般の避難所では避難生活を継続することが困難な方々が安心して避難生活をおくるために設置される避難所。なお、福祉避難所は、災害時において災害対策本部の判断で開設される二次的な避難所であるため、原則として発災直後から避難所として避難することはできず、受入れ者の選定・決定を経た後、受入れ対象者が移送されることになる。
民生委員・児童委員	民生委員は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力などを行う。民生委員法に基づき、市に設置された民生委員推薦会が推薦した者について県知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。 児童委員は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣より委嘱された民生委員がこれを兼ねる。
民生委員児童委員協議会（単位民児協、民児協）	民生委員法により、民生委員協議会を組織しなければならないとされ、児童委員の活動要領に定められる児童委員協議会と一体的に運営されている。組織の区域は、彦根市では概ね小学校区となっている。

用語	説明
要介護等認定者	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な人（要支援者）や、常時介護を必要とする人（要介護者）と認定された方。
療育手帳	知的障害のある人が各種のサービスを受けやすくなるための障害者手帳。都道府県知事が交付。
ワンストップサービス	一度の手続で、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。

Ⅵ　和暦・西暦早見表

和暦	西暦
平成元年	1989 年
平成２年	1990 年
平成３年	1991 年
平成４年	1992 年
平成５年	1993 年
平成６年	1994 年
平成７年	1995 年
平成８年	1996 年
平成９年	1997 年
平成 10 年	1998 年
平成 11 年	1999 年
平成 12 年	2000 年
平成 13 年	2001 年
平成 14 年	2002 年
平成 15 年	2003 年
平成 16 年	2004 年
平成 17 年	2005 年
平成 18 年	2006 年
平成 19 年	2007 年
平成 20 年	2008 年
平成 21 年	2009 年
平成 22 年	2010 年

和暦	西暦
平成 23 年	2011 年
平成 24 年	2012 年
平成 25 年	2013 年
平成 26 年	2014 年
平成 27 年	2015 年
平成 28 年	2016 年
平成 29 年	2017 年
平成 30 年	2018 年
平成 31 年	2019 年
平成 32 年	2020 年
平成 33 年	2021 年
平成 34 年	2022 年
平成 35 年	2023 年
平成 36 年	2024 年
平成 37 年	2025 年
平成 38 年	2026 年
平成 39 年	2027 年
平成 40 年	2028 年
平成 41 年	2029 年
平成 42 年	2030 年

第２次彦根市地域福祉計画

発行者：彦根市

発行年月：平成 29 年３月

編集：彦根市福祉保健部社会福祉課

〒522-0041　滋賀県彦根市平田町 670 番地

TEL　0749-23-9590（直通）　FAX　0749-22-1411（代）

E-mail：shakaifukushi@ma.city.hikone.shiga.jp

ひこにゃん

第２次彦根市地域福祉計画

発行者：彦根市
発行年月：平成 29 年（2017 年）３月